

平成 25 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 26 年 6 月

「平成 25 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告（今年で 12 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）一抄一

（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 25 年度の政策評価実施件数は、2,559 件（平成 24 年度実績：2,631 件）

○ 事前評価：957 件

- ・ 公共事業：252 件
- ・ 租税特別措置等：199 件
- ・ 研究開発課題：197 件 等

○ 事後評価：1,602 件

- ・ 目標管理型の政策評価（注）：368 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象に評価：543 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価：638 件 等

（注）「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、事業の採択、予算概算要求、税制改正要望を提出等

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：250 件
- ・ 施策の改善・見直しを実施：116 件
- ・ 施策を廃止：1 件 等

○ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象とした評価の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：504 件
- ・ 改善・見直しを実施：25 件
- ・ 休止又は中止：14 件

⇒ 4 省で計 14 事業を休止又は中止 [外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省]
上記 14 事業に係る総事業費：約 2,583 億円
うち、休止又は中止することとしたものの残事業費：約 2,165 億円

3 平成 25 年度における政策評価の取組（トピック）

政策・予算の見直しに活用しやすく、国民にとって分かりやすいものとするための機能強化に取組

- 政策評価と行政事業レビューの連携強化 [25 年度～]
 - ・ 政策評価（約 500 施策を対象）の目標とその達成手段との関係を整理した事前分析表と、行政事業レビューシート（約 5,000 事務事業を対象）との間で事業名と事業番号を共通化
 - ・ 作業プロセスにおける連携の強化
- 政策評価の標準化・重点化 [26 年度～]
 - ・ 全政府共通の 5 区分で目標の達成度合いを明示
 - ・ 施策の節目にあわせてこれまでよりも一歩踏み込んだ評価を実施

4 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

「ワーク・ライフ・バランスの推進」（平成 25 年 6 月 25 日勧告）、「消費者取引」（26 年 4 月 18 日勧告）及び「食育の推進」（評価を実施中）について実施
- 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った評価について点検）
 - ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、12 行政機関の 225 件。このうち 221 件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、40 件について課題が解消
 - ・ 規制の事前評価の点検
対象とした政策評価は、13 行政機関の 117 件。このうち 54 件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、52 件について課題が解消
 - ・ 公共事業に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、4 行政機関の 13 事業区分 133 件。このうち、4 行政機関の 9 事業区分 114 件について点検が終了し、11 件について個別の指摘を実施。また、2 事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を実施。指摘に対し、各行政機関が修正等の作業中

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、平成 14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 25 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 12 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 25 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 25 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 25 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7

II 平成 25 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の実効性を高めていくための取組-----	11
2 政策評価と行政事業レビューとの連携強化-----	11
3 政策評価の標準化・重点化-----	14

III 政策評価等に関する計画、平成 25 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）-----	17
（1）政策評価に関する計画-----	17
（2）政策評価の実施-----	23
（3）政策評価の政策への反映-----	28
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）-----	33
（1）政策の評価に関する計画-----	33
（2）政策の評価の実施状況等-----	33

IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕

内閣府-----	37
宮内庁-----	49
公正取引委員会-----	51
国家公安委員会・警察庁-----	55
特定個人情報保護委員会-----	63
金融庁-----	67
消費者庁-----	77
復興庁-----	83
総務省-----	87
公害等調整委員会-----	95
法務省-----	101
外務省-----	109
財務省-----	121
文部科学省-----	133
厚生労働省-----	143
農林水産省-----	159
経済産業省-----	173
国土交通省-----	181

環境省-----	201
原子力規制委員会-----	209
防衛省-----	213
V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況-----	219
2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等-----	221
(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況-----	221
(2) 評価の結果の政策への反映状況-----	232
3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況-----	267

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 25 年度に評価書が公表されたもののうち、25 年度予算成立（平成 25 年 5 月 15 日）に伴い、同年 5 月までに公表されたもので、24 年度報告に含まれたもの（例年は年度内に公表されている公共事業の新規採択に係る評価等）を除いたものである。（これらは、昨年度の報告において対象とした。）

* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）」及び「3 評価対象政策の一覧」の 3 項目で構成している。

なお、3 で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)に掲載している。

(参考)各行政機関ホームページのURL一覧

行政機関	URL
内閣府	http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html
宮内庁	http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html
公正取引委員会	http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/seisaku/index.html
国家公安委員会・ 警察庁	http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm
特定個人情報保護委員会	http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/koukai/seisakuhyoka/seisakuhyoka.html
金融庁	http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html
消費者庁	http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html
復興庁	http://www.reconstruction.go.jp/topics/000656.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html
公害等調整委員会	http://www.soumu.go.jp/kouchou/substance/news/information/hyouka-top.htm
法務省	http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-01.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html
財務省	http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/seisakuhyouka/index.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html
原子力規制委員会	http://www.nsr.go.jp/seisakuhyouka/
防衛省	http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html
政策評価ポータルサイト (総務省ホームページ)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

(注) 1 上記のURLは、各行政機関ホームページにおける政策評価に関する情報のトップページのものである(平成26年6月1日現在)。

2 各行政機関の政策評価書は、上記URLのほか、次の手順によっても閲覧可能。

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)

↓

「政策評価」

↓

「政策評価ポータルサイト」

↓

各行政機関の「政策評価トップページ」

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

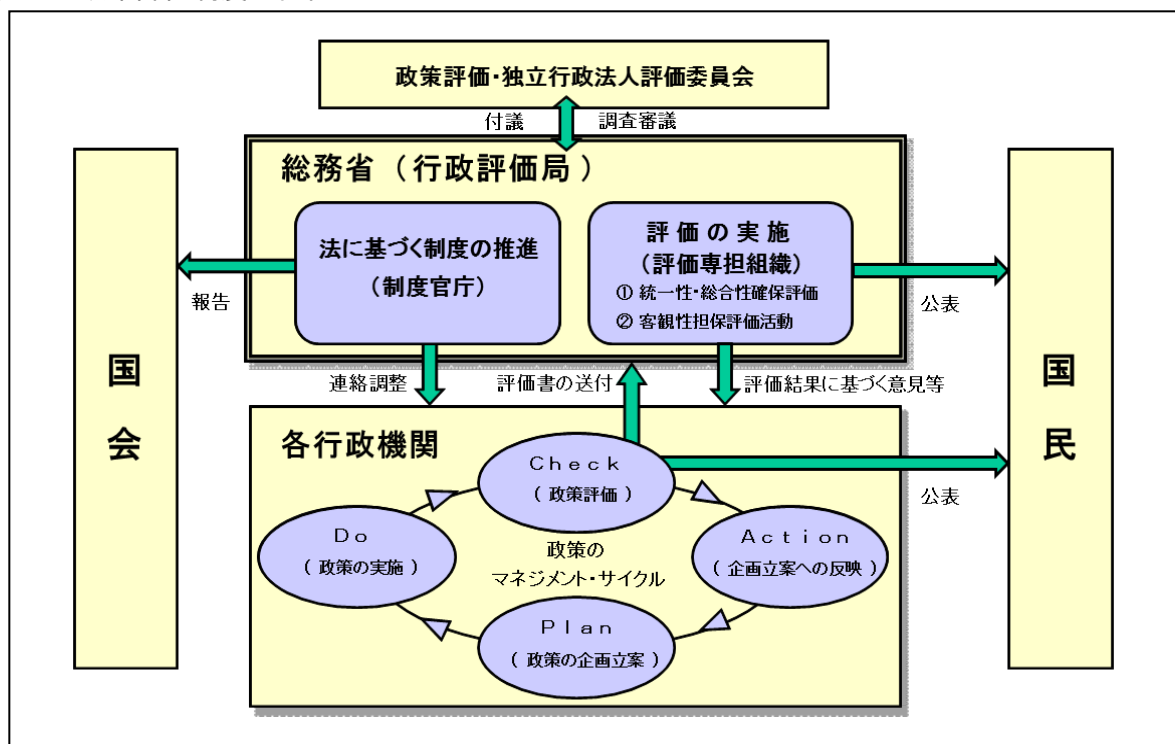
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。平成13年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、平成14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記 I 図4（8ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(1)－ア（17ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ－1－(1)－イ（18ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

(ウ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(2)－イ（26ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

(イ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(3)（28ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ－2－(1)（33ページ）及びⅤ（219ページ以下）参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ－2－(2)－ア(33ページ以下)及びⅤ(219ページ以下)参照】

(4) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－2－(2)－イ(36ページ)及びⅤ(219ページ以下)参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理する等のため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されている。

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況(法施行後の推移)

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成14年度の法施行から25年度までの12年間で延べ69,573件実施されている。

平成14年度以降4年間は毎年度1万件前後で推移したが、平成17年12月の「政策評価に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18年度及び19年度は約4,000件となった。

平成20年度は約7,000件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価(事業採択後一定期間(事業の種類

によって5年又は10年)以上が経過しているものについての評価)の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成21年度以降は、国土交通省における再評価の時期が到来したものが少なかったほか、公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していること等から、約2,600~2,900件程度で推移しており、25年度は2,559件となっている。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成14年度以降25年度までに、23テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成16年度から、従来の評価の実施形式の点検(要件審査)に加え、内容に係る点検(内容点検)に着手し、25年度までに計1,306件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している(平成22年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理)。

表1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況(法施行後の推移)

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位:件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価で勧告等を行ったもの (()内は評価実施テーマ数であり、複数年度にまたがる評価があり、翌年度以降に勧告したものを含む。)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 (()内は課題等を指摘した件数)
平成14	10,930	2 (9)	要件審査結果公表
15	11,177	4 (7)	要件審査結果公表
16	9,428	5 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11件)
17	9,796	1 (7)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23件)
18	3,940	1 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25件)
19	3,709	2 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47件)
20	7,088	2 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50件)
21	2,645	2 (4)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39件)
22	2,922	1 (3)	点検結果公表 (租特:219件、規制:82件)
23	2,748	1 (3)	点検結果公表 (租特:165件、規制:85件、公共事

			業（22年度分）：52件、公共事業（23年度分）：11件
24	2,631	1（3）	点検結果公表 （租特：163件、規制：35件、公共事業：13件）
25	2,559	1（3）	点検結果公表 （租特：221件、規制：54件、公共事業：11件）
計	69,573	23	（計 1,306件）

（注） 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図4（8ページ以下）参照。

2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の公表状況については、図4（8ページ以下）参照。

3 課題等を指摘した件数には、補足説明の結果、課題等が解消した評価を含む。

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

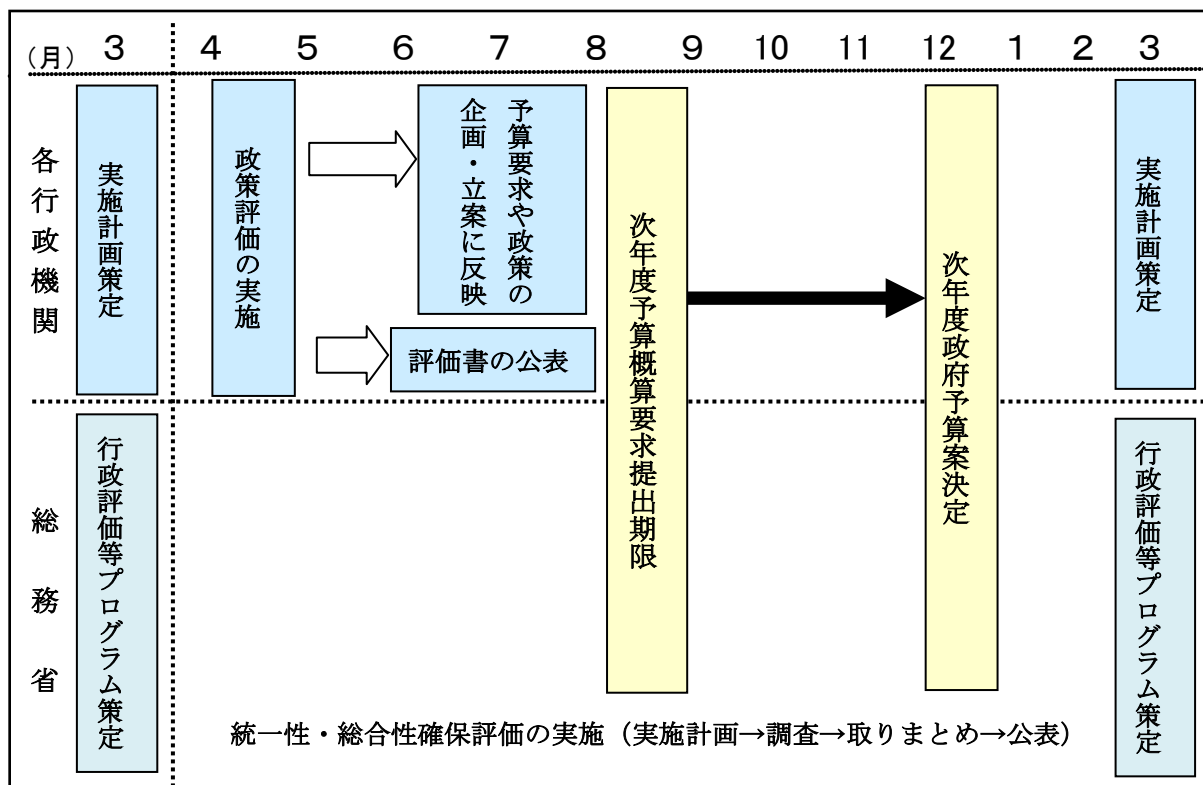
【後記Ⅲ－1－(2)－イ(26ページ以下)及びⅣ(37ページ以下)参照】

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、翌年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ－2－(1)(33ページ)及びⅤ(219ページ以下)参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

【後記Ⅲ－１－（２）－ア－表５（２４ページ）及びⅣ（３７ページ以下）参照】

図３【政策評価の代表的な評価方式】

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に資 する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続的 に実績測定、 目標期間終了 時に達成度を 評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

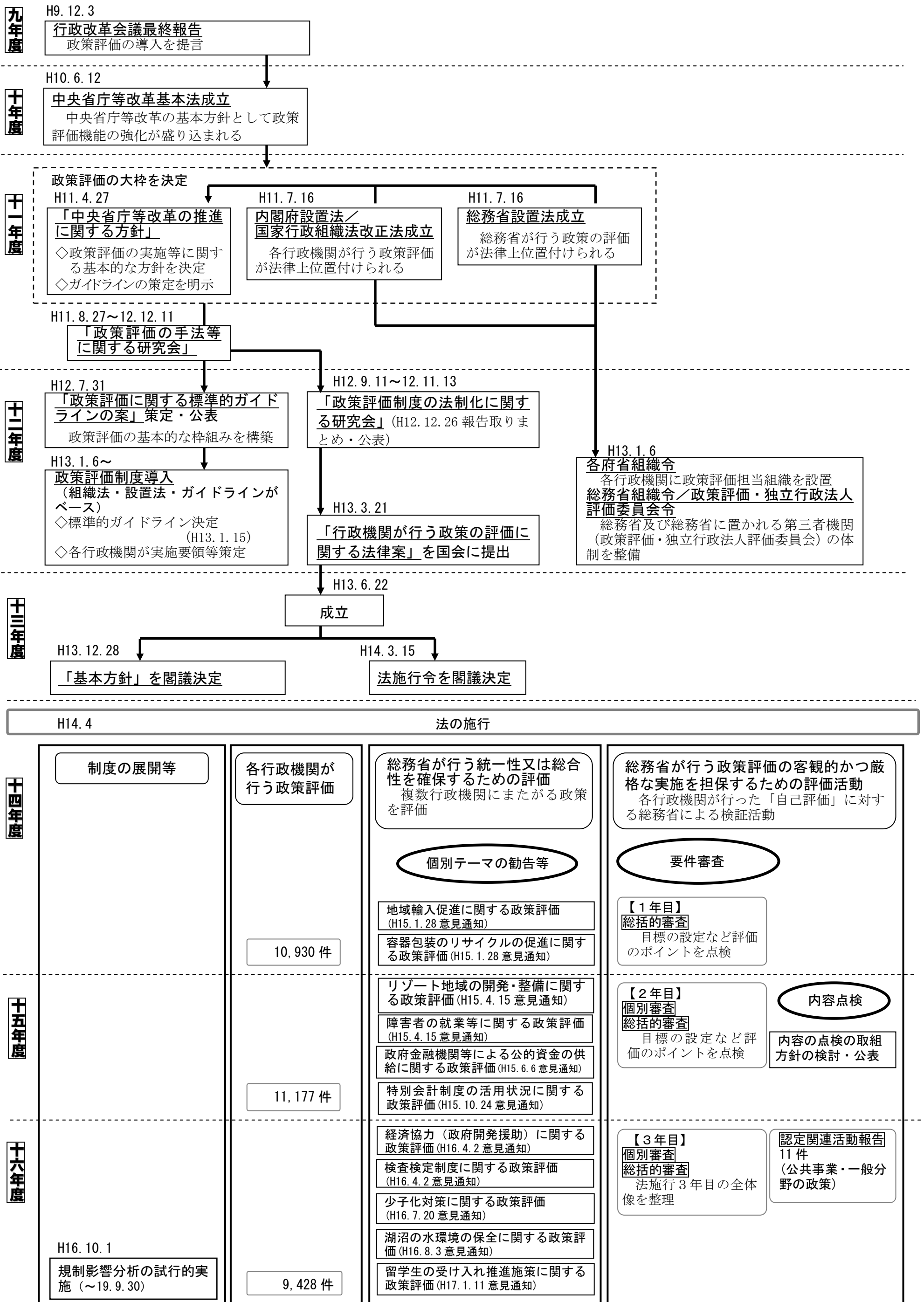
目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いているもののほか、総合評価方式を用いているものの一部が該当する。

【後記Ⅱ－１（１１ページ）参照】

各行政機関が実施している目標管理型の政策評価の結果等の政策評価情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」において、一元的に閲覧・利用することが可能。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)

図3 政策評価制度に関する主な経緯



評価法施行後 3 年経過

十七年度

制度の展開等

H17. 12. 16

- ◇基本方針の改定
(閣議決定)
- ◇政策評価の実施に関するガイドライン策定

各行政機関が行う政策評価

9,796 件

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策を評価

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価
(H18. 3. 31 意見通知)

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

【4年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整理・分析し、課題を提示

認定関連活動報告
23 件
(公共事業・一般分野の政策)

十八年度

H19. 3. 30

- ◇法施行令の一部改正
- ◇基本方針の一部変更
→事前評価の義務付け対象に規制を追加

3,940 件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19. 1. 30 意見通知)

【5年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題の改善状況を確認

認定関連活動報告
25 件
(公共事業・一般分野の政策)

十九年度

H19. 8. 24

- ◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定
- ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定

H19. 10. 1

規制の事前評価の義務付け開始

H19. 11. 12

平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

3,709 件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19. 8. 10 意見通知)

P F I 事業に関する政策評価
(H20. 1. 11 勧告)

【6年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価について新たに点検

認定関連活動報告
47 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十年度

H20. 11. 26

- 平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表
- 平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

7,088 件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20. 4. 22 勧告)

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価
(H21. 3. 3 勧告)

【7年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5 件
(公共事業：平成 19 年度継続)
45 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十一年度

H21. 12. 16

平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表

H22. 1. 12

行政評価機能の抜本的強化ビジョン

2,645 件

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
(H21. 6. 26 勧告)

【8年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価について個別に点検

認定関連活動報告
4 件
(公共事業：平成 20 年度継続)
35 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十二年度

H22. 5. 25

◇基本方針の一部変更

H22. 5. 28

- ◇法施行令の一部改正
- ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定
- ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定

租税特別措置等の政策評価の義務付け開始

2,922 件

バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)

点 検

※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

【9年目】
成果重視事業評価審査
租税特別措置等評価の点検 219 件
規制の事前評価の点検 82 件

- ・租税特別措置等評価について初めて点検
- ・公共事業に係る政策評価の平成 22 年度点検分について、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで、継続して点検

二十三年度

制度の展開等

各行政機関が行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

H24. 3. 27

- ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正
- ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定

2,748 件

児童虐待の防止等に関する政策評価
(H24. 1. 20 勧告)

【10年目】

租税特別措置等評価の点検 165 件
 規制の事前評価の点検 85 件
 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件
 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件

二十四年度

H24. 4~

- ◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入

2,631 件

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価
(H24. 4. 20 勧告)

【11年目】

租税特別措置等評価の点検 163 件
 規制の事前評価の点検 35 件
 公共事業に係る政策評価の点検 13 件

二十五年

H25. 4. 26

- ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正

H25. 8. 5

- ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正

H25. 12. 20

- ◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定

2,559 件

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
(H25. 6. 25 勧告)

【12年目】

租税特別措置等評価の点検 221 件
 規制の事前評価の点検 54 件
 公共事業に係る政策評価の点検 11 件

二十六年

消費者取引に関する政策評価
(H26. 4. 18 勧告)

(注) 上記の件数は点検の過程において、課題等を指摘した件数(補足説明の結果課題等が解消した評価を含む)である。

Ⅱ 平成 25 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の実効性を高めていくための取組

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている。このような評価を、政策・予算の見直しに活用しやすくするとともに、国民にとって分かりやすいものとするため、目標管理型の政策評価として、目標や目標を達成するための手段等をあらかじめ明らかにする事前分析表と評価書の標準様式の導入（平成23年度は試行的実施、24年度から全政府的実施）といった取組を進めてきた。

目標管理型の政策評価は、政府全体の政策の効果と質を高める政策インフラとしての機能を有しており、これを更に活用しやすく、分かりやすいものとしていくため、①行政事業レビューとの連携強化、②標準化・重点化、といった機能強化に取り組んでいる。

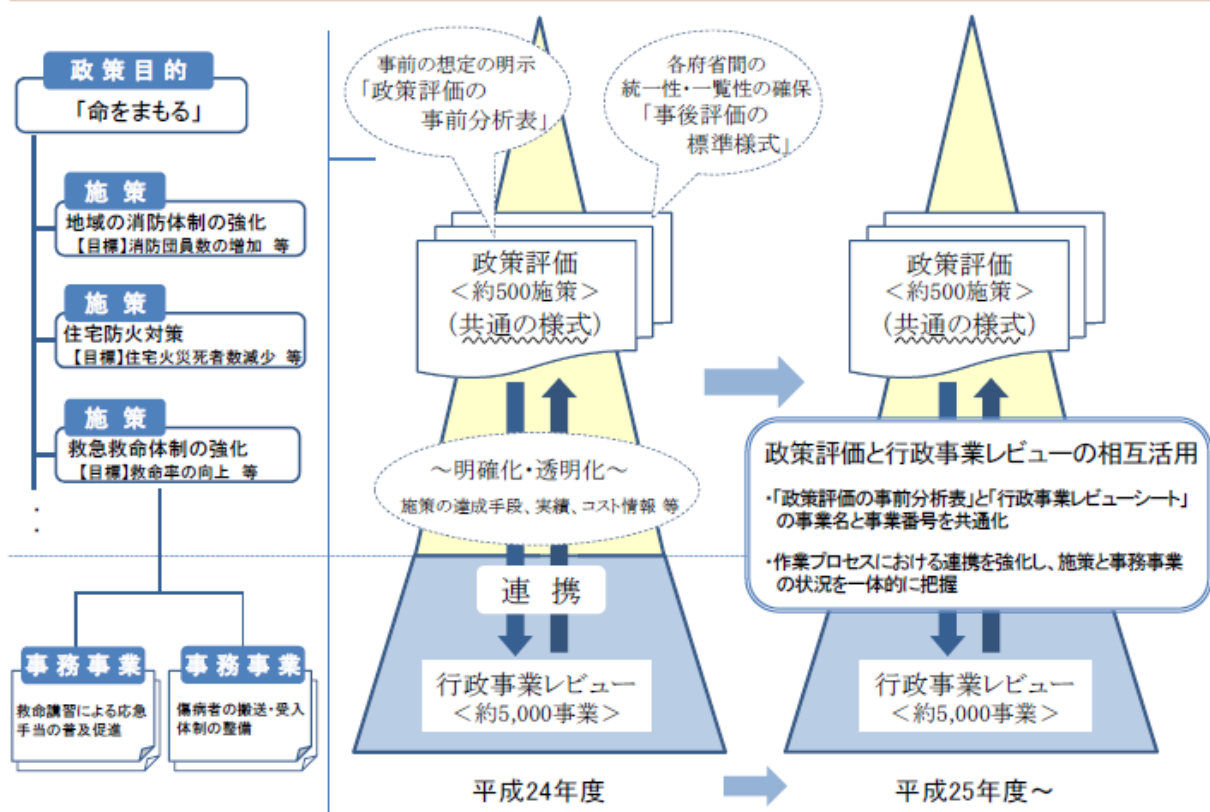
2 政策評価と行政事業レビューとの連携強化

上記の目標管理型の政策評価は、政府全体で約500の施策で行われており、一方で、政府全体で約5,000事業を対象に行政事業レビューが行われている。行政事業レビューの対象となる個々の事務事業は、施策の達成手段として位置付けられるものであることから、これらの活動が、政策・予算の見直しに活用しやすくなるとともに、国民にとって分かりやすいものとなるよう、平成24年度から、両者の連携に取り組んできた。

平成25年度からは、施策と事務事業の関係を明確化するとともに、両者を一体的に把握し、見直しが行われるようにしていくため、事前分析表と行政事業レビューシートとの間における事業名と事業番号の共通化や、各行政機関の政策評価担当部局と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携確保等の連携強化に取り組んだ。

図5

政策評価と行政事業レビューの連携



3 政策評価の標準化・重点化

各行政機関の主要な施策について広く用いられている目標管理型の政策評価が、政策・予算の見直しに活用しやすくなるとともに、国民にとって分かりやすいものとなるよう、平成25年度においては、標準化・重点化に取り組み、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を経て、平成25年12月に、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、26年度に実施する評価から、全政府的に導入することとした。

具体的には、施策の状況を横断的にかつ分かりやすく把握できるようにするとともに、個々の事業が目標達成に向けて有効に機能しているかといった分析が行われるようにしていくため、全政府共通の5区分で目標の達成度合いを明示する（標準化）とともに、毎年度の評価対象の重点化を図り、施策の節目にあわせて評価を実施することとし、その際、これまでよりも一歩踏み込んだ評価を行う（重点化）こととした。

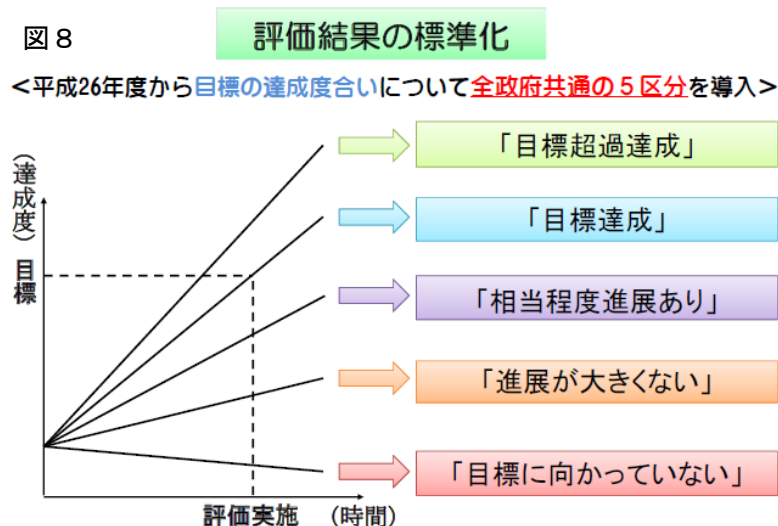
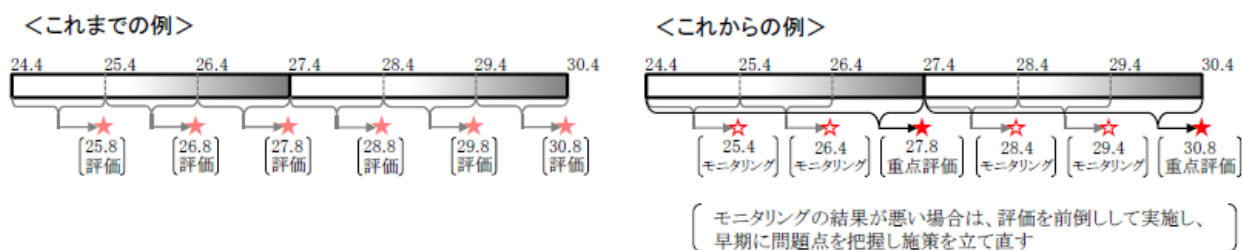


図 9

実施時期の重点化

単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施（評価未実施の年度は、モニタリングで進捗管理）



内容の重点化

目標達成状況のチェックだけでなく、下記の深掘りをして踏み込んだ評価へ

- | | |
|--|---|
| <p>①事前に想定できなかった要因の分析
〔外部要因による影響(土を問わず)はあったか〕</p> <p>②達成手段の有効性・効率性の検証
〔目標を達成するための手段である事務事業が有効かつ効率的に機能しているか〕</p> | <p>③未達成となった原因の分析
〔取組自体を変更する必要があるのか、それとも運用面の工夫でことたりるのか〕</p> <p>④目標の妥当性と必要な見直し
〔事前に設定した目標は、甘すぎず、厳しすぎず適切であったか〕</p> |
|--|---|

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 25 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

○ 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間の状況

各行政機関の基本計画及び実施計画の計画期間については、表2のとおりとなっている。

- 基本計画の計画期間については、5年としている機関が12機関、3年としている機関が6機関、その他3機関となっている。
- 実施計画の計画期間については会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が19機関、その他2機関となっている。

（表2）

表2 基本計画及び実施計画の計画期間

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
5年	宮内庁*				←→					
	公正取引委員会			←→						
	金融庁*				←→					
	消費者庁*					←→				
	総務省					←→				
	外務省*					←→				
	財務省*					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省				←→					
	農林水産省					(実施計画の期間) 25. 5. 22~26. 3. 31 ←→				
	国土交通省*				←→					
	環境省				←→					
3年	内閣府*				←→					
	国家公安委員会・警察庁*				←→					
	公害等調整委員会*				←→					
	法務省*				←→					
	経済産業省				←→					
	防衛省				←→					
その他	特定個人情報保護委員会*				(基本計画の期間) 26. 1. 1~30. 3. 31 ←→ (実施計画の期間) 26. 1. 1~26. 3. 31					
	復興庁				←→ (基本計画の期間) 24. 2. 10~28. 3. 31					
	原子力規制委員会				←→ (基本計画の期間) 24. 9. 19~29. 3. 31					

- (注) 1 「」は基本計画の計画期間、「 \longleftrightarrow 」は実施計画の計画期間を表す。
 2 「行政機関名」欄において「*」を付した行政機関は、実施計画において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。
 3 特定個人情報保護委員会は、平成 26 年 1 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。
 4 農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日（平成 25 年 5 月 22 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及びその評価方式

○ 事前評価の対象とする政策及びその評価方式（法第 6 条第 2 項第 5 号）の状況

- 事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、表 3 のとおり、基本計画において、義務付けられていない評価についても実施又は実施に努める旨を定めている行政機関が 12 機関となっている。また、義務付けられていない政策を含め、事前評価の評価方式としては事業評価方式が中心となっている。

(表 3)

表 3 事前評価の対象とする政策（義務付けられているもの以外）及び事前評価の評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
特定個人情報保護委員会	—	—
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助に準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	—
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの	事業評価方式
外務省	実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める）	総合評価方式
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税及び法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） 公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業 重点的に推進する研究開発課題等 	事業評価方式
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める）	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	事業評価方式*
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う施策 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行う事務事業で、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認めるもの 	事業評価方式

- (注) 1 本表は、各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。
- 2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

○ 事後評価の対象とする政策及びその評価方式（法第7条第2項）の状況

- ・ 行政機関の長は、事後評価の対象とする政策について、毎年の実施計画において次の3種類の政策を定めなければならないこととされている。
 - ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
 - ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
 - ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）
- ・ 各行政機関における上記3類型ごとの政策の状況は、表4のとおりである。
- ・ また、各行政機関は、政策の特性に応じた評価方式を用いており、主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策のうち、目標管理型の政策評価を実施している政策については、18機関が実績評価方式を、1機関が総合評価方式を、「未着手」の政策については、1機関が総合評価方式を、「未了」の政策については、2機関が事業評価方式を、1機関が総合評価方式を用いている。
- ・ その他の政策については、2機関が対象政策を記載している。

（表4）

表4 事後評価の対象とする政策及びその評価方式

行政機関名	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)			未着手・未了の政策		その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式 (下線を付した政策は目標管理型 の政策評価 ([] は件数))	総合評価方式 (下線を付した政策は目標管理型 の政策評価 ([] は件数))	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	
内閣府*	—	22 政策(78 施策[78])	—	—	—	—
宮内庁*	1 政策 (直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等)	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	8 施策[8]	—	—	—	—
国家公安委員会・警察庁*	3 規制	7 基本目標 (18 業績目標) [18]	1 行政課題	—	—	—
特定個人情報保護委員会*	—	3 政策[3]	—	—	—	—
金融庁*	・過去に事前評価を実施し平成25年度に効果が発現する予定の事業 ・成果重視事業については、平成25年度中の効果発現予定の有無に関わらず事後評価を実施 ・政策評価の実施が義務付けられている法人税等関係の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等	20 施策[20]	—	—	—	—
消費者庁*	—	10 施策[10]	—	—	—	—
復興庁	—	3 施策[3]	—	—	—	—
総務省	・法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの ・国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)のうち法人税等に係るもの	20 政策[20]	—	—	—	—
公害等調整委員会*	—	2 政策 (4 目標[4])	—	—	—	—
法務省*	4 施策 (法務に関する調査研究及び施設の整備)	17 施策[17] 1 成果重視事業	1 施策	—	—	—
外務省*	—	—	7 基本目標 (19 施策) [19]	政府開発援助 2 案件 (総合評価方式)	政府開発援助 12 案件 (総合評価方式)	—

財務省*	租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税等に係るもの	6 総合目標、25 政策目標 [31]	—	—	—	—
文部科学省	—	政策体系の実現に向けて平成24年度に取り組んだ施策のうち、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）4に定める実績の測定（モニタリング）を行うもの以外:28 施策目標[28]	実績評価等で明らかになった個別の政策課題（必要に応じて実施）	—	—	—
厚生労働省	2 事業（事前評価の実施後、一定期間が経過した事業） 1 成果重視事業	14 施策目標[14]	—	—	公共事業（水道施設整備事業評価実施要領で規定） （事業評価方式）	・ 施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの ・ 指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策 ・ 総合科学技術会議において対象とすることとされた研究開発（事業評価方式）等
農林水産省	58 公共事業（期中） 52 公共事業（完了後）	16 政策分野[16] 1 成果重視事業	2 政策分野	—	6 公共事業 （事業評価方式）	—
経済産業省	—	5 政策[5]	—	—	—	—
国土交通省*	393 公共事業（期中） 62 公共事業（完了後） 47 研究開発課題（終了時） 8 租税特別措置等	13 の政策目標に係る 44 施策目標[44]	7 テーマ	—	—	—
環境省	—	6 施策に含まれる 26 目標 [26]	—	—	—	租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から計画的に対象とする
原子力規制委員会	—	3 施策目標[3]	—	—	—	—
防衛省	4 事業（期中） 8 事業（完了後）	—	—	—	—	—
計	10 機関	18 機関	6 機関	1 機関	3 機関	2 機関

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

2 成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を原則とする旨定めている。

4 「*」を付した行政機関は、実施計画において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。

ウ その他の事項

- **政策評価の結果の政策への反映に関する事項**（法第6条第2項第8号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。
- **インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項**（法第6条第2項第9号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。
- **その他政策評価の実施に関し必要な事項**（法第6条第2項第11号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施

ア 評価実施件数等

- **政策評価の実施状況（評価実施件数等）**
各行政機関において行われた評価実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表5のとおりとなっている。
 - ・ 各行政機関において行われた評価実施件数の合計は、2,559件である（平成24年度2,631件）。
 - ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、図10のとおり、事前評価が957件、事後評価が1,602件となっている。
 - ・ 事前評価については、図11のとおり、公共事業を対象としたものが最も多く252件、次いで租税特別措置等を対象としたものが199件、研究開発課題を対象としたものが197件の順となっている。なお、事前評価957件のうち、特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。以下同じ。）を対象としたものは903件である。
 - ・ 事後評価については、図12のとおり、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く638件、次いで未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象としたものが543件となっている。
 - ・ 事後評価のうち目標管理型の政策評価は、図12のとおり、368件となっている。

（表5、図10、図11、図12）

表5 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価							事後評価													小計	合計
	公共事業 （官庁営 繕事業等 を含む）を 対象（事業 評価方式）	租税特別 措置等 を対象（事業 評価方式）	研究開発 課題を 対象（事業 評価方式）	規制を 対象（事業 評価方式）	政府開 発援助 を対象 （総合 評価方式）	一般分 野の政 策を対 象（事業 評価方式）	小計	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了		完了後・終了時			小計	合計			
								一般分野の政策を対象		規制を 対象 （事業 評価方式）	租税特別 措置等 を対象 （事業 評価方式）	公共事業 （官庁営 繕事業等 を含む） を対象 （事業 評価方式）	政府開 発援助 を対象 （総合 評価方式）	研究開 発課題 を対象 （事業 評価方式）	公共事 業を対 象（事 業評価 方式）	一般分 野の政 策を対 象（事 業評価 方式）	小計			合計		
								目標管理型 の政策評価	左記以外													
内閣府	0	26	0	4	0	0	30	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	112
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	22	22
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	8	0	31	0	0	39	20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	22	61
消費者庁	0	0	0	9	0	0	9	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	21
復興庁	0	5	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8
総務省	0	10	6	10	0	0	26	20	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	30	56
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
法務省	0	0	0	0	0	7	7	15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	19	26	
外務省	0	0	0	0	67	0	67	0	19	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	26	93
財務省	0	3	0	0	0	0	3	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	34
文部科学省	0	9	9	1	0	0	19	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	47
厚生労働省	29	18	30	52	0	0	129	14	0	0	7	3	0	1	34	0	338	0	0	0	397	526
農林水産省	113	17	4	2	0	0	136	16	0	0	2	0	0	0	79	0	4	157	1	259	395	
経済産業省	3	53	69	21	0	0	146	5	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	14	160	
国土交通省	106	40	68	39	0	47	300	44	0	0	3	0	0	23	414	0	48	70	0	602	902	
環境省	1	9	0	18	0	0	28	26	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	28	56	
原子力規制委員会	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	
防衛省	0	1	11	0	0	0	12	0	0	0	0	4	0	1	0	0	7	0	0	12	24	
計	252	199	197	188	67			349	19	0	14	8			536	7	407	227	4			
	903					54	957	368			22		3	28	543			638		1,602	2,559	
								421														

(注) 1 「事前評価」欄の「公共事業を対象」、「租税特別措置等を対象」、「研究開発課題を対象」及び「規制を対象」の各欄には、法第9条の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。以下の表7で同じ。
 2 「事前評価」欄の「規制を対象」欄の評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。以下の表7で同じ。
 3 「事後評価」欄の「未着手・未了」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。以下の表8で同じ。
 4 「一般分野の政策」とは、特定5分野の政策を除く政策をいう。以下の表7及び表8で同じ。
 5 目標管理型の政策評価については、前記I-3「政策評価の方式等」（7ページ）参照。

図10 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

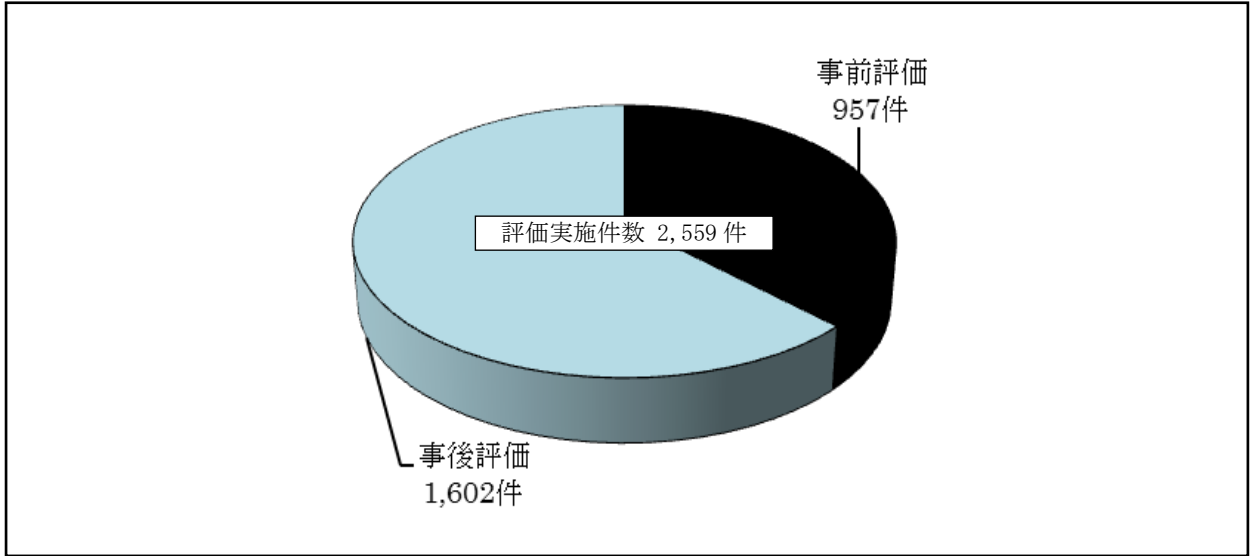


図11 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

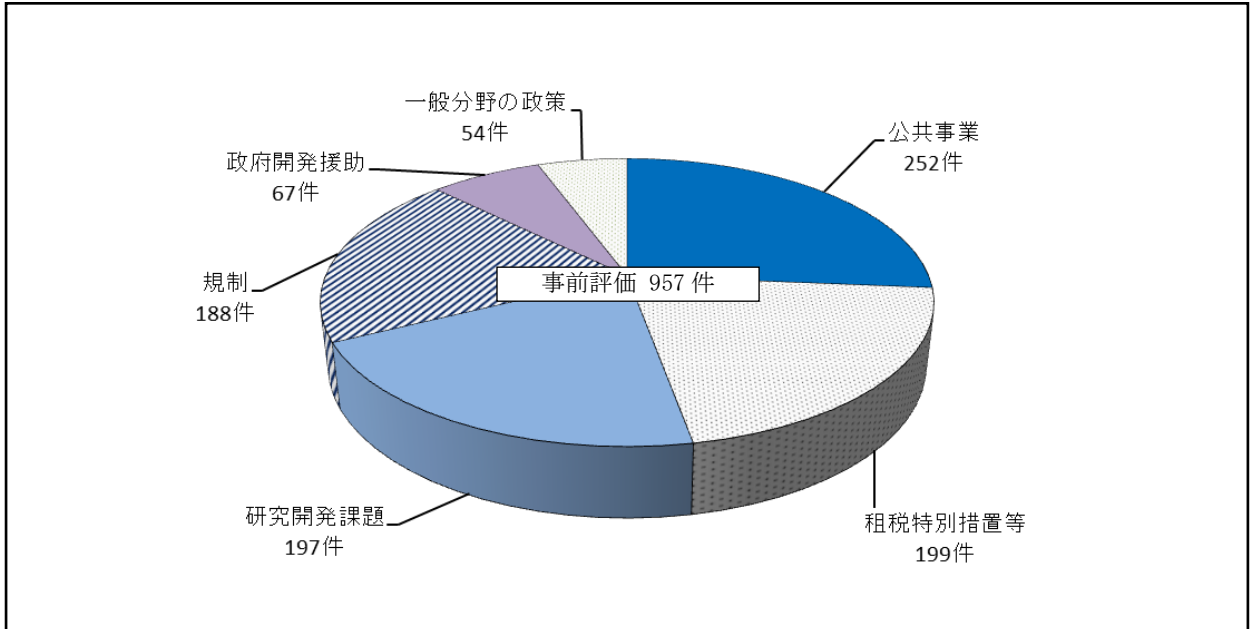
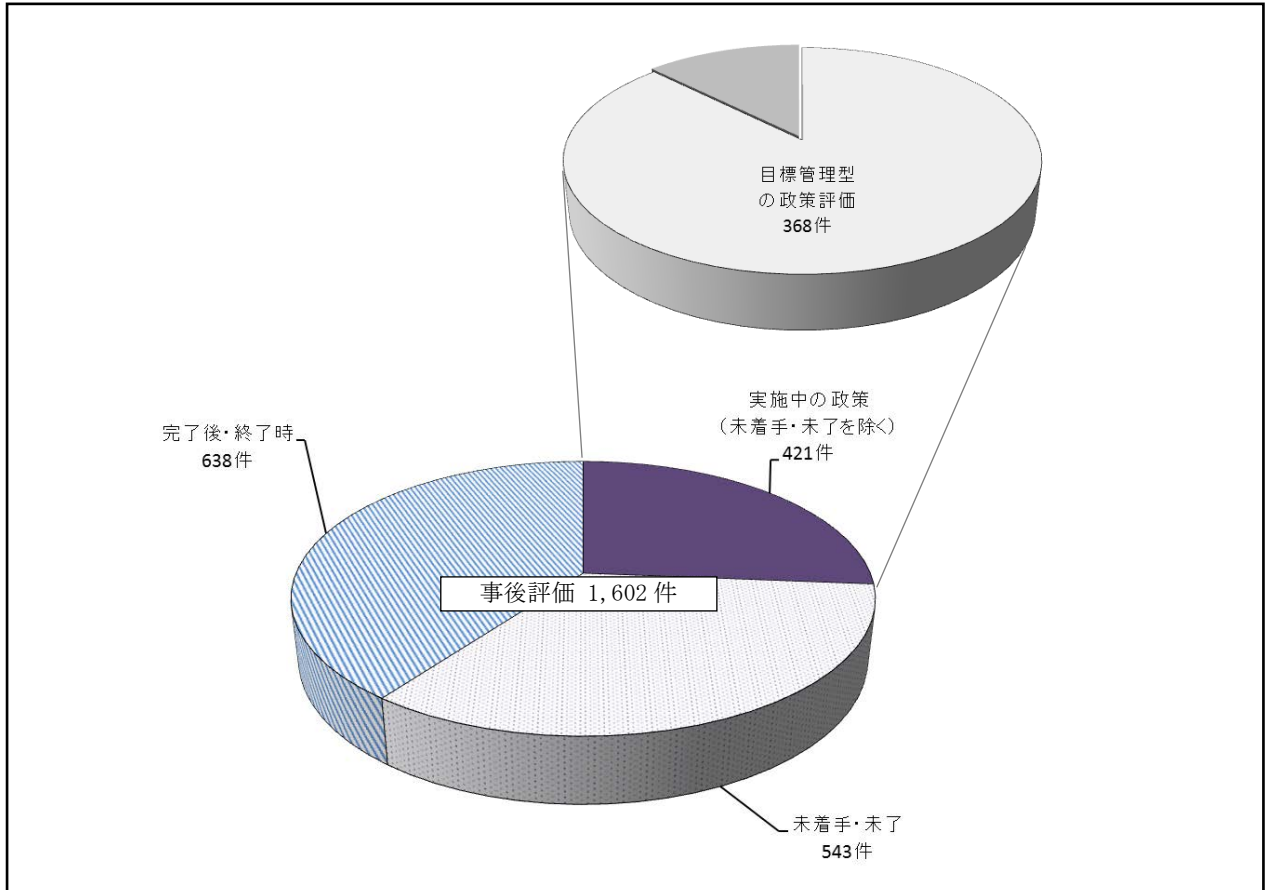


図12 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 評価書の公表時期

○ 評価書の公表時期の状況

- ・ 図13及び表6のとおり、多くの行政機関は、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに評価を実施していることから、8月に最も多くの評価書を公表している。また、公共事業の新規採択等に係る評価書を年度末に多く公表している。
- ・ このほか、平成25年10月の件数が多い要因は、厚生労働省が研究開発課題を対象とした評価（454件）を実施、公表したことによる。

（図13、表6）

図13 評価書の公表時期

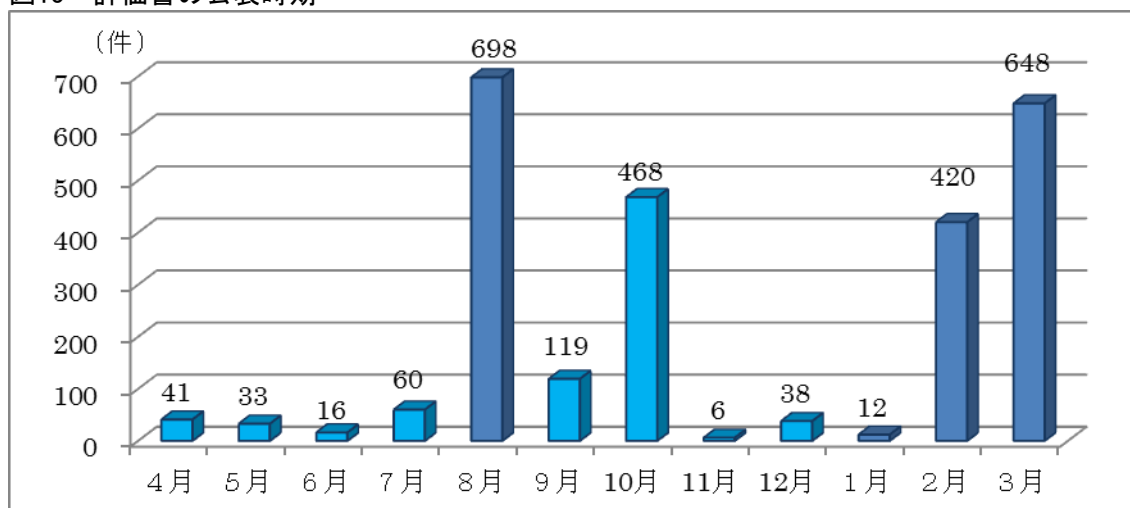


表6 評価書の公表時期

(単位：件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成25年										26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	112	4	0	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	22	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	4
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	61	10	1	1	0	30	0	0	2	0	1	0	16	
消費者庁	21	8	0	1	0	12	0	0	0	0	0	0	0	
復興庁	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	56	0	1	0	0	46	0	3	0	0	0	0	6	
公害等調整委員会	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	26	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	93	0	7	5	3	27	11	0	3	7	3	4	23	
財務省	34	0	0	0	31	3	0	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	47	0	0	1	0	45	0	1	0	0	0	0	0	
厚生労働省	526	3	6	5	0	20	0	454	0	2	5	15	16	
農林水産省	395	0	0	1	0	108	0	8	0	0	0	18	260	
経済産業省	160	9	0	0	2	133	0	1	0	1	1	10	3	
国土交通省	902	7	0	2	5	198	0	1	1	2	1	373	312	
環境省	56	0	18	0	0	11	0	0	0	26	1	0	0	
原子力規制委員会	4	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	
防衛省	24	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	8	
計	2,559	41	33	16	60	698	119	468	6	38	12	420	648	

(3) 政策評価の政策への反映

○ 政策評価の政策への反映状況

- 事前評価が行われた政策については、表7のとおり、評価結果を踏まえ、事業の採択、予算概算要求、税制改正要望の提出等に反映している。うち、予算概算要求に反映したものは252件となっている。
- 事後評価が行われた政策のうち、目標管理型の政策評価について、評価結果の政策への反映状況をみると、表8のとおり、これまでの取組を引き続き推進することとしたもの250件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの116件、評価対象政策を廃止することとしたもの1件などとなっており、反映の事例は、表9のとおりである。
また、評価結果を予算概算要求に反映したものは316件となっている。
- 未着手・未了の事業を対象とした評価のうち、評価対象政策を休止又は中止することとしたものは、表10のとおり、4行政機関の14公共事業等であり、総事業費は合計2,583億円、残事業費は合計2,165億円となっている。
なお、法が施行された平成14年度から25年度までの12年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表11のとおり、合計302事業、総事業費の合計は約5.2兆円となっている。

(表7、表8、表9、表10、表11)

表7 政策評価の政策への反映状況（事前評価）

(単位：件)

	公共事業 (官庁営繕 事業等を含 む。)を対 象	租税特別 措置等を 対象	研究開発 課題を対 象	規制を 対象	政府開発 援助を対 象	一般分野 の政策を 対象	計
評価実施件数	252	199	197	188	67	54	957
政策評価の結果の 政策への反映状況 (件数)	252	199	197	188	67	54	957
評価結果を踏ま え、事業の採択、 予算概算要求、 税制改正要望の 提出等	252	199	197	188	67	54	957
予算概算要求 への反映件数	35	0	158	1	16	42	252

(注) 平成24年度に評価結果が公表され、「平成24年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したもので、平成25年度に更に政策への反映を行った件数は36件であり、本表には含まれていない。

なお、政策評価の結果、平成26年度機構・定員要求に反映したものは11件（機構要求1件、定員要求10件）である。

表8 政策評価の政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助を対象)	完了後・終了時の事業等(研究開発課題、公共事業等を対象)	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措置等を対象			
	目標管理型の政策評価	左記以外					
評価実施件数	368	22	3	28	543	638	1,602
政策評価の結果の政策への反映状況（件数）	368	22	3	28	543		
これまでの取組を引き続き推進	250	18	3	28	504		
評価対象政策の改善・見直しを実施	116	4	0	0	25		
評価対象政策の重点化等	51	1	0	0	1		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	9	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	1	0	0	0	14		
その他	1	0	0	0	0		
予算概算要求への反映件数	316	7	0	0	46		

（注）1 政策評価の結果、平成26年度機構・定員要求に反映したものは117件（機構要求46件、定員要求108件）である。

2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したものの、複数事業の統合により効率化を図ったものである。

なお、「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数は一部重複がある。

表9 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

1 評価対象政策を廃止することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況
<p>震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知 〔内閣府〕</p>	<p>地方公共団体において、平常時から男女共同参画の視点から防災・復興体制を整備するとともに、災害が発生した場合には男女共同参画の視点から必要な対応を取ることができることを目的とした「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を平成25年5月末に作成・公表したことにより、施策の目標を達成したとの評価結果を踏まえ、同施策を終了した。</p>

2 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
<p>食の安全と消費者の信頼の確保 〔農林水産省〕</p>	<p>【課題解決のために必要な予算要求をおこなったもの】 「生鮮食品及び加工食品の不適正表示率については、目標値を達成しているが、毎年調査対象の事業者が異なること、及び偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けることから、引き続き監視取締り等の取組を実施する」との評価結果を踏まえ、産地表示の適正化を図るため、従来の分析方法のほか、高次元な科学的分析手法を用いた原産地判別に係るデータを活用し、産地偽装の取締りを重点的に行うための経費を要求した。</p>
<p>大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む） 〔環境省〕</p>	<p>【政策（事業）の統合を行い、効率化を図ることとしたもの】 「微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が低い上に、越境大気汚染の影響も懸念されており、国民の関心も高いことから、今後取組を強化していく」との評価結果を踏まえ、「光化学オキシダント対策推進費」を「微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費」に統合し、対策の検討、実施方法について見直し、更なる効率化を図ることとした。</p>

表 10 平成 25 年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：百万円)

公共事業等名	個別事業名（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
外務省 1 事業（総事業費計 19,497 百万円）				
政府開発援助	南北海底光ケーブル整備計画（ベトナム）	中止	19,497 (注1)	18,840
厚生労働省 1 事業（総事業費計 567 百万円）				
簡易水道等施設整備事業	生活基盤近代化事業（北海道）	中止	567	208
農林水産省 2 事業（総事業費計 7,492 百万円）				
国有林直轄治山事業	小良ヶ浜地区（福島県）	休止	2,129	1,099
水産資源環境整備事業	高田東地区（岩手県）	中止	5,363	3,682
国土交通省 10 事業（総事業費計 230,703 百万円）				
ダム事業（補助事業）	有田川総合開発事業（佐賀県）	中止	9,400	8,790
	筒砂子ダム建設事業（宮城県）	中止	83,300	80,200
官庁営繕事業	武生地方合同庁舎（福井県）	中止	2,006	1,781
	館林税務署（増築）（群馬県）	中止	633	633
	新宿若松地方合同庁舎（東京都）	中止	14,068	14,068
	大久保地方合同庁舎（東京都）	中止	3,909	3,909
	豊島地方合同庁舎（東京都）	中止	4,076	4,076
河川事業（直轄事業）	淀川流水保全水路整備事業（淀川区間）（大阪府）	中止	111,000 (注2)	76,900
	西桑名駅乗継円滑化事業（北勢線）（三重県）	中止	270	250
合計	14 事業	—	258,259	216,477

(注) 1 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

2 淀川流水保全水路整備事業は、淀川上流の桂川に流入する下水処理場からの放流水をバイパスするための流水保全水路を整備するものである。本事業は、淀川区間及び上流部分の桂川区間を整備計画区間に含めた事業として一括採択されており、総事業費は、両区間に係る事業費である（桂川区間は平成 14 年度に概成、19 年度に通水開始）。

表 11 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
合計	11 (1,402)	33 (5,083)	50 (1,230)	14 (4,273)	194 (40,443)	302 (52,430)

(注) 1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

3 302事業のうち1事業について、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成25年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、次のような事項を定め、平成25年4月策定の行政評価等プログラムに掲載している。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
 - 平成25年度から平成27年度までの3年間に実施する評価のテーマ
 - ・ 食育の推進に関する政策評価
 - ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価
 - ・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価
 - ・ グローバル人材育成に関する政策評価
 - 平成25年度に実施する評価のテーマ
 - ・ 食育の推進に関する政策評価
- ※このほかに以下のものを引き続き実施
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
 - ・ 消費者取引に関する政策評価

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成26年度以降3年間で実施する政策評価テーマ等については、平成26年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成25年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について3テーマを実施した。

このうち、2テーマの「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」については平成25年6月25日に、「消費者取引に関する政策評価」については26年4月18

日に評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。また、1テーマの「食育の推進に関する政策評価」については、評価を実施中である。

なお、平成23年度から平成25年度までに評価の結果を取りまとめた3テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表12のとおりである。

表12 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要	
<p>評価の結果を取りまとめ、公表した2テーマ</p>	<p>・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（平成25年6月25日勧告、公表）</p>	<p>（評価の結果及び勧告の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に設定された14指標のうち、数値が多少とも改善しているものが11指標あること、指標の数値目標の達成に向けた施策・事業として一定の有効性が認められる国の施策・事業があることなどから、一定の効果があったものと考えられる。 ○ 一方、国の施策・事業に関する点検・評価機能、指標の設定、国の施策・事業の取組等について課題があることから、改善方を勧告した。
	<p>・消費者取引に関する政策評価（平成26年4月18日勧告、公表）</p>	<p>（評価の結果及び勧告の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国が講じてきた各種の消費者取引の適正化に関する取組により、取引に関する相談件数については、平成16年度の約181万件から24年度には約72万件に減少している。 また、近年の事業者規制等に係る各法令改正についても、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、都道府県等に対する実地調査、消費生活相談員に対する意識等調査等により一定の効果が発現していると評価した。 このようなことから、総体として一定の効果は発現していると評価している。 ○ 一方で、政府全体としての目指すべき目標や施策体系が不明確であり、個々の施策の実施段階において生じている課題もみられたことから、改善方を勧告した。
<p>評価を実施中の1テーマ</p>	<p>・食育の推進に関する政策評価</p>	
<p>反映状況が報告された3テーマ</p>	<p>・児童虐待の防止等に関する政策評価（平成24年1月20日勧告、公表）</p>	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待の発生予防については、平成26年3月31日に、児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会において「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を取りまとめた。また、医療機関での児童虐待に対応する組織の立ち上げや、地域での児童虐待防止医療ネットワークの構築などに活用できるように、同日付けで、各都道府県、政令市及び特別区宛てに送付し、関係団体等への本手引きの周知を依頼した。 ○ 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進については、児童及び保護者に対する援助等の充実・強化のため、「子ども虐待対応の手引きの改正について」（平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭

		<p>局総務課長通知)において、アセスメント指標の種類として、①在宅での支援の必要性を判断するためのもの、②通告受理時に一時保護の適否を判断するためのもの、③施設入所措置を解除して家庭復帰する際の適否を判断するためのもの、などを例示するとともに、従来から掲載している家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト等に加えて、新たに在宅支援におけるアセスメントシートの例を掲載した。</p>
	<p>・法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表）</p>	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験の年間合格者数の数値目標(3,000人)については、法曹養成制度関係閣僚会議決定(平成25年7月16日)において、事実上撤回された。また、内閣官房法曹養成制度改革推進室において、平成27年7月15日を期限として、司法試験の年間合格者数の数値目標の検討に関するものも含めた、あるべき法曹人口について提言をするべく必要な調査等を実施しており、司法制度等を所管する法務省としては、調査等への協力を実施している。 ○ 法科大学院における教育の質の向上については、公的支援の見直しの更なる強化策を活用した、課題が深刻な法科大学院に対する連携・連合、改組転換の促進、定員の在り方等の法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示等により推進している。
	<p>・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（平成25年6月25日勧告、公表）</p>	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策・事業に関する点検・評価機能を充実するため、数値目標に対応する国の主な施策・事業を明確化し、評価部会において報告した。 ○ 指標の設定等については、数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、「フリーター数」等の指標の進捗状況を把握・分析する際に、「若年層の不本意非正規の割合」等の関連する指標について、併せて分析を行った。 ○ 国の施策・事業の効果的な取組の推進については、放課後児童クラブに関しては、市区町村等に対し、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成 25 年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 13 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表13 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成25年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が平成 26 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、12 行政機関に係る 225 件であり、税制改正要望時に送付を受けた 224 件について平成 25 年 10 月 25 日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表。また、別に送付を受けた 1 件について、平成 25 年 11 月 20 日に点検結果を通知し、公表。○ 点検の過程において、221 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、40 件の評価について課題が解消された。○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。・ 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。
<p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、13 行政機関に係る 117 件であり、平成 25 年 7 月 26 日に 38 件、8 月 30 日に 43 件、12 月 6 日に 23 件、平成 26 年 2 月 28 日に 13 件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表。○ 点検の過程において、54 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、52 件の評価について課題が解消された。○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 費用の要素について、評価書に記載されているもの以外に発生又は増減することが見込まれる場合には、可能な限り具体的に列挙し、説明する必要がある。・ 費用及び便益を説明することとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
<p>【公共事業に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、4 行政機関に係る 13 事業区分 133 件であり、点検が終了した 9 事業区分 114 件の点検結果を平成 26 年 4 月 30 日に関係行政機関に通知し、公表。その他の 4 事業区分 19 件の政策評価については、引き続き点検することとしており、点検が終わり次第、通知し公表する予定。○ 点検が終了した 9 事業区分のうち、11 件の評価について、個別の指摘を行った。また、2 事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を行った。○ 指摘した主な内容は、次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 個別の評価に係る指摘 計上する便益の算出に当たって、現実的には想定されない前提を置いているもの・ 事業ごとに共通する課題 マニュアル等の内容について、実態をより考慮して便益を算出できるようなものとなっていないもの等

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日決定） 平成 23 年 12 月 7 日一部改正 平成 24 年 3 月 21 日一部改正 平成 26 年 3 月 24 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 22 政策 78 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するように努める。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 25 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 25 年 7 月 29 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：22 政策（78 施策）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：4件 (規制) 〔表1-3-ア〕	規制の新設が妥当	4	評価の結果を踏まえ、規制の新設を行うこととした	4	
	事業評価方式：26件 (租税特別措置等) 〔表1-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当	26	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	26	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：82件 〔22政策〕 (目標管理型の政策評価) 〔表1-3-ウ〕 〔実績評価方式：78件〕 〔表1-3-エ〕	目標達成	50	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	72
			おおむね目標達成	26		
			目標達成が十分とは言い難い	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	8
			未集計等	3		
			測定不能	1	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止した 【廃止、休止、中止】	1
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 50件) (機構・定員要求に反映 14件) (うち、機構2件、定員13件)			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。

2 法令に基づき施策が終了したものである。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策について評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 11 日及び 4 月 23 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	避難行動要支援者名簿規定の整備及び災害時における被災者の運送規定の新設
2	届出対象区域の指定及び復興計画のための土地の立ち入り
3	障害を理由とする差別の解消に関し、主務大臣の事業者に対する対応指針に定める事項についての報告徴収、助言、指導及び勧告の権限の新設並びに報告の徴収に対する担保としての罰則の新設
4	障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していたものに対する秘密保持義務の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 26 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 9 月 5 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
2	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長
3	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
4	特定収入に係る消費税制上の所要の措置
5	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長
6	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設
7	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設
8	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和
9	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長
10	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充
11	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設
12	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例
13	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
14	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
15	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
16	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
17	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
18	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の創設
19	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
20	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
21	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充
22	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
23	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
24	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
25	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

26	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
----	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表1-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、22 政策の下に掲げる 82 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 9 月 25 日に「平成 24 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策1 適正な公文書管理の実施			
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	未集計等	引き続き推進
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進			
2	重要施策に関する広報	おおむね目標達成	引き続き推進
3	世論の調査	目標達成	引き続き推進
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進			
4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	目標達成	引き続き推進
政策4 原子力災害対策の充実・強化			
5	原子力発電施設周辺地域における防災対策の充実・強化	目標達成	引き続き推進
政策5 経済財政政策の推進			
6	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報	目標達成が十分とは言えない	引き続き推進
7	対日直接投資の推進	目標達成	引き続き推進
8	緊急雇用対策の実施	目標達成	引き続き推進
9	道州制特区の推進	目標達成	引き続き推進
10	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
11	市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善	目標達成	引き続き推進
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
13	「新しい公共」に関する施策の推進	目標達成	改善・見直し
14	「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備	目標達成	改善・見直し
15	市民活動の促進	おおむね目標達成	引き続き推進
16	国内の経済動向の分析	おおむね目標達成	引き続き推進
17	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	おおむね目標達成	引き続き推進
18	海外の経済動向の分析	おおむね目標達成	引き続き推進
政策6 地域活性化の推進			
19	中心市街地活性化基本計画の認定	おおむね目標達成	引き続き推進
20	構造改革特区計画の認定	おおむね目標達成	引き続き推進
21	地域再生計画の認定	おおむね目標達成	引き続き推進
22	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	目標達成	引き続き推進
23	地域再生支援利子補給金の支給	目標達成	引き続き推進
24	特定地域再生計画の推進	目標達成	引き続き推進
25	環境未来都市の推進	目標達成	引き続き推進
26	総合特区の推進	未集計等	引き続き推進
27	都市再生安全確保計画の策定の促進	目標達成	引き続き推進
政策7 地方分権改革の推進			
28	地方分権改革に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
政策8 科学技術政策の推進			
29	原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）	測定不能	引き続き推進
政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進			
30	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用	目標達成	引き続き推進
政策10 防災政策の推進			

31	防災に関する普及・啓発	おおむね目標達成	改善・見直し
32	国際防災協力の推進	おおむね目標達成	改善・見直し
33	災害復旧・復興に関する施策の推進	目標達成	改善・見直し
34	防災行政の総合的推進（防災基本計画）	目標達成	引き続き推進
35	地震対策等の推進	目標達成	改善・見直し
政策11 沖縄政策の推進			
36	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	目標達成	引き続き推進
37	沖縄振興計画の推進に関する調査	目標達成	引き続き推進
38	沖縄における社会資本等の整備	未集計等	引き続き推進
39	沖縄の特殊事情に伴う特別対策	おおむね目標達成	引き続き推進
40	沖縄の戦後処理対策	おおむね目標達成	引き続き推進
政策12 共生社会実現のための施策の推進			
41	子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）	目標達成	引き続き推進
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）	目標達成	引き続き推進
43	子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）	目標達成	引き続き推進
44	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
45	食育の総合的推進（食育推進基本計画）	目標達成	引き続き推進
46	食育に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
47	高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）	目標達成	引き続き推進
48	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
49	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
50	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）	目標達成	引き続き推進
51	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
52	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）	目標達成	引き続き推進
53	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
54	犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）	目標達成	引き続き推進
55	犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等	目標達成が十分とは言い難い	引き続き推進
56	自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）	目標達成	引き続き推進
57	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
58	青年国際交流の推進	おおむね目標達成	改善・見直し
政策13 栄典事務の適切な遂行			
59	栄典事務の適切な遂行	おおむね目標達成	引き続き推進
政策14 男女共同参画社会の形成の促進			
60	男女共同参画に関する普及・啓発	おおむね目標達成	引き続き推進
61	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携	目標達成	改善・見直し
62	国際交流・国際協力の促進	目標達成	引き続き推進
63	女性に対する暴力の根絶に向けた取組	目標達成	引き続き推進
64	女性の参画の拡大に向けた取組	目標達成	引き続き推進
65	仕事と生活の調和の推進	目標達成	引き続き推進
66	震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知	目標達成	廃止、休止、中止
67	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	目標達成	引き続き推進
政策15 食品の安全性の確保			
68	食品健康影響評価技術研究の推進	おおむね目標達成	引き続き推進
69	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	おおむね目標達成	引き続き推進
政策16 公益法人制度改革等の推進			
70	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保	おおむね目標達成	引き続き推進
71	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の	目標達成	その他

	調整		
政策17 経済社会総合研究の推進			
72	経済社会活動の総合的研究	おおむね目標達成	引き続き推進
73	国民経済計算	目標達成	引き続き推進
74	人材育成、能力開発	目標達成	引き続き推進
政策18 迎賓施設の適切な運営			
75	迎賓施設の適切な運営	目標達成	引き続き推進
政策19 北方領土問題の解決の促進			
76	北方領土問題解決促進のための施策の推進	目標達成	引き続き推進
政策20 国際平和協力業務等の推進			
77	国際平和協力業務等の推進	目標達成	引き続き推進
政策21 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡			
78	政府・社会等に対する提言等	目標達成	引き続き推進
79	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動	目標達成	引き続き推進
80	科学の役割についての普及・啓発	目標達成	引き続き推進
81	科学者間ネットワークの構築	目標達成	引き続き推進
政策22 官民人材交流センターの適切な運営			
82	民間人材登用等の推進	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表1-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の22政策の下に掲げる78施策を対象として評価を実施中（平成26年8月公表予定）。

表1-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
政策1 適正な公文書管理の実施	
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	
2	重要施策に関する広報
3	世論の調査
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	
4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
政策4 原子力災害対策の充実・強化	
5	原子力災害対策の充実・強化
政策5 経済財政政策の推進	
6	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報
7	対日直接投資の推進
8	緊急雇用対策の実施
9	道州制特区の推進
10	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
11	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
13	市民活動の促進
14	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進
15	国内の経済動向の分析
16	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
17	海外の経済動向の分析
政策6 地域活性化の推進	
18	中心市街地活性化基本計画の認定
19	構造改革特区計画の認定
20	地域再生計画の認定

21	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
22	地域再生支援利子補給金の支給
23	特定地域再生計画の推進
24	総合特区の推進
25	「環境未来都市」の推進
26	都市再生安全確保計画の策定の促進
政策7 地方分権改革の推進	
27	地方分権改革に関する施策の推進
政策8 科学技術政策の推進	
28	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進	
29	宇宙開発利用の推進
30	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
政策10 防災政策の推進	
31	防災に関する普及・啓発
32	国際防災協力の推進
33	災害復旧・復興に関する施策の推進
34	防災行政の総合的推進（防災基本計画）
35	地震対策等の推進
政策11 沖縄政策の推進	
36	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進
37	沖縄振興計画の推進に関する調査
38	沖縄における社会資本等の整備
39	沖縄の特殊事情に伴う特別対策
40	沖縄の戦後処理対策
政策12 共生社会実現のための施策の推進	
41	子ども・若者育成支援の総合的推進
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
43	子ども・子育て支援の総合的推進
44	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等
45	食育の総合的推進（食育推進基本計画）
46	食育に関する広報啓発、調査研究等
47	高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
48	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
49	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
50	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
51	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
52	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
53	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
54	犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
55	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等
56	自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
57	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
58	青年国際交流の推進
政策13 栄典事務の適切な遂行	
59	栄典事務の適切な遂行
政策14 男女共同参画社会の形成の促進	
60	男女共同参画に関する普及・啓発
61	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
62	国際交流・国際協力の促進
63	女性に対する暴力の根絶に向けた取組
64	女性の参画の拡大に向けた取組
65	仕事と生活の調和の推進
66	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
政策15 食品の安全性の確保	
67	食品健康影響評価技術研究の推進
68	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進

政策16 公益法人制度改革等の推進	
69	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
70	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
政策17 経済社会総合研究の推進	
71	経済社会活動の総合的研究
72	国民経済計算
73	人材育成、能力開発
政策18 迎賓施設の適切な運営	
74	迎賓施設の適切な運営
政策19 北方領土問題の解決の促進	
75	北方領土問題解決促進のための施策の推進
政策20 国際平和協力業務等の推進	
76	国際平和協力業務等の推進
政策21 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	
77	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
政策22 官民人材交流センターの適切な運営	
78	民間人材登用等の推進

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
1. 適正な公文書管理の実施	(1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
4. 原子力災害対策の充実・強化	(1) 原子力災害対策の充実・強化
5. 経済財政政策の推進	(1) 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報 (2) 対日直接投資の推進 (3) 緊急雇用対策の実施 (4) 道州制特区の推進 (5) 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (8) 市民活動の促進 (9) NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進 (10) 国内の経済動向の分析 (11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (12) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 構造改革特区計画の認定 (3) 地域再生計画の認定 (4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (5) 地域再生支援利子補給金の支給 (6) 特定地域再生計画の推進 (7) 総合特区の推進 (8) 「環境未来都市」の推進 (9) 都市再生安全確保計画の策定の促進
7. 地方分権改革の推進	(1) 地方分権改革に関する施策の推進
8. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
9. 宇宙開発利用に関する施策の推進	(1) 宇宙開発利用の推進 (2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用
10. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進
11. 沖縄政策の推進	(1) 沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進 (2) 沖縄振興計画の推進に関する調査 (3) 沖縄における社会資本等の整備 (4) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (5) 沖縄の戦後処理対策

12. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）
	(2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
	(3) 子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）
	(4) 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等
	(5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
	(6) 食育に関する広報啓発、調査研究等
	(7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
	(8) 高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
	(9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
	(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
	(11) 障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
	(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
	(13) 交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
	(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
	(15) 犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等
	(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
	(17) 自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
	(18) 青年国際交流の推進
13. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
14. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画に関する普及・啓発
	(2) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
	(3) 国際交流・国際協力の促進
	(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
	(5) 女性の参画の拡大に向けた取組
	(6) 仕事と生活の調和の推進
	(7) 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
15. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
	(2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
16. 公益法人制度改革等の推進	(1) 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
	(2) 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
17. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
	(2) 国民経済計算
	(3) 人材育成、能力開発
18. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運営
19. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
20. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
22. 官民人材交流センターの適切な運営	(1) 民間人材登用等の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ (http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h25/taiou_h25.pdf) 参照。

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成25年度宮内庁政策評価実施計画（平成25年5月16日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1政策（直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）	{事業評価方式：1件} 〔表2-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手（法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了（法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策（法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施中（平成 27 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	インターネットによる古典籍の紹介

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定） 平成 25 年 4 月 1 日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 25 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 25 年 3 月 29 日策定） 平成 25 年 7 月 9 日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：8 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：8件 (目標管理型の政策評価) 〔表3-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	8
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 8件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構2件、定員3件) 〕	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「平成25年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の8施策を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として25年8月30日に公表。

表3-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

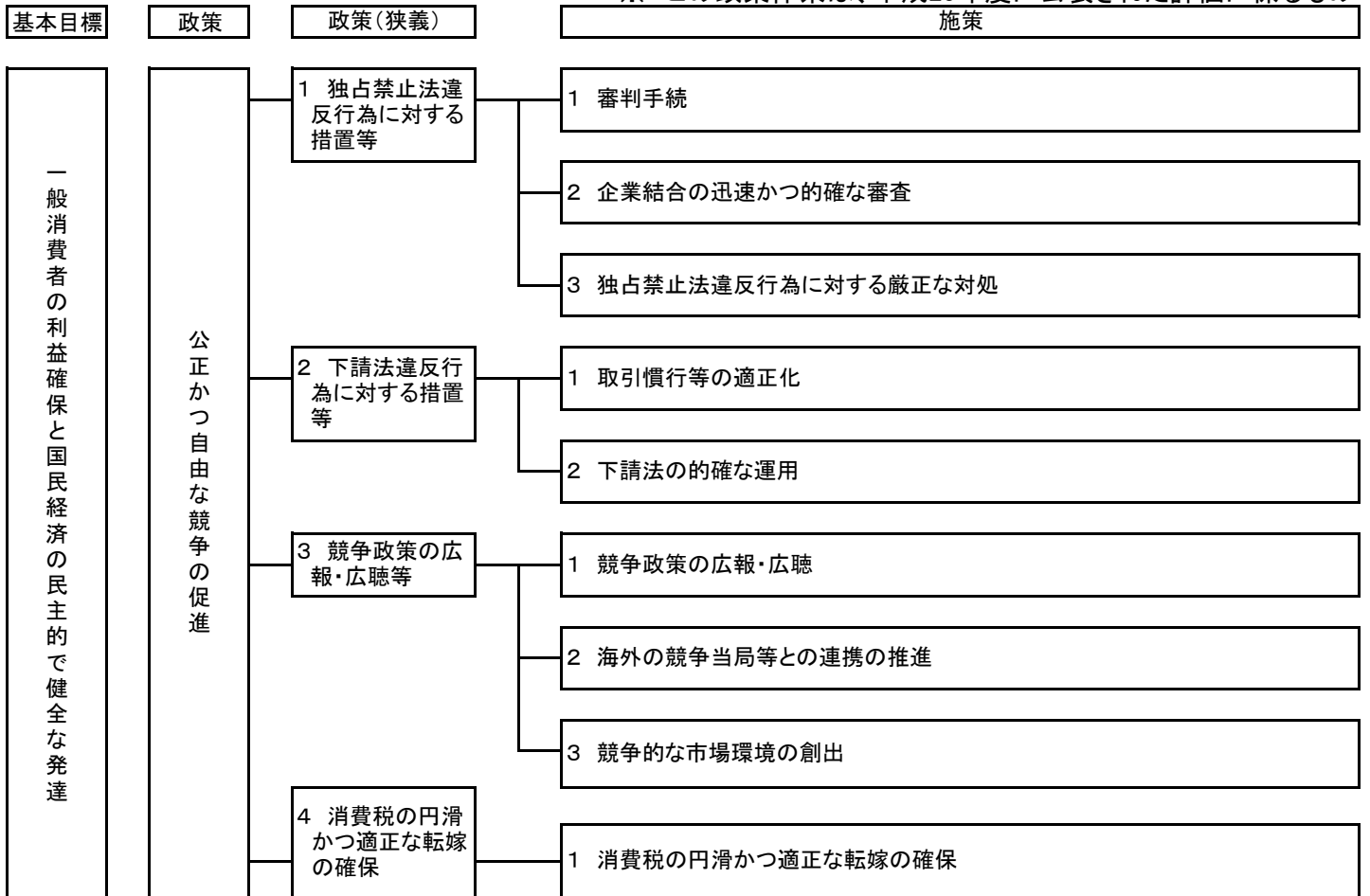
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 独占禁止法違反行為に対する措置等			
1	審判手続	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2	企業結合の迅速かつ的確な審査	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
3	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2 下請法違反行為に対する措置等			
4	取引慣行等の適正化	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
5	下請法の的確な運用	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
3 競争政策の広報・広聴等			
6	競争政策の広報・広聴	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
7	海外の競争当局等との連携の推進	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
8	競争的な市場環境の創出	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表3-4-(1)参照。

別表

政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/yosan/yosantaiou.files/seisakuyosan25.xls>)参照。

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4 - 1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月29日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式： 所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。 事業評価方式： 既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。 総合評価方式： 次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：14 政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成 25 年度政策評価の実施に関する計画（平成 25 年 3 月 22 日決定）	

実施計画の 主な規定内 容	1 主要な行政目的に係る政策等 として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号に区分 されるもの) 及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成24年度を評価期間とする7の基本目標と 18の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成25年度を評価期間とする7の基本目標と 18の業績目標について評価を実施(26年度に評 価書を作成)。 ○ 事業評価：3の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1の行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了(法第7条第2 項第2号イ及びロに該当するも の)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第7条第2 項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成25年度実績評価計画書」(平成25年9月)を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：18件 (目標管理型の政策評価) [表4-3-ア]	達成	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18	
			おおむね達成	11			
			達成が十分とは言えない	3			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 18件 機構・定員要求に反映 10件 (うち、機構3件、定員10件)
		総合評価方式：1件 [表4-3-ウ]	対策が着実に推進されたが、引き続き推進していく必要がある	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
		事業評価方式：3件 (規制) [表4-3-エ]	有効性及び効率性が認められる	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	3	
有効性及び効率性がおおむね認められる	1						
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成25年7月19日に「平成24年度実績評価書」として公表。

表4-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	おおむね達成	引き続き推進
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	おおむね達成	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	おおむね達成	引き続き推進
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進	達成	引き続き推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
10	来日外国人犯罪対策の強化	おおむね達成	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保	達成	引き続き推進
12	運転者対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
13	道路交通環境の整備	おおむね達成	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	達成	引き続き推進
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	達成	引き続き推進
基本目標 7 安心できるIT社会の実現			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	おおむね達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表4-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施中（平成26年度中に公表予定）。

表4-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策		
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進		
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化		
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止		
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上		
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化		
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化		
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進		
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進		
基本目標 3 組織犯罪対策の強化			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化		
10	来日外国人犯罪対策の強化		
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保		
12	運転者対策の推進		
13	道路交通環境の整備		
基本目標 5 国の公安の維持			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処		
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処		
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処		
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実		
基本目標 7 安心できるIT社会の実現			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止		

(3) 総合評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1の行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成26年3月20日に「総合評価書 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」として公表。

表4-3-ウ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進	対策が着実に推進されたが、引き続き推進	引き続き推進

		していく必要がある	
--	--	-----------	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表4-4-(2)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の3の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成26年3月20日に「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制」として公表。

表4-3-エ 事業評価方式により評価を実施した政策（規制）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制			
1	シートベルト装着義務の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
2	聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け	有効性及び効率性がおおむね認められる	引き続き推進
3	安全運転管理者制度の対象の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表4-4-(3)参照。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h25_seisaku_yosan.pdf)参照。

特定個人情報保護委員会

《特定個人情報保護委員会》

表5-1 特定個人情報保護委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	特定個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成26年3月18日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年1月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき、事前評価の実施が求められる政策については、当委員会において該当する政策を実施する場合に、適切に行うこととする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。 ○ 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、当委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。
実施計画の名称	平成25年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画（平成26年3月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：3政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

※ 平成25年度に実施している政策については、26年度以降の適切な時期に評価を実施する予定。

表5-2 特定個人情報保護委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手（法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了（法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策（法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表5-3 特定個人情報保護委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

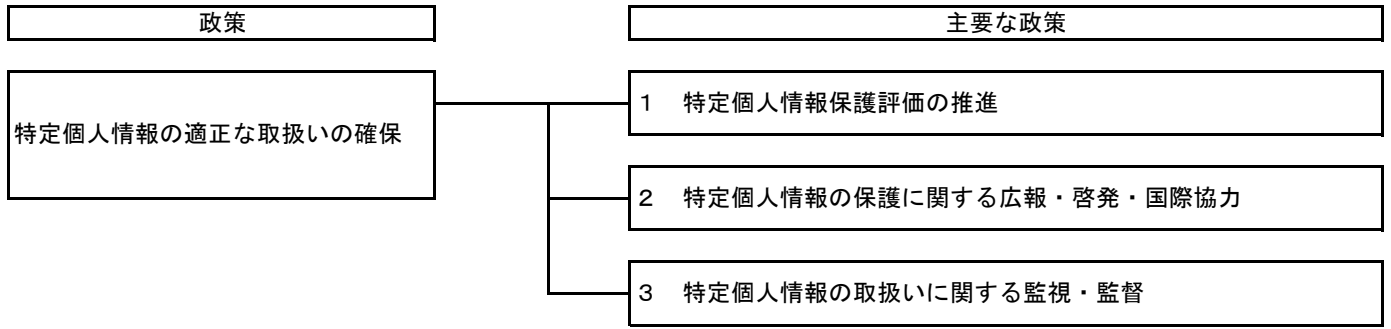
該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系（特定個人情報保護委員会）

※ この政策体系は、平成25年度実施計画に定めるもの



金融庁

《金融庁》

表6-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成24年5月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年4月1日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） ② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） ③ 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く） ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成25年度金融庁政策評価実施計画（平成25年6月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：20施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成25年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成25年度中の効果の発現予定の有無にかかわらず事後評価を実施） ○ 政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実

		現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等
	2 未着手・未了 (法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策 (法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 6-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：31件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	31	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	25	
	2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正した			6		
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表6-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った		
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-ウ〕 〔実績評価方式：20件〕 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-エ〕	5	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	
				2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	15	
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> [概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 9件 (うち、機構7件、定員8件)]			
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表6-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> [概算要求に反映 1件]			
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表6-3-カ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表6-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の31政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月15日、4月30日、5月14日、6月27日、11月15日、11月21日、平成26年1月27日及び3月13日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	大量保有報告規制の見直し
2	投資信託・投資法人法制の見直し
3	公開買付規制の見直し
4	国際的な規制の基準に適合した規制の見直し（3件）
5	インサイダー取引に関連する規制の見直し
6	A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し
7	金融業の機能の強化に係る規制の見直し
8	空売り規制の総合的な見直し
9	個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制
10	インサイダー取引規制の見直し
11	ファイアーウォール規制の見直し
12	特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し
13	グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し
14	少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し
15	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し
16	取扱有価証券の範囲の見直し
17	新規上場に伴う負担の軽減
18	大量保有報告制度の見直し（4件）
19	出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止
20	金融指標に関する規制の枠組みの整備
21	金融商品取引所の業務の追加
22	保険募集の基本的ルールの新設
23	保険募集人に対する規制の整備
24	海外展開に係る規制緩和
25	保険仲立人に対する規制緩和
26	実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表6-4-(1)参照。

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表6-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化
2	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外
3	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
4	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
5	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

6	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
7	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
8	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表6-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度実績評価書」として公表。

表6-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれま	引き続き推進

			での取組を進めていく必要がある	
8	市場機能の強化のための制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
基本政策Ⅳ 横断的施策				
12	国際的な政策協調・連携強化		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
15	金融行政についての情報発信の強化		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備		施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
（業務支援基盤の整備のための取組み）				
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上		施策の達成に向けて一定の成果が上	改善・見直し

			がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	
18	学術的成果の金融行政への導入・活用		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
19	金融行政における情報システムの活用		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
20	災害等発生時における金融行政の継続確保		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表6-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象に評価を実施中(平成26年8月公表予定)。

表6-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
基本政策Ⅳ 横断的施策	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備
(業務支援基盤の整備のための取組み)	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施した以下の 1 事業（成果重視事業）を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事業評価書」として公表。

表 6-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 6-4-(4) 参照。

(4) 「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 6-3-カ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 6-4-(5) 参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	市場インフラの構築のための制度・環境整備
	市場機能の強化のための制度・環境整備
	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
IV 横断的施策	国際的な政策協調・連携強化
	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	金融行政についての情報発信の強化
	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

(業務支援基盤の整備のための取組み)

分野	施策
1 人的資源	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
2 知的資源	学術的成果の金融行政への導入・活用
3 その他の業務基盤	金融行政における情報システムの活用
	災害等発生時における金融行政の継続確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/25youkyuu-5/01.pdf)参照。

消費者庁

《消費者庁》

表7-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成25年3月18日決定） 平成25年7月1日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年4月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度消費者庁政策評価実施計画（平成25年3月27日決定） 平成25年7月1日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：10施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表7-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：9件 (規制) 〔表7-3-ア〕	規制の新設が妥当	9	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	8
					2 評価結果を踏まえ、政令等を改正した	1
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 1件) (機構・定員要求に反映 1件) (うち、定員1件)	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：12件 (目標管理型の政策評価) 〔表7-3-イ〕 {実績評価方式：10件} (目標管理型の政策評価) 〔表7-3-ウ〕	進捗があった	12	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】	6
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った【改善・見直し】	6
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 12件) (機構・定員要求に反映 5件) (うち、機構1件、定員4件)	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表7-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は廃止に係る以下の9の規制（3政策）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月5日、4月19日及び6月14日に「規制を対象として事前評価した政策評価書」として公表。

表7-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設
2	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例の新設に伴う特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制の導入（7件）
3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律による規制対象の追加

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表7-4-(1)参照。

2 表中の（ ）の件数は、評価対象とした規制の新設又は廃止に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の12施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度消費者庁政策評価書」として公表。

表7-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	消費者政策の調整	進捗があった	改善・見直し
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応	進捗があった	改善・見直し
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
5	個人情報保護に関する施策の推進	進捗があった	改善・見直し
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	進捗があった	引き続き推進
7	物価対策の推進	進捗があった	引き続き推進
8	地方消費者行政の推進	進捗があった	引き続き推進
9	消費者の安全確保のための施策の推進	進捗があった	改善・見直し
10	消費者取引対策の推進	進捗があった	引き続き推進
11	消費者表示対策の推進	進展があった	引き続き推進
12	食品表示対策の推進	進捗があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表7-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施中。

表 7-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
5	物価対策の推進
6	地方消費者行政の推進
7	消費者の安全確保のための施策の推進
8	消費者取引対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示の企画・立案・推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

政策分野	政策	施策
消費者政策	消費者政策の推進	消費者政策の調整
		基本的な消費者政策の企画・立案・推進
		消費者事故等の情報の集約・分析・対応
		消費生活に関する制度の企画・立案・推進
		個人情報保護に関する施策の推進
		消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
		物価対策の推進
		地方消費者行政の推進
		消費者の安全確保のための施策の推進
		消費者取引対策の推進
		消費者表示対策の推進
		食品表示対策の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ (<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/25seisakuyosan.pdf>) 参照。

復興庁

《復興庁》

表 8 - 1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度復興庁政策評価実施計画（平成25年3月29日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策体系に基づき対象とする政策：3の施策 ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表8-3-ア〕	租税特別措置等の拡充又は延長が妥当	5	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	5
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3件 (目標管理型の政策評価) 〔表8-3-イ〕	目標を達成	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2
			目標達成に向けて進展	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
					政策の重点化等	1
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件)	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 8-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の5の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 8-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
2	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）
3	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
4	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
5	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表8-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度復興庁政策評価実施計画」に基づき、以下の3の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成23年度及び同24年度復興庁政策評価書（事後評価）」として公表。

表 8-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	復興特区制度に係る施策の推進	目標達成に向けて進展	引き続き推進
2	復興交付金制度に係る施策の推進	目標を達成	引き続き推進
3	原子力災害からの復興に係る施策の推進	目標達成に向けて進展	改善・見直し

(注) 1 復興庁が平成23年度末（平成24年2月10日）に設置されたことに鑑み、同年度中に実施した政策に係る政策評価と24年度に実施した施策に係る事後評価を併せて実施。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表8-4-(2)参照。

政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
復興施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="710 304 1481 338">(1) 復興特区制度に係る施策の推進 <li data-bbox="710 349 1481 383">(2) 復興交付金制度に係る施策の推進 <li data-bbox="710 394 1481 427">(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進 <li data-bbox="710 439 1481 519">(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)~(3)に掲げるものを除く。)

(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ (http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130311_fukkou.pdf) 参照。

総務省

《総務省》

表 9-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成24年6月1日策定） 平成25年3月29日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成25年度総務省政策評価実施計画（平成25年3月29日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策（その他に成果重視事業3件） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし

	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし
--	------------------------------	----------

表 9-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：6件 (研究開発課題) 〔表9-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	6	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	6	
	事業評価方式：10件 (規制) 〔表9-3-イ〕	必要性等が認められる	10	評価結果を踏まえ、法令等に反映	10	
	事業評価方式：10件 (租税特別措置等) 〔表9-3-ウ〕	必要性等が認められる	10	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	10	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表9-3-エ〕	基本目標の達成に向け相当の進展があった	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18
				12	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 20件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構3件、定員5件) 〕		
		事業評価方式：10件 〔表9-3-オ〕	有効性・効率性等が認められる	10	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	10
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 9-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度予算概算要求を行う以下の 6 研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事前事業評価書」として公表。

表 9-3-ア 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	スマートなインフラ維持管理に向けた ICT 基盤の確立
2	次世代衛星移動通信システムの構築に向けたダイナミック制御技術の研究開発
3	海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発
4	次世代映像素材伝送の実現に向けた高効率周波数利用技術に関する研究開発
5	ミリ波帯による高速移動用バックホール技術の研究開発
6	140GHz 帯高精度レーダー等の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 9-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 16 日、10 月 30 日及び 26 年 3 月 10 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 9-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	消防活動阻害物質の追加
2	スプリンクラー設備に関する基準の見直し
3	自動火災報知設備に関する基準の見直し
4	自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動起動
5	放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設
6	認定放送持株会社の認定の要件の緩和 (3 件)
7	多様化・複雑化する電気通信事故の防止のための制度整備
8	船舶共通通信システム等の普及促進に向けた関係規定の整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 9-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 10 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 9-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設
2	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例
3	研究開発法人への寄附に係る税制措置
4	中小企業投資促進税制の拡充
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
6	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
7	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長

8	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
9	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
10	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表9-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表 9-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	進展があった	改善・見直し
2	適正な行政管理の実施	進展があった	引き続き推進
3	行政評価等による行政制度・運営の改善	進展があった	改善・見直し
4	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	進展があった	引き続き推進
5	地域振興（地域力創造）	進展があった	引き続き推進
6	地方財源の確保と地方財政の健全化	進展があった	引き続き推進
7	分権型社会を担う地方税制度の構築	進展があった	引き続き推進
8	選挙制度等の適切な運用	相当の進展があった	引き続き推進
9	電子政府・電子自治体の推進	進展があった	引き続き推進
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	相当の進展があった	引き続き推進
11	情報通信技術高度利活用の推進	進展があった	引き続き推進
12	放送分野における利用環境の整備	相当の進展があった	引き続き推進
13	情報通信技術利用環境の整備	進展があった	引き続き推進
14	電波利用料財源電波監視等の実施	相当の進展があった	引き続き推進
15	I C T分野における国際戦略の推進	相当の進展があった	引き続き推進
16	郵政行政の推進（郵政民営化の円滑な推進）	相当の進展があった	引き続き推進
17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	相当の進展があった	引き続き推進
18	恩給行政の推進	相当の進展があった	引き続き推進
19	公的統計の体系的な整備・提供	進展があった	引き続き推進
20	消防防災体制の充実強化	進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表9-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、以下の 10 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事後事業評価書」として公表。

表9-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発
2	安心・安全イノベーションを創造する地上／衛星共用携帯電話システム技術の研究開発
3	災害に備えたクラウド移行促進セキュリティ技術の研究開発
4	広域災害対応型クラウド基盤構築に向けた研究開発（環境対応型ネットワーク構成シグナリング技術）
5	広域災害対応型クラウド基盤構築に向けた研究開発（高信頼クラウドサービス制御基盤技術）
6	大規模災害時における移動通信ネットワークの動的通信制御技術の研究開発
7	情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発（災害に強いネットワークを実現するための技術の研究開発）
8	多様な通信・放送手段を連携させた多層的な災害情報伝達システムの研究開発
9	超高速近距離無線伝送技術等の研究開発
10	次世代移動通信システムにおけるスマート基地局に関する研究開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表9-4-(5)参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進 2 適正な行政管理の実施 3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 5 地域振興(地域力創造) 6 地方財源の確保と地方財政の健全化 7 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信 (ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 11 情報通信技術高度利活用の推進 12 放送分野における利用環境の整備 13 情報通信技術利用環境の整備 14 電波利用料財源電波監視等の実施 15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政民営化の確実な推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進 18 恩給行政の推進 19 公的統計の体系的な整備・提供 20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000216475.pdf)参照。

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 10-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成23年3月22日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成25年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成25年4月9日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（4目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条 第2項第1 号)	実績評価方式：4件 [表10-3-ア] (目標管理型の政策評 価) {実績評価方式：4 件} (目標管理型の政策評 価) [表10-3-イ]	目標が達成されて おり、今後ともこ れまでの取組を進 めていく	4	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 4件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、定員1件))	
	未着手 (法第7条 第2項第2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条 第2項第2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条 第2項第3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 4 目標（施策）を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 29 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 24 年度事後評価書）」として公表。

表 10-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行			
政策 1 公害紛争の処理			
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
政策 2 土地利用の調整			
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 10-4-(1) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

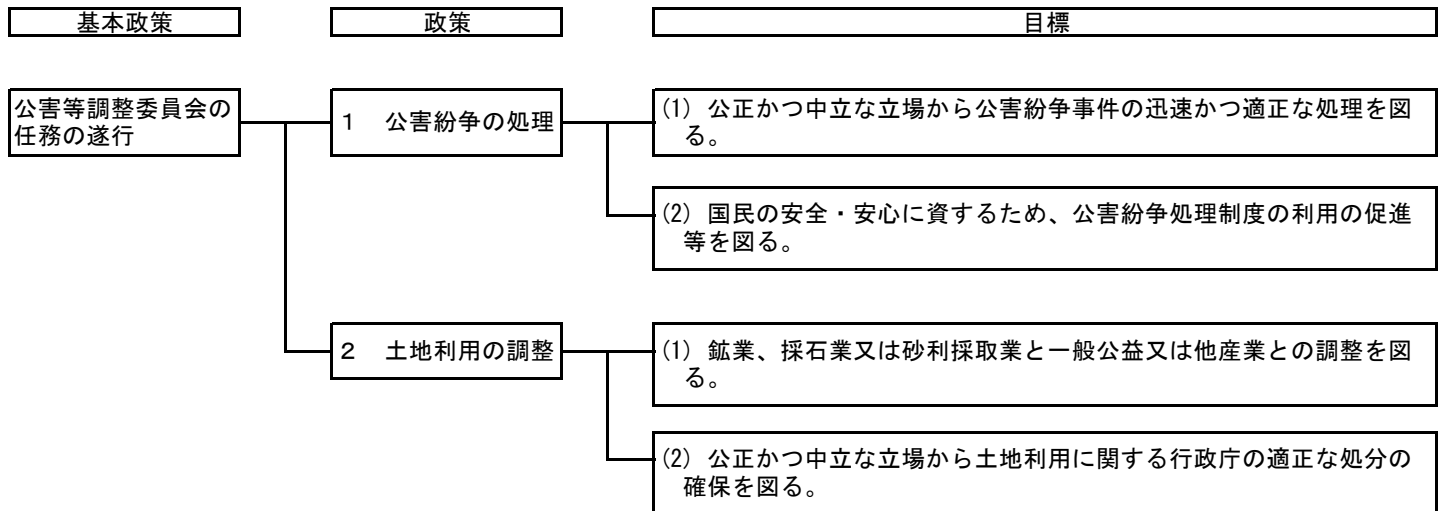
実績評価方式を用いて、「平成 25 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 4 目標（施策）を対象に評価を実施中（平成 26 年 8 月公表予定）。

表 10-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
政策 1 公害紛争の処理	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
政策 2 土地利用の調整	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000216475.pdf)参照。

法務省

《法務省》

表 11-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日決定）		
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間	
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの 	
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象を選定して行う。 	
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努める。 	
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。 	
実施計画の名称	平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成25年3月29日決定） 平成25年9月27日改定		
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価：4施策（法務に関する調査研究及び施設の整備） ○ 実績評価：17施策 1 成果重視事業 ○ 総合評価：1施策 	

	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：7件 〔表11-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	7	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 7 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 6件)
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：15件 (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-イ〕 {実績評価方式：17件} (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-ウ〕 {実績評価方式：1件} (成果重視事業) 〔表11-3-エ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	15	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 15 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 15件 機構・定員要求に反映 2件 (うち、機構1件、定員1件))
		総合評価方式：1件 〔表11-3-オ〕 {総合評価方式：1件} 〔表11-3-カ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 1 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)
		事業評価方式：3件 〔表11-3-キ〕 {事業評価方式：4件} 〔表11-3-ク〕	所期の成果を得ることができた	3	今後も同様の結果が得られるよう努める 3
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 11-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 事業評価方式を用いて、以下の7事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-ア 新規採択事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
〔I-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）
2	法務に関する調査研究（窃盗事犯者に関する研究）
〔VII-14-(2)〕	
3	施設の整備（沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事）
4	施設の整備（佐渡法務総合庁舎新営工事）
5	施設の整備（駿府学園新営工事）
6	施設の設備（西日本矯正医療センター（少年）（仮称）新営工事）
7	施設の設備（福岡第2法務総合庁舎新営工事）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 11-4-(1) 参照。
 2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、15施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
2	法教育の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
3	検察権行使を支える事務の適正な運営	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
4	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
5	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

6	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
7	保護観察対象者等の改善更生等	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
8	医療観察対象者の社会復帰	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
9	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
10	登記事務の適正円滑な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
11	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
12	債権管理回収業の審査監督	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
13	人権の擁護	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
14	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
15	法務行政における国際協力の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表11-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、17施策を対象として評価を実施中。

表11-3-ウ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	法曹養成制度の充実
2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
3	法教育の推進
4	検察権行使を支える事務の適正な運営
5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
8	保護観察対象者等の改善更生等
9	医療観察対象者の社会復帰
10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
11	登記事務の適正円滑な処理
12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
13	債権管理回収業の審査監督
14	人権の擁護
15	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
16	出入国の公正な管理

17	法務行政における国際協力の推進
----	-----------------

(注) 平成26年8月に公表予定。

- (3) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
 実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表 11-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
1	出入国管理業務の業務・システムの最適化

(注) 平成26年8月に公表予定。

- (4) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
 平成25年度においては、総合評価方式を用いて、「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1施策を対象として評価を実施し、その結果を25年8月30日に「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-オ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	出入国の公正な管理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 11-4-(3) 参照。

- (5) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
 総合評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1施策を対象として評価を実施中。

表 11-3-カ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備

(注) 平成27年8月に公表予定。

- (6) 事業評価方式を用いて、「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の3事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究）
	[VII-14-(2)]
2	施設の整備（周南法務総合庁舎整備等事業）

3	施設の整備（美祢社会復帰促進センター整備事業）
----------	--------------------------------

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表11-4-(4)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

(7) 事業評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の4事業等を対象として評価を実施中。

表11-3-ク 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
	〔I-3-(1)〕
1	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）
	〔VII-14-(2)〕
2	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）
3	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）
4	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）

- (注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
2 平成26年8月に公表予定。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000108268.pdf>)参照。

外務省

《外務省》

表 12-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度から29年度までの5年間 ○ 対象は、以下の政策とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 政府開発援助 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 (イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 イ 規制 <ul style="list-style-type: none"> 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策 <ul style="list-style-type: none"> (i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置 (ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの (イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策 <ul style="list-style-type: none"> なお、実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案し、必要と考えられる場合には、適時に評価を行うものとする。 ○ 租税特別措置等に関する事後評価については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。さらに、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。 ○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 ○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対す

		<p>る外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、関係課が評価を行う上で参考として適切に活用する。</p>
実施計画の名称	平成 26 年度（平成 25 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 25 年 3 月 29 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 19 の施策（4 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助 2 案件 ○ 未了：政府開発援助 12 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 12-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：67件 〔表 12-3-ア、イ〕 《政府開発援助：36件》 〔表 12-3-ウ〕	実施が妥当	67 《36》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 16件《36件》）	67 《36》
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：19件 （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-エ〕 {総合評価方式：19件} （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-オ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	4	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	14
			目標の達成に向けて進 展があ った	15	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	5
					政策の重点化等	3
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 17件 機構・定員要求に反映 16件 （うち、機構4件、定員16件）〕	
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	政府開発援助：7件 〔表 12-3-カ〕	継続が妥当	6	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	6	
		進捗を慎重 に見極めた 上で事業継 続を検討	1	2 評価結果を踏まえ、当該 政策を中止した 【廃止、休止、中止】	1	
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成 24 年度に評価結果が公表され、「平成 24 年度政策評価等の実施状況及びこれら
の結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として
新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 12-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成25年5月8日、5月17日、5月31日、6月4日、6月11日、6月13日、6月19日、7月1日、7月18日、7月31日、8月21日、9月4日、9月19日、9月25日、11月8日、11月15日、12月9日、12月17日及び12月25日並びに26年1月31日、2月14日、2月25日、3月14日、3月25日及び3月31日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 12-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ナンプラ州モナポ初等教員養成校建設計画」(モザンビーク共和国)
2	「リロングウェ中等教員養成校建設計画」(マラウイ共和国)
3	「配電網緊急改修計画」(シエラレオネ共和国)
4	「タケク上水道拡張計画」(ラオス人民民主共和国)
5	「ヌアディブ漁港拡張整備計画」(モーリタニア・イスラム共和国)
6	「配電設備整備計画」(ガーナ共和国)
7	「気象レーダーシステム整備計画」(モーリシャス共和国)
8	「国道一号線橋梁改修計画」(ギニア共和国)
9	「イレクアンバ間道路橋梁整備計画」(モザンビーク共和国)
10	「サルパン県タクライ灌漑システム改善計画」(ブータン王国)
11	「ルサカ郡病院整備計画」(ザンビア共和国)
12	「ビシュケクオシユ道路クガルト川橋梁架け替え計画」(キルギス共和国)
13	「モラ橋護岸計画」(東ティモール民主共和国)
14	「第三次地方電化計画」(ウガンダ共和国)
15	「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「バリング郡村落給水計画」(ケニア共和国)
17	「ナロック給水拡張計画」(ケニア共和国)
18	「コンボンチャム及びバットンバン上水道拡張計画」(カンボジア王国)
19	「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」(リベリア共和国)
20	「タザラ交差点改善計画」(タンザニア連合共和国)
21	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
22	「貨物旅客兼用船建造計画」(ツバル)
23	「国内海上輸送能力向上計画」(ミクロネシア連邦)
24	「マダン市場改修計画」(パプアニューギニア独立国)
25	「タボラ州水供給計画」(タンザニア連合共和国)
26	「西部ウガンダ地域医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
27	「中学校教室建設計画」(ニジェール共和国)
28	「ブルト灌漑施設改修計画」(東ティモール民主共和国)
29	「国道一号線改修計画(第4期)」(カンボジア王国)
30	「チェンナイ小児病院改善計画」(インド)
31	「カブール国際空港保安機能強化計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
32	「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画」(スーダン共和国)
33	「都市水道改善計画」(サモア独立国)
34	「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」(ラオス人民民主共和国)
35	「南部地域前期中等教育環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
36	「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
37	「第三次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
38	「カヤー州ロイコー総合病院整備計画」(ミャンマー連邦共和国)

39	「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」(フィリピン共和国)
40	「ダカール州郊外中学校建設計画」(セネガル共和国)
41	「国立母子保健センター拡張計画」(カンボジア王国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表12-4-(1)参照。
なお、平成26年度予算要求までに公表したNo.1～13については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成25年5月31日、9月4日、11月15日、12月17日及び12月25日並びに平成26年1月20日、1月23日、2月25日、3月4日、3月25日及び3月31日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表12-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策(有償資金協力)

No.	評価対象政策
1	「貧困削減地方開発計画(フェーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
2	「ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
3	「ムンバイメトロ三号線建設計画」(インド)
4	「ナボイ火力発電所近代化計画」(ウズベキスタン共和国)
5	「インド工科大学ハイデラバード校整備計画(フェーズ2)」(インド)
6	「グアナカステ地熱開発セクターローン」(コスタリカ共和国)
7	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
8	「ハノイ市環状3号線整備計画(マイジックータンロン南間)」(ベトナム社会主義共和国)
9	「サンティアゴ島上水道システム整備計画」(カーボヴェルデ共和国)
10	「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画」(モザンビーク共和国)
11	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
12	「港湾整備計画(第二期)」(イラク共和国)
13	「ジャワ南線複線化計画(第四期)」(インドネシア共和国)
14	「ジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画(第一期)」(インドネシア共和国)
15	「南北高速道路建設計画(ダナンークアンガイ間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「南北高速道路建設計画(ホーチミンゾーザイ間)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「ケラニ河新橋建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
21	「東部輸出回廊整備計画」(パラグアイ共和国)
22	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ3)(第二期)」(インド)
23	「新・再生可能エネルギー支援計画(フェーズ2)」(インド)
24	「中小零細企業・省エネ支援計画(フェーズ3)」(インド)
25	「ハリヤナ州配電設備改善計画」(インド)
26	「アグラ上水道整備計画(Ⅱ)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表12-4-(2)参照。
なお、平成26年度予算要求までに公表したNo.1～3については、予算要求に反映。

(3) 以下の36案件(無償資金協力15、有償資金協力21)は、平成24年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成24年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として26年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 12-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成 24 年度に評価を実施した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「ジュバ河川港拡充計画」(南スーダン共和国)
2	「ナイル架橋建設計画」(南スーダン共和国)
3	「ダルエスサラーム市交通機能向上計画」(タンザニア連合共和国)
4	「国家広域開発計画(UNDP連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
5	「ナンガルハール農村インフラ改善計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「カブール県、パーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
7	「住民参加型の都市開発支援計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
8	「第二次カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
9	「デサブ南地区給水施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
10	「マイクログリッドシステム導入計画」(トンガ王国)
11	「シハヌーク州病院整備計画」(カンボジア王国)
12	「農業人材育成機関強化計画」(ミャンマー連邦共和国)
13	「気象観測装置整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
14	「ヤンゴン市フェリー整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
15	「小水力発電計画」(ラオス人民民主共和国)
有償資金協力	
16	「第八次開発政策借款」(インドネシア共和国)
17	「社会経済開発支援計画」(ミャンマー連邦共和国)
18	「ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
19	「全国送電網整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
20	「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画(I)」(バングラデシュ人民共和国)
21	「カルナフリ上水道整備計画(フェーズ2)」(バングラデシュ人民共和国)
22	「バングラデシュ北部総合開発計画」(バングラデシュ人民共和国)
23	「タナフ水力発電計画」(ネパール連邦民主共和国)
24	「大コロボ圏送配電損失率改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
25	「ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)フェーズI(ゴックホイ車両基地)(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
26	「オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
27	「ゲアン省北部灌漑システム改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
28	「気候変動対策支援プログラム(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
29	「ハノイ市エンサ下水道計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
30	「第一次経済運営・競争力強化貸付」(ベトナム社会主義共和国)
31	「第二期国道改修計画」(ベトナム社会主義共和国)
32	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
33	「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画」(フィリピン共和国)
34	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ2)(第二期)」(インド)
35	「チェンナイ地下鉄建設計画(第三期)」(インド)
36	「ビハール州国道整備計画(フェーズ2)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表12-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 25 年度(平成 24 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 19 の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度外務省政策評価書(平成 24 年度に実施した施

策に係る評価書)」として公表。

表 12-3-エ 総合評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標Ⅰ 地域別外交			
1	アジア大洋州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
2	北米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
3	中南米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
4	欧州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
5	中東地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
6	アフリカ地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
基本目標Ⅱ 分野別外交			
7	国際の平和と安定に対する取組	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
8	国際経済に関する取組	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
9	国際法の形成・発展に向けた取組	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策			
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅳ 領事政策			
12	領事業務の充実	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化			
13	外交実施体制の整備・強化	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅵ 経済協力			
15	経済協力	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
16	地球規模の諸問題への取組	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金			
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 12-4-(4) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 26 年度（平成 25 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 19 の施策を対象として評価を実施中。

表 12-3-オ 総合評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
基本目標Ⅰ 地域別外交	
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
基本目標Ⅱ 分野別外交	
7	国際の平和と安定に対する取組
8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策
基本目標Ⅳ 領事政策	
12	領事業務の充実
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	
13	外交実施体制の整備・強化
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
基本目標Ⅵ 経済協力	
15	経済協力
16	地球規模の諸問題への取組
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 7 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度外務省政策評価書（平成 24 年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表 12-3-カ 未了の事業（政府開発援助）を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「南スマトラ西ジャワガスパイプライン建設計画」（インドネシア）	継続が妥当	引き続き推進
2	「農村経済開発復興計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
3	「内蒙古自治区植林植草計画」（中華人民共和国）	継続が妥当	引き続き推進
4	「内陸部人材育成計画（地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全）」（中華人民共和国）	継続が妥当	引き続き推進
5	「アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備計画（Ⅱ）」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
6	「パハン・スランゴール導水計画」（マレーシア）	継続が妥当	引き続き推進
7	「南北海底光ケーブル整備計画」（ベトナム）	進捗を慎重に見極めた上で事業継続を検討	中止

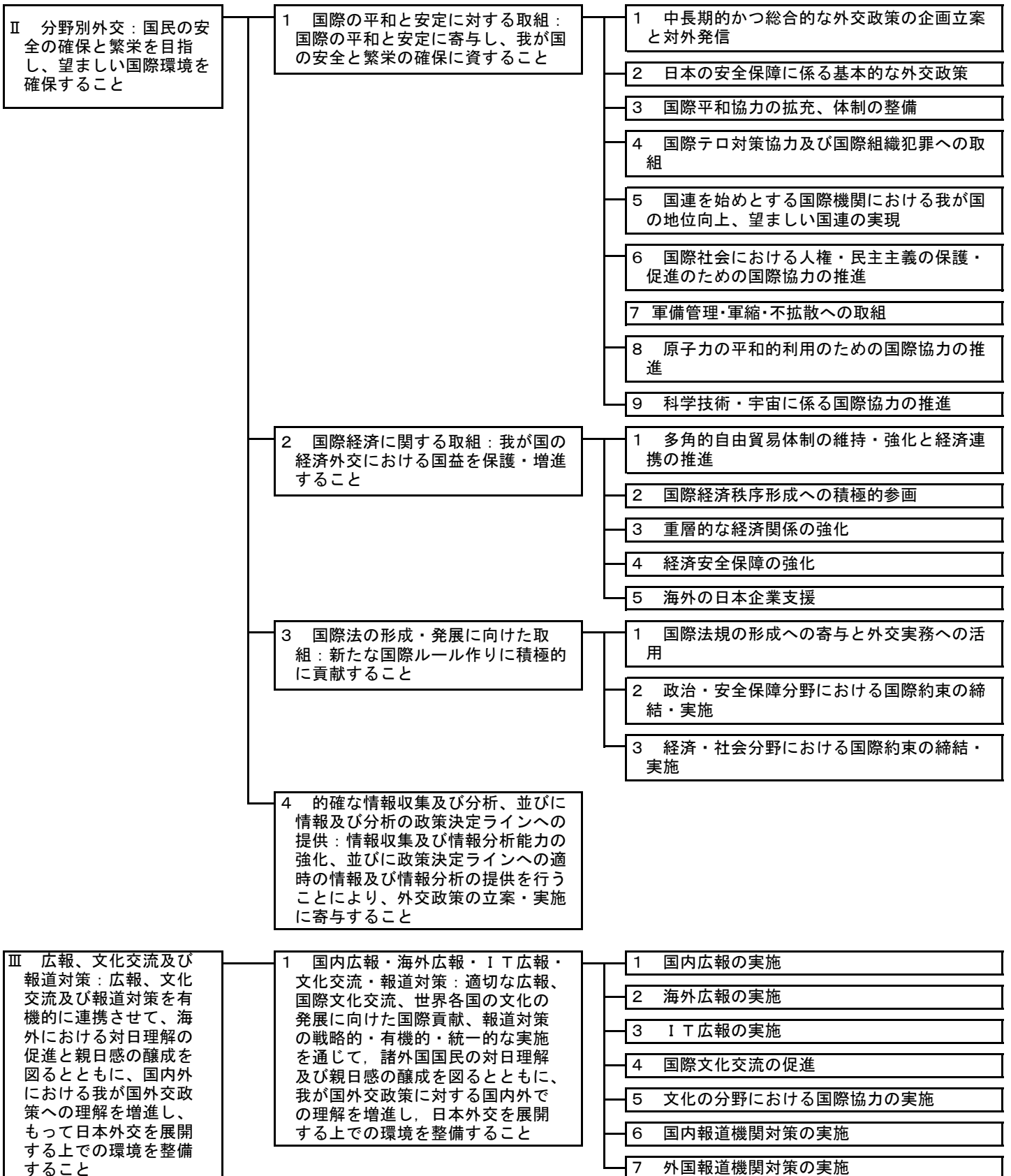
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 12-4-(5) 参照。

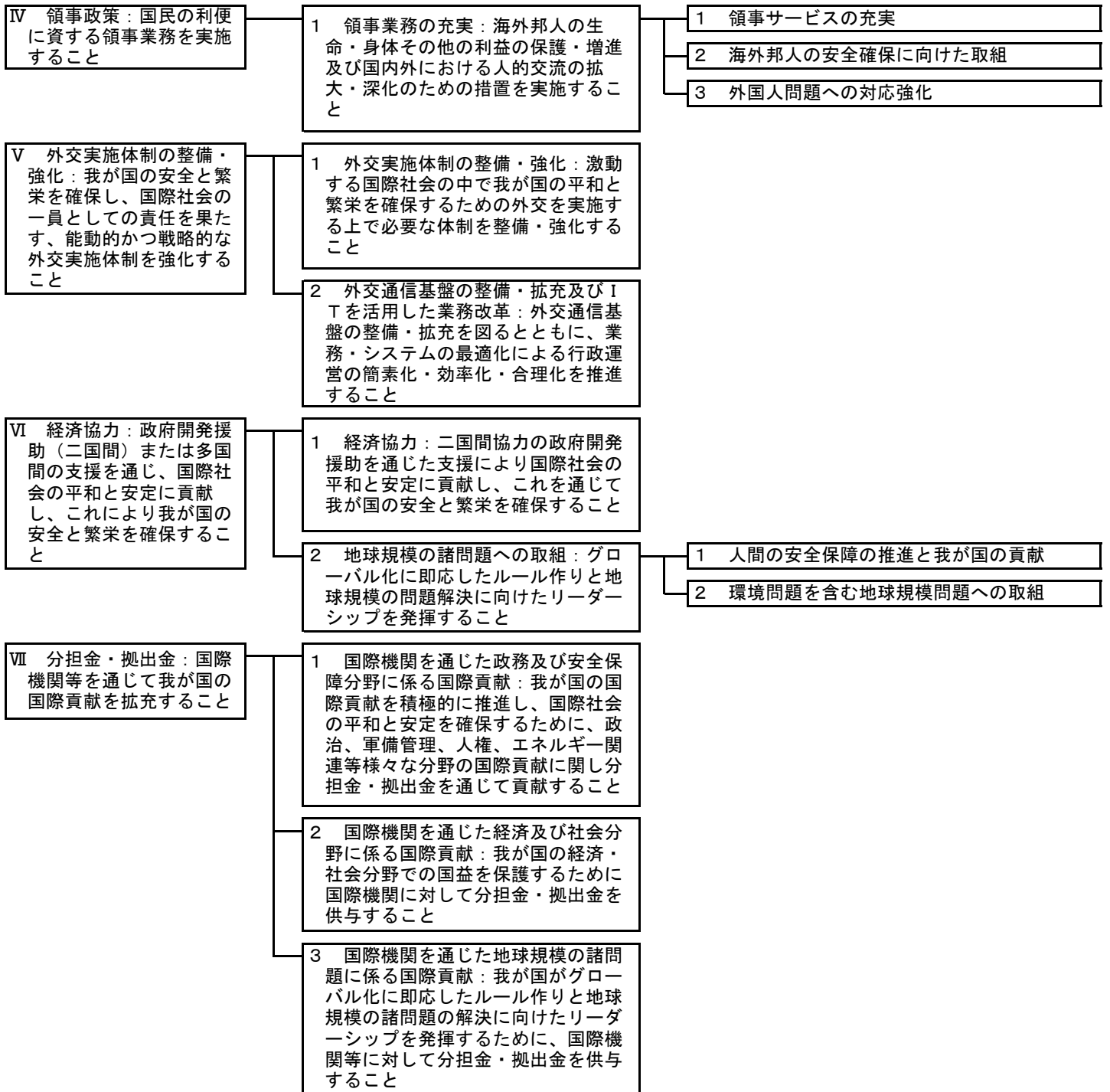
2 平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 17 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 7 案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照。

財務省

《財務省》

表 13-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成25年3月29日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度から29年度までの5年間 ○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成25年度政策評価実施計画（平成25年3月29日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6総合目標 25政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 13-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表 13-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長
2	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
3	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 13-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成25年7月9日に、「平成24年度政策評価書」として公表。

表 13-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること			
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとともに財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている 【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に定めるため、税制の抜本的な改革に取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏ま	【1 目標の達成度】	引き続き推進

	えつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む	達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
政策目標1 健全な財政の確保			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった	引き続き推進

		<p>【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて一部の進展にとどまった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】</p>	引き続き推進

		有益な提言がなされている	
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている 【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】	引き続き推進

		<p>適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展			
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進			
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進

25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている	引き続き推進

		【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進 と適切な運営の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表13-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施中（平成26年6月公表予定）。

表13-3-ウ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

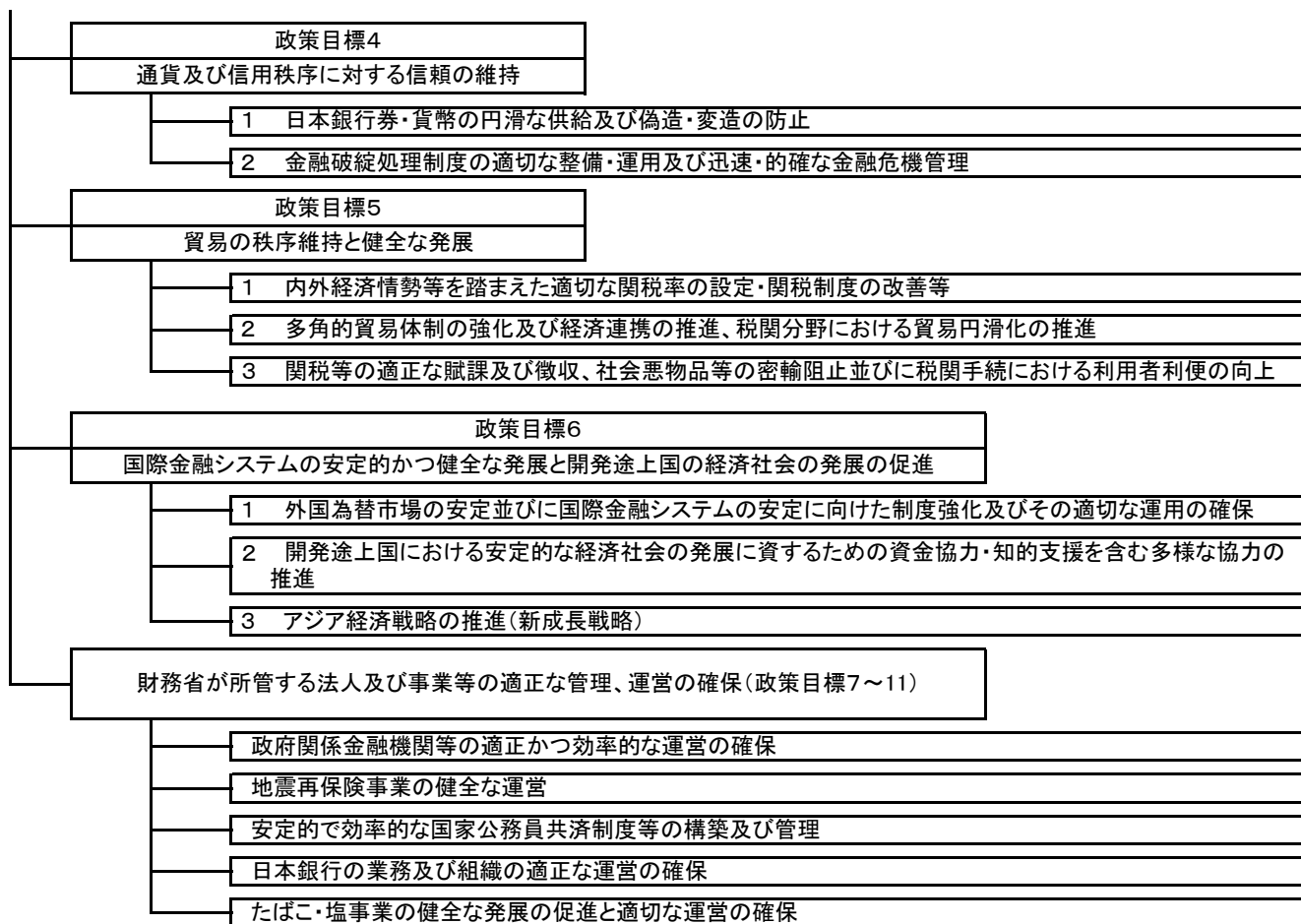
No.	評価対象政策
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するととの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に応えるため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状態を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	

14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等（成長戦略）の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するととの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組む高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	
健全な財政の確保	
1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
2	必要な歳入の確保
3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
5	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
1	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3	
国の資産・負債の適正な管理	
1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
3	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
4	庁舎及び宿舍の最適化の推進
5	国庫金の正確で効率的な管理



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2013_budget/index.htm) 参照。

文部科学省

《文部科学省》

表 14-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成25年3月29日決定） 平成26年3月31日一部改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1号から5号までに掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。 この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等を踏まえて、事業評価方式により実施するものとする。 ○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。 ○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。 ○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価方式により実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策全般に関する評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、隔年ごとを基本としつつ、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、基本計画に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。 ○ 特定のテーマに関する評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価方式により実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。 ○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成25年度文部科学省政策評価実施計画（平成25年3月29日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の	○ 事後評価 (1) 政策全般に関する評価（実績評価方式） 政策体系の実現に向けて平成24年度に取り組んだ施策のうち、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）4に定める実績の測定（モニタリング）

	方式	<p>を行うもの以外。</p> <p>(2) 特定のテーマに関する評価（総合評価方式） (1)の評価等で明らかになった個別の政策課題について、必要に応じて評価対象とする。</p> <p>○ 事前評価</p> <p>(1) 研究開発に関する評価（事業評価方式） 平成26年度予算において新規あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1号及び2号に掲げるもの。</p> <p>(2) 規制に関する評価（事業評価方式） 平成25年度中に新設又は改廃される法律又は政令のうち、法施行令第3条第6号に掲げるもの。</p> <p>(3) 税制（租税特別措置等）、財政投融资に関する評価（事業評価方式） 平成26年度に新設等を予定している租税特別措置等のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げるもの。 また、平成26年度に新設等を予定している財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの。</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 14-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式： 9件 (研究開発) 新規事業：3事業 拡充事業：6事業 〔表14-3-ア〕	26年度の新規・拡充事業等として実施することが 適当	9	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)	9
		事業評価方式： 1件 (規制) 〔表14-3-イ〕	評価の結果、規制の新設又は改廃は 妥当	1	評価結果を踏まえ、政令を改正した	1
		事業評価方式： 9件 (租税特別措置等) 〔表14-3-ウ〕	税制改正を要望することが 適当	9	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	9
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 28施策目標 (目標管理型の政策評価) 〔表14-3-エ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	17	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	17
			目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	11	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	11
					政策の重点化等	5
					政策の一部の廃止、休止又は中止	6
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 28件 機構・定員要求に反映 16件 (うち、機構3件、定員16件)	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 14-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度予算概算要求に向けて、以下の 9 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を 25 年 8 月 30 日に「文部科学省事前評価書（平成 26 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 14-3-ア 新規・拡充事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	エクサスケール・スーパーコンピュータ開発プロジェクト（新規）
2	創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業（拡充）
3	橋渡し研究加速ネットワークプログラム（拡充）
4	革新的バイオ医薬品創出基盤技術開発（新規）
5	脳科学研究戦略推進プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト（拡充）
6	オーダーメイド医療の実現プログラム（拡充）
7	次世代がん研究戦略推進プロジェクト（拡充）
8	未来社会実現のための ICT 基盤技術の研究開発（拡充）
9	廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム（新規）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 14-4-(1) 参照。
2 本表の 9 事業は、研究開発事業である。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 6 月 28 日に「障害のある児童生徒等の就学手続きに係る規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	障害のある児童生徒等の就学手続きの改正

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 14-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る 9 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 10 月 22 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ウ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
2	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
3	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
6	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置
7	(独) 日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置
8	研究開発行政法人への寄附に係る税制措置
9	地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 14-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 25 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 25 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13 の政策目標の下に掲げる 28 の施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「文部科学省事後評価書（平成 24 年度実績）」として公表。

表 14-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策目標 1 生涯学習社会の実現			
1	地域の教育力の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
2	家庭の教育力の向上	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
3	I C Tを活用した教育・学習の振興	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり			
4	確かな学力の育成	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
5	豊かな心の育成	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
6	健やかな体の育成及び学校安全の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
7	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
8	魅力ある優れた教員の養成・確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
9	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
10	幼児教育の振興	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
11	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上			
12	義務教育に必要な教職員の確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興			
13	大学などにおける教育研究の質の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進			
14	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標6 私学の振興			
15	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進			
16	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
17	科学技術の国際活動の戦略的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備			
18	科学技術振興のための基盤の強化	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標10 科学技術の戦略的重点化			
19	情報通信分野の研究開発の重点的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
20	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
21	新興・融合領域の研究開発の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
22	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
政策目標11 原子力事故による被害者の救済			
23	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標12 スポーツの振興			
24	子供の体力の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
25	我が国の国際競技力の向上	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標13 文化による心豊かな社会の実現			
26	芸術文化の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

27	文化芸術振興のための基盤の充実	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進			
28	国際協力の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表14-4-(4)参照。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 青少年の健全育成

施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標2-9 幼児教育の振興

施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興

施策目標7-3 科学技術システム改革の先導

施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

- 施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組
- 施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標10-3 環境分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標10-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標10-7 海洋分野の研究開発の推進
- 施策目標10-8 新興・融合領域の研究開発の推進
- 施策目標10-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 原子力事故による被害者の救済

- 施策目標11-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
- 施策目標11-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標12 スポーツの振興

- 施策目標12-1 子供の体力の向上
- 施策目標12-2 生涯スポーツ社会の実現
- 施策目標12-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標13 文化による心豊かな社会の実現

- 施策目標13-1 芸術文化の振興
- 施策目標13-2 文化財の保存及び活用の充実
- 施策目標13-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- 施策目標13-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

- 施策目標14-1 国際交流の推進
- 施策目標14-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2013/02/28/1287202_6.pdf) 参照。

厚生労働省

《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長</p> <p>租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策</p> <p>ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p> a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p> b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業</p> <p>「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）（平成25年9月30日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：14の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した2の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：29件 (個別公共事業) 〔表15-3-ア〕	新規採択が妥当である	29	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	29	
	事業評価方式：30件 (研究開発) 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	30	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 30件 〕	30	
	事業評価方式：52件 (規制) 〔表15-3-ウ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	52	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	52	
	事業評価方式：18件 (租税特別措置等) 〔表15-3-エ〕	妥当である	18	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	18	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：14件 (目標管理型の政策評価) 〔表15-3-オ〕	予算概算要求額の増額	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構1件、定員2件) 〕	14
			予算概算要求額の現状維持	1		
			予算概算要求額の減額	5		
	事業評価方式：2件 (継続事業) 〔表15-3-カ〕	継続が妥当である	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 2件 〕	2	
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-キ〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件) 〕	1	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：10件 (個別公共事業(再評価)) 〔表15-3-ク〕	継続が妥当である	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9	
		休止又は中止が妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	1	
その他の政策 (法第7条第)	総合評価方式：7件 〔表15-3-ク〕	取組を引き続き推進	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	7	

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
2項第3号)	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表15-3-ケ〕	継続が妥当である	1 評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	1
	事業評価方式：24件 (個別公共事業(再評価)) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当である	24 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	24
	事業評価方式：338件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-サ〕	行政課題の解決に貢献している	338 今後同種の政策の企画立案や時期研究課題の実施に際し、反映する予定である。	338

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 新規採択を要求している公共事業の29の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成25年10月25日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（13地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（16地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表15-4-(1)参照。
2 本表は平成25年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成26年度予算概算要求を行う30の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月25日に「厚生労働省の平成26年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表 15-3-イ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（29事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表15-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃に係る以下の52の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月15日、4月24日、5月24日、6月25日、8月16日、12月26日、26年1月29日、2月6日、2月7日、3月10日及び3月11日に「規制影響分析書」として公表。

表 15-3-ウ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	精神保健福祉法における医療保護入院者の退院を促進するための措置の充実について
2	障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
3	法定雇用率の算定基礎の見直し
4	新たな生活困窮者支援制度の創設に伴う所要の措置について（2件）
5	就労自立給付金の支給に伴う報告徴収の創設
6	被保護者就労支援事業における秘密保持義務の創設について
7	要保護者に対する報告徴収の法定化
8	生活保護法における指定医療機関の指定要件等の見直し等について
9	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2件）
10	医薬品に関する広告制限の対象の追加（HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「ペルツズマブ」及びその製剤について）
11	1,2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
12	医薬品に関する広告制限の対象の追加（HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「トラスツズマブ エムタンシン」及びその製剤について）

13	医薬品に関する広告制限の対象の追加 (EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌治療薬「アファチニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに再発又は難治性のCD30陽性のホジキンリンパ腫及び未分化大細胞リンパ腫治療薬「ブレンツキシマブ ベドチン」及びその製剤について)
14	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正(麻薬の指定)
15	雇用管理の改善等に関する措置の内容の説明義務の創設
16	特例認定制度の創設
17	地域ケア会議における秘密保持義務について
18	医薬品の販売業等に関する規制の見直し及び指定薬物の所持等の禁止について(2件)
19	指定免除申請事務者の指定制度の創設に伴う所要の措置(2件)
20	難病の患者に対する医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定医療機関制度の創設
21	医薬品等に係る安全対策の強化
22	医療機器の特性を踏まえた規制の構築
23	再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築
24	医療機関の病床の機能の報告制度
25	病院の開設等の許可の申請の際の協議の場への参加及び当該許可に係る条件の付与
26	地域で過剰な病床の機能への変更の防止・不足する病床の機能への変更
27	非稼働病床の削減要請・勧告
28	医療事故の調査の仕組みの創設
29	臨床研究中核病院の承認制の導入
30	特定行為に係る看護師の研修制度の創設
31	臨床修練制度の見直し及び臨床教授等制度の創設について
32	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関制度の創設
33	専門的知識等を有する有期雇用労働者等の無期転換申込権発生までの期間の延長に関する措置
34	職場における化学物質管理のあり方を見直し
35	職場におけるメンタルヘルス対策の強化
36	重大な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組みの創設
37	建設物等の設置等に係る事前届出の廃止
38	電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定及び譲渡制限対象機械等への追加
39	医療機関による再生医療等提供計画の策定及び届出の義務付け
40	特定細胞加工物の製造の許可等について
41	再生医療等の実施に係る記録の作成保存義務
42	特定細胞加工物の製造の記録保存義務
43	特定労働者派遣事業の廃止
44	労働者派遣に係る期間制限の見直し(3件)
45	均衡待遇を確保するために考慮した事項の説明
46	派遣労働者に対するキャリアアップ措置

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表15-4-(3)参照。

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 租税特別措置等に係る18政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	交際費課税の見直し
3	公害防止用設備に係る特例措置の延長
4	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
6	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し

7	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等
8	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
9	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充
10	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
11	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村許可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
15	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
16	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
18	中小企業投資促進税制

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表15-4-(4)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成25年度)」に基づき、14の施策目標について評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「実績評価書」として公表。

表15-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること(施策目標Ⅰ-2-1)	予算概算要求額の減額	引き続き推進
2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること(施策目標Ⅰ-5-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
3	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(政策目標Ⅰ-6-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
4	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること(施策目標Ⅰ-9-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
5	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
6	最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
7	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
8	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標Ⅳ-2-1)	予算概算要求額	引き続き推進

		の減額	
9	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること（施策目標V-2-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
10	母子保健衛生対策の充実を図ること（施策目標VI-5-1）	予算概算要求額の増額	引き続き推進
11	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること（施策目標VII-2-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
12	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと（施策目標VII-5-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
13	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること（施策目標IX-1-2）	予算概算要求額の増額	引き続き推進
14	国際機関の活動へ参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること（施策目標X-1-1）	予算概算要求額の現状維持	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表15-4-(5)参照。

（2）事業評価方式を用いて、平成21年度に事業評価（事前評価）を実施した22年度予算概算要求に係る新規事業のうち、25年度における継続事業2事業を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「平成25年度事業評価書（事後）」として公表。

表15-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	周産期医療体制の基盤整備・強化事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	労働契約法等活用支援事業	継続が妥当である	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表15-4-(6)参照。

（3）事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「平成25年度成果重視事業評価書」として公表。

表15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表15-4-(7)参照。

（4）総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）」に基づき、7政策につ

いて評価を実施し、平成 25 年 6 月 25 日及び 10 月 2 日に「平成 25 年度総合評価書」として公表。

表 15-3-ク 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「医師確保対策」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
7	「施策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表 15-4-(8)参照。

(5) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 15-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表 15-4-(9)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して継続中（10 年経過以降は原則 5 年経過ごと）の公共事業の 34 実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成 25 年 10 月 25 日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-コ 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（19 地区）	継続が妥当である（18 地区） 休止又は中止が妥当である（1 地区）	引き続き推進 18 地区 中止 1 地区
2	水道水源開発等施設整備事業（13 地区）	継続が妥当である（13 地区）	引き続き推進 13 地区
3	水道水源開発施設整備事業（2 地区）	継続が妥当である（2 地区）	引き続き推進 2 地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表15-4-(10)参照。
 2 本表は平成25年度予算に係る再評価の対象地区数である。

(7) 事業評価方式を用いて、平成24年度に終了した338研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月25日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時の個別研究開発課題）

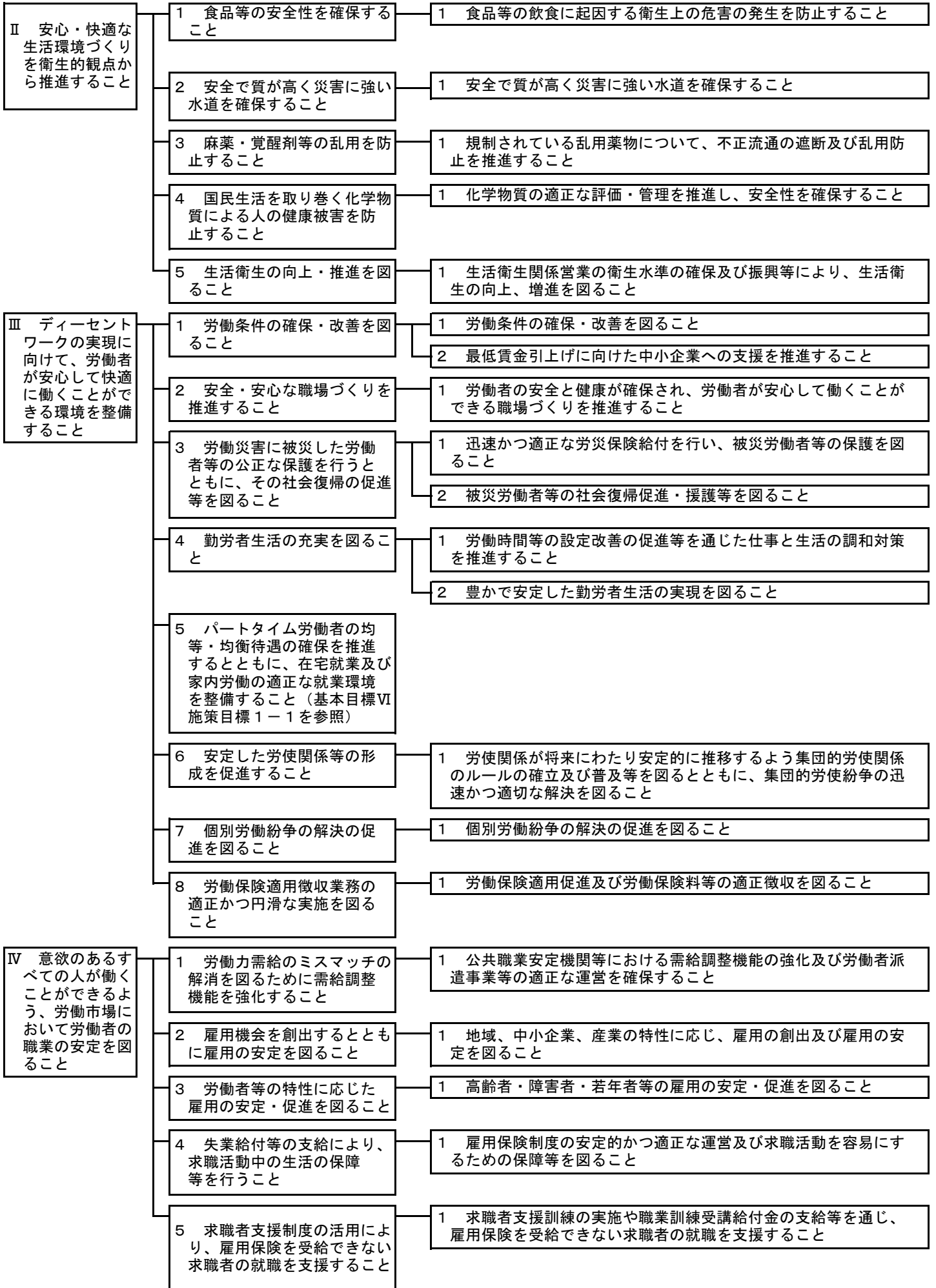
No.	評価対象政策		政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	I 行政政策研究分野	行政政策（22 課題）	行政課題の解決に貢献している	—
2		厚生労働科学特別研究（19 課題）		
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（32 課題）		
4		臨床応用基盤（10 課題）		
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤（8 課題）		
6		第3次対がん総合戦略（36 課題）		
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（68 課題）		
8		長寿・障害総合（46 課題）		
9		感染症対策総合（31 課題）		
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進（12 課題）		
11		労働安全衛生総合（4 課題）		
12		食品医薬品等リスク分析（36 課題）		
13		健康安全・危機管理対策総合（13 課題）		
14	VI 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	再生医療関係研究分野（1 課題）		

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表15-4-(11)参照。

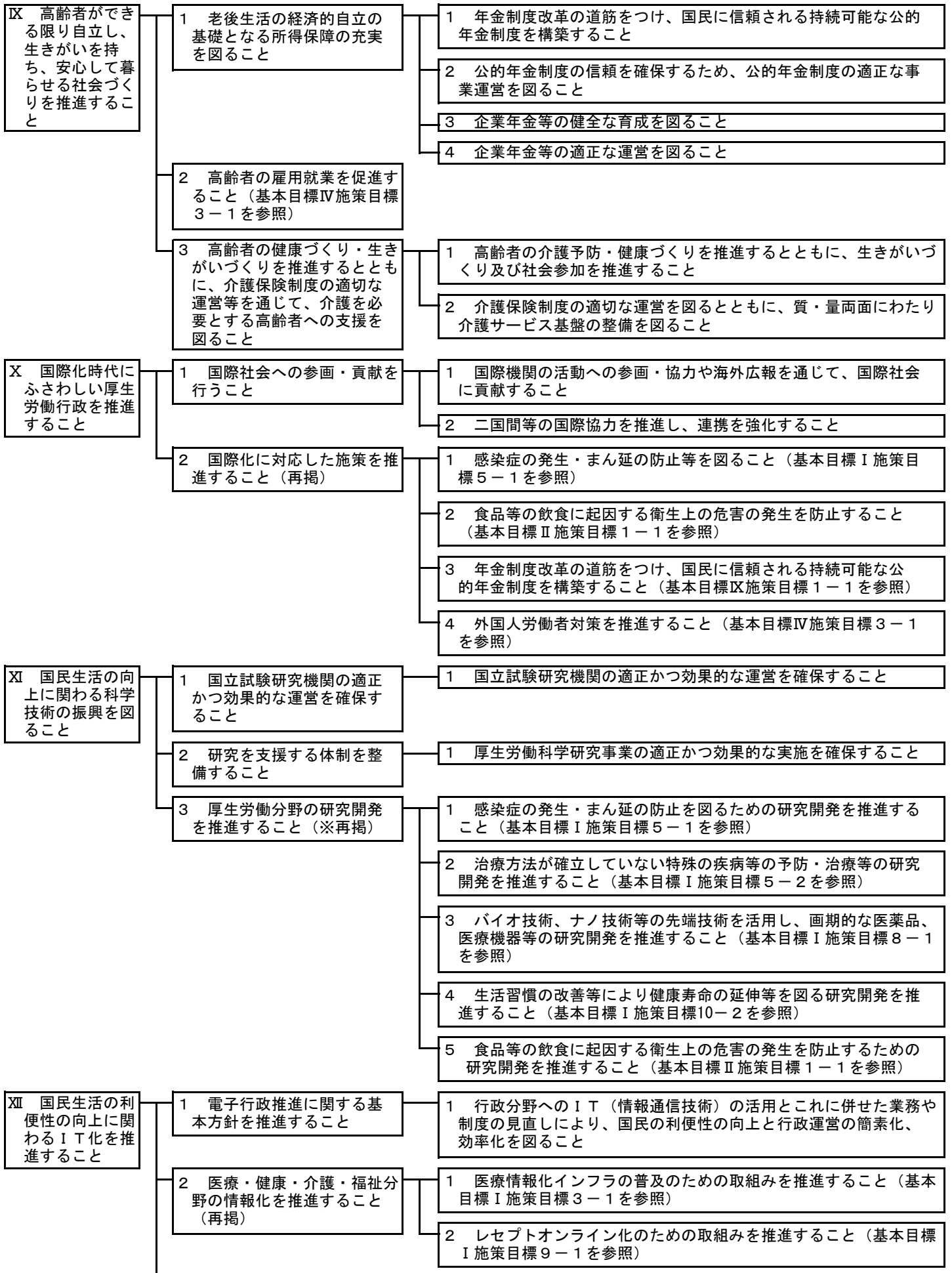
政策体系（厚生労働省）

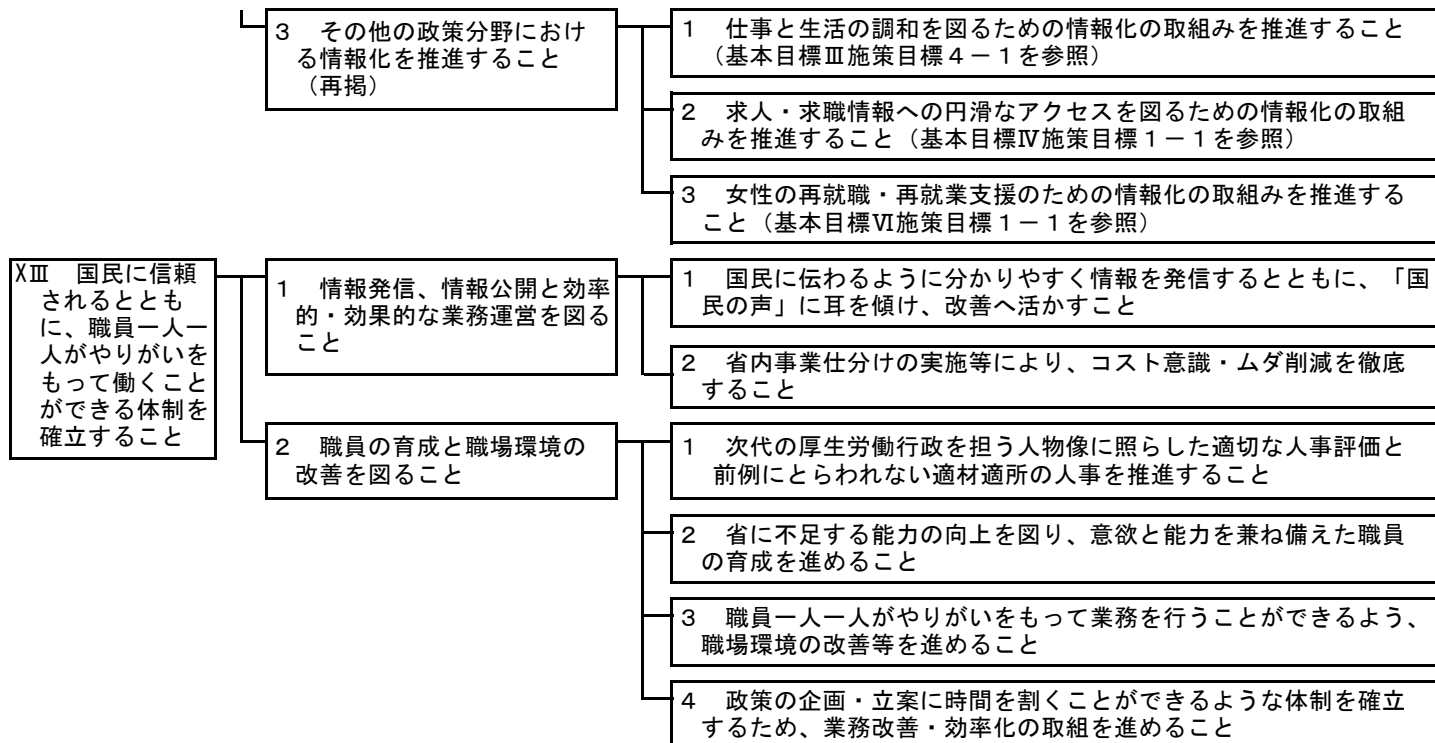
※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること









(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h24/dl/01.pdf>)参照

農林水産省

《農林水産省》

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価

		<p>以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等）</p> <p>政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 25 年 5 月 22 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 1 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：110 公共事業（73 地区及び 37 事業）</p> <p>○ 総合評価：2 政策分野</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：公共事業（6 地区）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数					
事前評価	事業評価方式：12公共事業（113事業実施地区） <25年度新規地区採択要求事業：24地区>〔表16-3-ア〕 <26年度事業着手要求事業：43地区>〔表16-3-イ、エ〕 <26年度新規地区採択要求事業：46地区>〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	113	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	113				
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 22件）					
				事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	2	
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 2件）		
				事業評価方式：2研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	2	1 評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1	
							2 評価を行ったが、26年度概算要求は行わず、25年度補正予算として前倒しで要求した	1	
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 1件）									
事業評価方式：2件（規制） 〔表16-3-ク〕	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	2					
事業評価方式：17件（租税特別措置等） 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	17	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	17					
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：16政策分野 （目標管理型の政策評価） 〔表16-3-コ〕	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成26年度概算要求等に反映した	16			
					【改善・見直し】				
					政策の重点化等		16		
					政策の一部廃止、休止、中止	3			
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 16件）				
					実績評価方式：1成果重視事業 〔表16-3-サ〕	今後、成果の検証を実施等	1	既に事業が終了しているため、概算要求は行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	1
					事業評価方式（期中）：11公共事業（67事業実施地区） 〔表16-3-シ～ソ〕	継続が妥当	44	評価結果を踏まえ、引き続き推進する	44
計画変更の上、継続が妥当	22	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する	22						
休止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止、中止する	1						
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 27件）									

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
	事業評価方式（完了後）：29公共事業（157事業実施地区） 〔表16-3-タ～テ〕	効果発現が認められる	156	改善措置の必要性を判断した	156	
		十分な効果発現に至っていない	1	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	1	
	事業評価方式：4研究開発課題 〔表16-3-ト〕	予想以上の成果をあげた	1	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	4	
		概ね目的を達成した	3			
	総合評価方式：2政策分野・ 〔表16-3-ナ〕	概ね効率的・有効に実施された	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1	
				【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、取組を着実に進めて行く予定である	1	
				【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)		
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）： 4公共事業（12事業実施地区） 〔表16-3-ス、ソ〕	継続が妥当	11	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	11
			中止する	1	評価結果を踏まえ、休止、中止する 【廃止、休止、中止】	1
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (24 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 10 月 22 日及び 26 年 2 月 6 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業等)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (20 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (3 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(1) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に事業着手を要求している以下の 4 事業 (22 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (15 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)
4	独立行政法人水資源機構事業 (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(2) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (37 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (18 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (4 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (15 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に事業着手を要求及び新規採択を予定している以下の 3 事業 (23 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-エ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (林野公共事業)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業 (直轄) (1 地区)
2	森林環境保全整備事業 (直轄) (20 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(4) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 2 事業 (7 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「平成 25 年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 16-3-オ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (水産関係公共事業)

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業 (補助) (5 地区)
2	水産資源環境整備事業 (補助) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(5) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「研究開発の事業評価書 (事前評価)」として公表。

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	需要フロンティア拡大のための研究開発
2	技術でつなぐバリューチェーン構築プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(6) 参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 2 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「研究開発の事業評価書 (事前評価)」として公表。

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

2	国際競争力確保のための先端技術展開事業
----------	----------------------------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(7)参照。

(8) 規制の新設又は改廃に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月10日及び10月24日に「規制の事前評価書」として公表。

表16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例
2	農地中間管理事業の推進に関する法律案(仮称)における農用地利用配分計画の定めによる場合の農地法の手続の特例(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案による農地法の一部改正)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(8)参照。

(9) 租税特別措置等に係る以下の17政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却(特定農産加工業経営改善臨時措置法) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置
2	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
3	中小企業投資促進税制の拡充(食品企業者関係)
4	中小企業投資促進税制の拡充(農業者関係)
5	中小企業投資促進税制の拡充(森林組合等関係)
6	中小企業投資促進税制の拡充(漁業協同組合等関係)
7	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
8	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置(市街化区域等の内外の土地等)
9	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置(農用地区域等内にある土地等)
10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(漁船)
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除
12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃
14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(9)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度実施政策の評価書」として公表。

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
8	農業・農村における 6 次産業化の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
14	水産資源の回復	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
15	漁業経営の安定	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(10) 参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 16-3-サ 実績評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	今後、成果の検証を実施等	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(11) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年が経過した以下の 3 事業（5 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「公共事業の事業評価 [期中の評価]（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 16-3-シ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（3 地区）	継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（3 地区）
2	国営総合農地防災事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区）
3	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(12) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年が経過した以下の 2 事業（17 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-ス 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（11 地区）	継続が妥当（11 地区）	引き続き推進（11 地区）
2	農村地域防災減災事業（補助）（6 地区）	継続が妥当（6 地区）	引き続き推進（6 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(13) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 4 事業（46 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-セ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（4 地区）	継続が妥当（1 地区） 計画変更の上、継続が妥当（2 地区） 休止が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区） 改善・見直し（2 地区） 休止（1 地区）

		地区)	
2	民有林直轄治山事業（直轄）（11 地区）	継続が妥当（8 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（8 地区） 改善・見直し（3 地区）
3	直轄地すべり防止事業（直轄）（6 地区）	継続が妥当（5 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（5 地区） 改善・見直し（1 地区）
4	水源林造成事業（独立行政法人事業）（25 地区）	継続が妥当（13 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（12 地区）	引き続き推進（13 地区） 改善・見直し（12 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表16-4-(14)参照

（6）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた3事業（11地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日及び26年3月31日に「平成25年度水産関係公共事業の期中評価書」として公表。

表16-3-ソ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（1地区）	計画変更の上、 継続が妥当（1地区）	改善・見直し（1地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（6地区）	継続が妥当（3地区） 計画変更の上、 継続が妥当（3地区）	引き続き推進（3地区） 改善・見直し（3地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（4地区）	継続が妥当（3地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（3地区） 中止（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表16-4-(15)参照

（7）事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の4事業（15地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表16-3-タ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（直轄）（6地区）
2	国営農用地再編整備事業（国営総合農地開発事業）（直轄）（1地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（7地区）
4	独立行政法人水資源機構事業（水資源機構かんがい排水事業）（独立行政法人事業）（1地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(16)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 14 事業 (60 地区) を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表 16-3-チ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策 (完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業 (補助) (2 地区)
2	経営体育成基盤整備事業 (補助) (11 地区)
3	畑地帯総合整備事業 (補助) (6 地区)
4	農道整備事業 (補助) (8 地区)
5	農業集落排水事業 (補助) (7 地区)
6	農村振興総合整備事業 (補助) (1 地区)
7	田園整備事業 (補助) (1 地区)
8	中山間地域総合整備事業 (補助) (8 地区)
9	農地防災事業 (補助) (7 地区)
10	農地保全事業 (補助) (1 地区)
11	農村環境保全対策事業 (補助) (1 地区)
12	海岸保全施設整備事業 (補助) (2 地区)
13	草地畜産基盤整備事業 (補助) (3 地区)
14	畜産環境総合整備事業 (補助) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(17)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 6 事業 (55 地区) を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 16-3-ツ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策 (完了後)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業 (直轄) (8 地区)
2	民有林直轄治山事業 (直轄) (1 地区)
3	森林環境保全整備事業 (直轄) (1 地区)
4	民有林補助治山事業 (補助) (5 地区)
5	森林環境保全整備事業 (補助) (14 地区)
6	森林居住環境整備事業 (補助) (26 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(18)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 5 事業 (27 地区) を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (水産関係公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 16-3-テ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（11 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（4 地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（3 地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（8 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表 16-4-(19) 参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 4 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 16-3-ト 研究課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト
2	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発
3	農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発
4	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表 16-4-(20) 参照。

- (12) 総合評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、2 政策分野について評価を実施し、その結果を平成 25 年 6 月 13 日及び 26 年 3 月 28 日に「総合評価書（農林水産分野の地球環境対策）」及び「総合評価書（総合的な食料安全保障の確立）」として公表。

表 16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の地球環境対策	概ね効率的・有効に実施された	引き続き推進
2	総合的な食料安全保障の確立	概ね効率的・有効に実施された	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表 16-4-(21) 参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

大目標 (使命)	中目標	政策分野
<p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>	1 食料の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食の安全と消費者の信頼の確保 (2) 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 (3) 食品産業の持続的な発展 (4) 総合的な食料安全保障の確立
	2 農業の持続的な発展	<ul style="list-style-type: none"> (5) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 (6) 優良農地の確保と有効利用の促進 (7) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 (8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進
	3 農村の振興	<ul style="list-style-type: none"> (9) 農業・農村における6次産業化の推進 (10) 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興 (11) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> (12) 森林の有する多面的機能の発揮 (13) 林業の持続的かつ健全な発展 (14) 林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> (15) 水産資源の回復 (16) 漁業経営の安定 (17) 漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	<ul style="list-style-type: none"> (18) 農林水産分野の研究開発 (19) 農林水産分野の地球環境対策 (20) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進 (21) 農林水産行政の適切・効率的な実施

(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/25seisaku_yosan.pdf) 参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 17-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度経済産業省事後評価実施計画（平成25年6月26日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：全政策（「経済成長」「対外経済政策」「資源エネルギー・環境政策」「取引・経営の安心」「生命・身体の安全」）を対象 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局長等は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
事前評価	事業評価方式：53件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ア〕	実施することが 妥当	53 評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った
	事業評価方式：21件 (規制) 〔表 17-3-イ〕	規制の新設・ 改廃は妥当	21 評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした
	事業評価方式：3件 (公共事業) 〔表 17-3-ウ〕	実施すること が妥当	3 評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 3件)
	事業評価方式：69件 (研究開発事業) 〔表 17-3-エ〕	実施すること が妥当	69 評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 69件)
事後評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	事業の一部改 善・見直しを 行った上で、 引き続き実施 することが妥 当	5 評価結果を踏まえ、評価対象施策 の改善・見直しを行った 【改善・見直し】
			政策の重点化等
	事業評価方式：9件 (公共事業) 〔表 17-3-カ〕	事業の継続が 妥当	9 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—

表 17-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 53 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 25 日及び 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	経済活性化のための税制措置の検討（国内への設備投資を後押しするための税制措置、中小企業の交際費課税の特例の拡充、企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置）
2	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
3	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設
4	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設
5	車体課税の抜本的見直し
6	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
7	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
8	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
9	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
10	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設
11	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設
12	アジア拠点化のための税制措置の延長
13	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）
14	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
16	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
18	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
19	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
20	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
21	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
22	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
23	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
24	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
25	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
26	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
27	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
28	所得拡大促進税制の見直し
29	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し
	2 対外経済政策
—	アジア拠点化のための税制措置の延長（再掲）
	3 資源エネルギー・環境政策
30	海外投資等損失準備金の延長
31	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
—	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（再掲）

—	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（再掲）
—	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（再掲）
32	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
33	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
34	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
35	原子力発電施設解体準備金の見直し
36	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充
37	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
38	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
39	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
40	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長
41	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
	4 取引・経営の安心
42	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置
43	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長
44	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備
45	中心市街地活性化のための税制措置の創設（国税）
46	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長
47	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設
48	中小企業投資促進税制の拡充
49	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
50	中心市街地活性化のための税制措置の創設（地方税）
51	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）
	5 生命・身体の安全
52	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
	（法律改正に伴う所要の措置）
53	鉱区税のみなし期間に関する措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表17-4-(1)参照。

（2）規制の新設又は改廃に係る以下の9政策（21件）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月11日、7月30日、7月31日、10月21日、12月24日、26年1月15日、2月27日、3月10日及び3月13日に「規制の事前評価書」として公表。

表17-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	電気事業法の一部を改正する法律（3件）、電気事業法等の一部を改正する法律案（10件）
2	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等
3	計量単位令の一部改正
4	エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制
5	熱損失防止性能の向上を義務付ける対象建築材料の指定を行う規制
6	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定を行う規制
7	弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直し
8	弁理士が取り扱う事件に関する業務制限の見直し
9	航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表17-4-(2)参照。

- (3) 平成 26 年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業 3 事業について事前評価を実施し、その結果を 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 17-3-ウ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（3 事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 17-4-(3) 参照。

- (4) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、以下の研究開発事業について事前評価を実施し、その結果を 25 年 4 月 25 日及び 8 月 30 日に「平成 25 年度事前評価書（個別事業評価書）」として公表。

表 17-3-エ 研究開発事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	先進空力設計等研究開発
2	国際研究開発・実証プロジェクト
3	超高分解能合成開口レーダの小型化技術の研究開発
4	メタンハイドレート開発促進事業
5	ハイパースペクトルセンサ等の研究開発
6	重質油等高度対応処理技術開発事業
7	二酸化炭素削減技術実証試験事業
8	先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金
9	環境調和型製鉄プロセス技術開発
10	革新型太陽電池研究開発事業
11	洋上風力発電等技術研究開発
12	新エネルギーベンチャー技術革新事業
13	太陽光発電システム次世代高性能技術の開発
14	革新型蓄電池先端科学基礎研究事業
15	戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業
16	固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発事業
17	戦略的省エネルギー技術革新プログラム
18	次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金
19	次世代エネルギー技術実証事業費補助金
20	海洋エネルギー技術研究開発事業
21	国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業
22	リチウムイオン電池応用・実用化先端技術開発事業
23	クリーンコール技術開発
24	石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金
25	高効率ガスタービン技術実証事業費補助金
26	次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発
27	革新的製造プロセス技術開発（ミニマルファブ）
28	地層処分技術調査等委託費
29	発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備委託費
30	発電用原子炉等安全対策高度化技術開発費補助金
31	革新的触媒による化学品製造プロセス技術開発プロジェクト（ME T I 直執行分）
32	三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム
33	研究開発型ベンチャー支援事業
34	インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト

35	次世代高度運転支援システム研究開発・実証プロジェクト
36	次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
37	再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業
38	未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業
39	再生可能エネルギー貯蔵・輸送等技術開発
40	革新的新構造材料等技術開発
41	未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究の開発
42	革新的低消費電力型インタラクティブディスプレイプロジェクト
43	次世代型超低消費電力デバイス開発プロジェクト
44	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金
45	地熱発電技術研究開発事業(NEDO分)
46	地熱発電技術研究開発事業(JOGMEC分)
47	風力発電高度実用化研究開発事業
48	太陽光発電多用途実証事業
49	バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業
50	水素利用技術研究開発事業
51	超低消費電力型光エレクトロニクス実装システム技術開発(NEDO交付金)
52	新エネルギー系統対策蓄電システム技術開発事業
53	再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業
54	革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト
55	次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクト
56	次世代スマートデバイス開発プロジェクト
57	高速炉等技術開発委託費
58	発電用原子炉等廃炉・安全技術開発費補助金
59	発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備委託費
60	エネルギー・環境新技術先導プログラム
61	ナノ炭素材料実用化プロジェクト
62	高温超電導技術を用いた高効率送電システムの実証事業
63	日米等エネルギー技術開発協力事業
64	固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発事業
65	セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業
66	太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発事業
67	再生可能エネルギー熱利用技術開発事業
68	ロボット介護機器開発・導入促進事業
69	社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表17-4-(4)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度経済産業省事後評価書」として公表。

表17-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	経済成長	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
2	対外経済政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、	改善・見直し

		引き続き実施することが妥当	
3	資源エネルギー・環境政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
4	取引・経営の安心	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
5	生命・身体の安全	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表17-4-(5)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

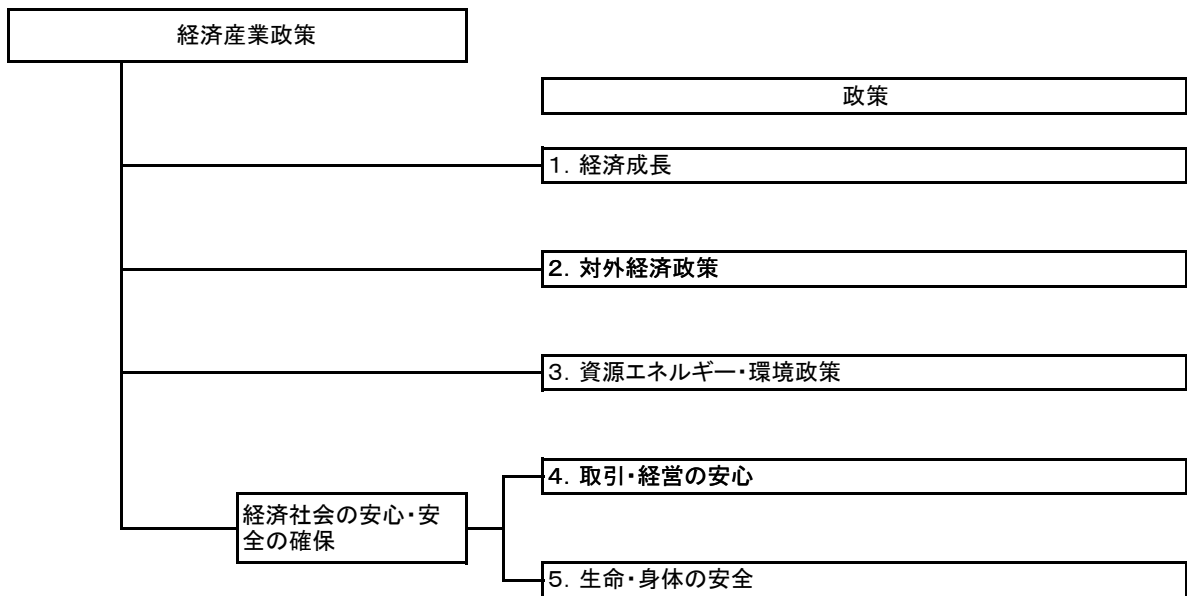
表 17-3-カ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（9事業）	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表17-4-(6)参照。

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ(http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku_01.pdf)参照。

国土交通省

《国土交通省》

表 18-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定） 平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更 平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更 平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日変更 平成23年9月30日変更 平成24年9月7日最終変更</p>		
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>	
<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。 	
4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。	
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。 	
実施計画の名称	平成 25 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 24 年 9 月 7 日策定） 平成 25 年 3 月 29 日変更 平成 25 年 8 月 27 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る44施策目標 ○ 政策レビュー：7テーマ ○ 個別公共事業の再評価：393事業 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：62事業 ○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：47課題 ○ 租税特別措置等の事後評価：8租税特別措置等
	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 該当なし

表 18-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：47件 〈26年度予算概算要求時：36件〉 〔表18-3-ア〕 〈26年度予算概算要求時実施分修正等：11件〉 〔表18-3-イ〕	新規施策の評価は妥当	47 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた （概算要求及び機構・定員要求への反映） 〔概算要求に反映 36件 機構・定員要求に反映 3件 （うち、機構1件、定員3件）〕	
	規制の事前評価（事業評価方式）：39件 〔表18-3-ウ〕	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	39 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた	
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：106件 〈26年度予算概算要求時：10件〉 〔表18-3-エ〕 〈26年度予算に向けた事業（直轄事業等）：18件〉 〔表18-3-オ〕 〈25年度補正予算に係る評価：4件〉 〔表18-3-カ〕 〈26年度予算に向けた事業（補助事業等）：74件〉 〔表18-3-キ〕	事業の採択は妥当	106 平成26年度予算等に反映した （概算要求及び機構・定員要求への反映） （概算要求に反映 10件）	
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：68件 〈26年度予算概算要求時：30件〉 〔表18-3-ク〕 〈25年度末公表：38件〉 〔表18-3-ケ〕	課題の採択は妥当	68 平成26年度予算等に反映した （概算要求及び機構・定員要求への反映） （概算要求に反映 30件）	
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：40件 〔表18-3-コ〕	租税特別措置等によるのが妥当	40 評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	
	事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：44施策目標 （目標管理型の政策評価） 〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表18-3-サ〕	順調である	25 1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進した 【引き続き推進】
おおむね順調である			13 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	
努力が必要である			6 （概算要求及び機構・定員要求への反映） 〔概算要求に反映 44件 機構・定員要求に反映 3件 （うち、定員3件）〕	
政策レビュー（総合評価方式）：3テーマ 〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）3件〕 〔表18-3-シ〕 〔政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ〕 〔表18-3-ス〕		目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	3 1 評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】	2
			2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
		政策の重点化等	1	

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
<p>個別公共事業の再評価（事業評価方式）：414件〔6件〕 〈25年度予算に係る評価（ダム事業）：10件〉〔表18-3-セ〕 〈25年度予算に係る評価（官庁営繕事業）：1件〉〔表18-3-ソ〕 〈26年度予算概算要求時実施：10件〉〔表18-3-タ〕 〈26年度予算に向けた事業（直轄事業等）：360件〉〔表18-3-チ〕 〈26年度予算に向けた事業（補助事業等）：33件〔6件〕〉〔表18-3-ツ〕</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）414件〔6件〕〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ）0件〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ）0件〕</p>	<p>事業の継続が妥当</p> <p>401</p>	<p>事業を継続</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>401</p>			
	<p>事業の見直し継続が妥当</p> <p>3</p>	<p>事業を見直した上で継続</p> <p>【改善・見直し】</p> <p>3</p>	<p>政策の重点化等</p> <p>1</p>		
	<p>事業の中止が妥当</p> <p>10</p>	<p>事業を中止</p> <p>【廃止、休止、中止】</p> <p>10</p>	<p>（概算要求及び機構・定員要求への反映） （概算要求に反映 10件）</p>		
	<p>個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：70件 〔表18-3-テ〕 〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕</p>	<p>再事後評価、改善措置の必要なし</p> <p>70</p>	<p>再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した</p> <p>70</p>		
	<p>個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：48件 〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表18-3-ト〕</p>	<p>研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした</p> <p>48</p>	<p>今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する</p> <p>48</p>		
	<p>租税特別措置等の事後評価（事業評価方式）：23件 〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表18-3-ナ〕</p>	<p>継続が妥当</p> <p>23</p>	<p>評価結果を踏まえ、当該措置を継続することとした</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>23</p>		

（注） { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 18-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求等に係るものを中心とする 36 の施策を対象として政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を 25 年 8 月 27 日に「平成 26 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 18-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（26 年度予算概算要求時）

No.	評価対象政策
政策目標 1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	長期優良化リフォーム推進事業の創設
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	民間活力イノベーション推進下水道事業の創設
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減	
3	緊急地震速報・津波観測情報の高度化
4	地下街防災推進事業の創設
5	みどりの防災・減災対策推進事業の創設
6	下水道老朽管の緊急改築推進事業
7	災害対策等緊急事業推進費の制度拡充
8	緑の防災・減災の推進
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
9	地下鉄の戦略的な維持管理・更新の推進
10	本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強事業
11	鉄道施設の戦略的な維持管理・更新の推進
12	コンビナート港湾の強靱化の推進
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
13	港を核とした国際コンテナ物流網の強化（国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速）
14	戦略的訪日拡大プランの推進
15	観光地ビジネス創出の総合支援
16	地方航空路線活性化プログラムの創設
政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進	
17	国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の創設
18	都市機能立地支援事業の創設
政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
19	旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
20	社会資本情報のプラットフォーム構築
21	電気通信施設の長寿命化対策の検討
22	老朽化対策に資する新たな点検・診断技術の開発・導入等
23	モニタリング技術の開発・活用検討
24	メンテナンス技術の確立・育成
25	インフラ長寿命化の推進
26	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進
27	ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備
28	多様な入札契約方式等の導入・活用の推進
29	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
30	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立
31	海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
32	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進）
33	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進）

34	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業の創設
35	イノベーションをもたらす地理空間（G空間）情報の活用の推進
36	奄美群島の振興開発に係る交付金制度の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(1)参照。

- (2) 「平成26年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」（平成25年8月27日公表）に、必要な修正及び追加を行い、26年3月31日に「平成25年度政策アセスメント結果評価書」として公表。

表18-3-イ 政策アセスメントを実施した施策（26年度予算概算要求時実施分の追加修正等）

No.	評価対象政策
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減	
1	みどりの防災・減災対策推進事業の創設
2	緑の防災・減災の推進
政策目標5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
3	コンビナート港湾の強靱化の推進
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
4	港を核とした国際コンテナ物流網の強化（国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速）
5	地方航空路線活性化プログラムの創設
政策目標8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
6	旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
7	社会資本情報のプラットフォーム構築
8	モニタリング技術の開発・活用検討
9	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進
政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
10	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進）
11	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進）

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」（平成25年5月）II 3(3)に基づくものである。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃（39件）に係る政策を対象として評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年4月3日、4月4日、6月18日、8月20日、10月23日、11月7日、26年1月31日、2月10日、2月27日及び3月6日に「規制の事前評価書」として公表。

表18-3-ウ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を完成する政令案（2件）
2	水防法及び河川法の一部を改正する法律案（4件）
3	海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法案
4	河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令案（2件）
5	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案
6	港湾法施行令の一部を改正する政令案
7	河川法施行令の一部を改正する政令案
8	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
9	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
10	道路法等の一部を改正する法律案（4件）
11	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（2件）

12	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案
13	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
14	建設業法等の一部を改正する法律案（4件）
15	海岸法の一部を改正する法律案（4件）
16	建築基準法の一部を改正する法律案（9件）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(3)参照。
2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (4) 平成26年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、9事業について「平成26年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として25年8月27日に、1事業について「平成26年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として同年12月24日にそれぞれその結果を公表。

表18-3-エ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26年度予算概算要求時〉

No.	事業区分	件数
1	港湾整備事業 直轄事業	1
2	官庁営繕事業	3
3	船舶建造事業	2
4	海上保安官署施設整備事業	4
	計	10

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(4)参照。

- (5) 平成26年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された5事業を含め、1事業について「個別公共事業の評価書－平成25年度－」として26年2月3日に、17事業について「個別公共事業の評価書（その2）－平成25年度－」として同年3月20日にそれぞれその結果を公表。

表18-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26年度予算に向けた事業（直轄事業）〉

No.	事業区分	件数	公表済み
1	河川事業 直轄事業	1	—
2	海岸事業 直轄事業	2	—
3	道路・街路事業 直轄事業	9	—
4	港湾整備事業 直轄事業	5	1
5	官庁営繕事業	1	3
6	船舶建造事業	—	1
	計	18	5

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(5)参照。

- (6) 平成25年度補正予算に係る評価として、新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、評価結果を公表済みの5事業について「個別公共事業の評価書－平成25年度－」として26年2月3日に、4事業について「平成25年度補正予算に係る個別公共事業の評価書」として2月6日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度補正予算に係る評価〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	都市・幹線鉄道整備事業	4	—
2	船舶建造事業	—	1
3	海上保安官署施設整備事業	—	4
	計	4	5

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 18-4-(6) 参照。

- (7) 平成 26 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、74 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 26 年 3 月 28 日に「個別公共事業の評価書（その 3）—平成 25 年度—」として公表。

表 18-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	河川事業 補助事業	2
2	ダム事業 補助事業	2
3	道路・街路事業 補助事業	8
4	住宅市街地総合整備事業 補助事業等	20
5	都市・幹線鉄道整備事業	37
6	都市公園事業 補助事業等	2
7	小笠原諸島振興開発事業	3
	計	74

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 18-4-(7) 参照。

- (8) 新規課題として開始しようとする 30 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 27 日に「平成 26 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 18-3-ク 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策〈26年度予算概算要求時〉

No.	評価対象政策
1	マルチオペレーション型スマート電車標準電車システムの開発
2	マルチドア対応ホームドアの安全性向上とトータルコスト低減に向けた技術開発
3	新たに開発中の昇降式ホーム柵に係る支障物検知機能の向上と乗務員運用支援装置の開発
4	地震時における構造物の共振現象の解明と走行安全性への影響の研究
5	鉄道施設の地震応答を考慮した長周期・長時間地震動の早期警報の開発
6	簡易な軌道支持剛性評価手法の開発
7	X線を用いた経年レールの健全度診断手法の開発
8	高架構造物の常時モニタリング技術の実用化の研究
9	地域鉄道の運用拡大 フレキシブル運行システムの開発
10	津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究
11	リスクマネジメントの観点を組み込んだ維持管理の持続性向上手法に関する研究
12	巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究
13	都市の計画的な縮退・再編のための維持管理技術及び立地評定技術の開発
14	住生活満足度の評価構造に基づく住宅施策の効果的実施手法に関する研究
15	木造軸組工法の標準化による住宅生産及び改修の合理化に関する研究
16	地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究
17	戦略的な港湾施設の点検計画策定手法に関する研究
18	空港舗装の点検・補修技術の高度化に関する研究

19	広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発
20	空中三角測量の全自動化によるオルソ画像作成の効率化に関する研究
21	干渉SAR時系列解析による国土の地盤変動の時間的推移の面的検出に関する研究
22	GNSSによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発
23	状態可視化点検および構造応答発電センシングによる診断技術の高度化
24	鋼床版のデッキプレートとUリブとの溶接部に発生する疲労クラックの高精度検査システムの開発
25	変状を伴う老朽化トンネルの地質評価・診断技術の開発
26	コンテナクレーンの耐震化技術及び維持管理技術の向上による国際競争力強化の研究開発
27	機上の乱気流事故防止システムに対する信頼性評価の研究開発
28	離島の交通支援のためのシームレス小型船システムの開発
29	海洋鉱物資源開発における交通運輸分野の技術開発に関する研究
30	沿道騒音対策策定のためのインテリジェント化されたアコースティックイメージングシステムの実用化研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(8)参照。

また、平成26年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた38の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、26年3月28日に「個別研究開発課題評価書－平成25年度－」として公表。

表18-3-ケ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策〈25年度末実施〉

No.	評価対象政策
1	マルチオペレーション型スマート電車標準電車システムの開発
2	マルチドア対応ホームドアの安全性向上とトータルコスト低減に向けた技術開発
3	地震時における構造物の共振現象の解明と走行安全性への影響の研究
4	鉄道施設の地震応答を考慮した長周期・長時間地震動の早期警報の開発
5	簡易な軌道支持剛性評価手法の開発
6	X線を用いた経年レールの健全度診断手法の開発
7	高架構造物の常時モニタリング技術の実用化の研究
8	地域鉄道の運用拡大フレキシブル運行システムの開発
9	新たに開発中の昇降式ホーム柵に係る支障物検知機能の向上と乗務員運用支援装置の開発
10	津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究
11	リスクマネジメントの観点を組み込んだ維持管理の持続性向上手法に関する研究
12	巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究
13	都市の計画的な縮退・再編のための維持管理技術及び立地評定技術の開発
14	住生活満足度の評価構造に基づく住宅施策の効果的実施手法に関する研究
15	地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究
16	非構造部材の安全性評価手法の研究
17	空港舗装の点検・補修技術の高度化に関する研究
18	広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発
19	空中三角測量の全自動化によるオルソ画像作成の効率化に関する研究
20	干渉SAR時系列解析による国土の地盤変動の時間的推移の面的検出に関する研究
21	GNSSによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発
22	状態可視化点検および構造応答発電センシングによる診断技術の高度化
23	鋼床版のデッキプレートとUリブとの溶接部に発生する疲労クラックの高精度検査システムの開発
24	変状を伴う老朽化トンネルの地質評価・診断技術の開発
25	コンテナクレーンの耐震化技術及び維持管理技術の向上による国際競争力強化の研究開発
26	機上の乱気流事故防止システムに対する信頼性評価の研究開発
27	離島の交通支援のためのシームレス小型船システムの開発
28	海洋鉱物資源開発における交通運輸分野の技術開発に関する研究
29	沿道騒音対策策定のためのインテリジェント化されたアコースティックイメージングシステムの実用化研究
30	液状化対策ドレーン/地中熱利用熱交換井のハイブリッドシステム

31	コンクリートスラッジの中和剤としての酸性廃水への用途開発
32	「メゾネットハウス」の技術開発
33	解体と恒久的再使用が容易で一般住宅にも応用可能な木造応急仮設住宅の工法技術開発
34	入戸火砕流堆積物（シラス）を利用した建築分野における次世代型コンクリートの技術開発
35	木造家屋解体廃棄物（粘土瓦・ガラス陶磁器くず・床扱い残渣）の再資源化に関する技術開発
36	拡底率7.29倍、最大傾斜角21.1°の拡底部を有する場所打ちコンクリート杭の技術開発
37	住宅等におけるアレルギー対策を目的とした集中換気システムの開発
38	耐力の低減を受けない高性能増設耐震壁補強工法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(9)参照。

(9) 租税特別措置等に係る40政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表18-3-コ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
3	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
4	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設
5	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
6	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長
7	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
8	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長
9	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長
10	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
11	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設
12	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設
13	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設
14	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
15	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
16	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
17	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
18	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設
19	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
20	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
21	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）
22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長
23	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設
24	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設
25	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
26	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）
27	JR北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
28	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
29	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充
31	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
32	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
33	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
34	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の創設
35	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設

36	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充
37	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
38	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
39	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
40	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 18-4-(10) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

「平成 25 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、44 の施策目標に係る政策を対象として政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表 18-3-3 政策チェックアップを実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	努力が必要である	改善・見直し
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	おおむね順調である	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	順調である	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	順調である	改善・見直し
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	順調である	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	順調である	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	順調である	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	おおむね順調である	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	おおむね順調である	引き続き推進
11	住宅・市街地の防災性を向上する	順調である	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	順調である	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	順調である	改善・見直し
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	順調である	引き続き推進
16	自動車事故の被害者の救済を図る	順調である	引き続き推進
17	自動車の安全性を高める	順調である	引き続き推進
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	順調である	引き続き推進
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	順調である	改善・見直し
20	観光立国を推進する	努力が必要である	改善・見直し
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	順調である	引き続き推進

22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	順調である	引き続き推進
23	整備新幹線の整備を推進する	順調である	引き続き推進
24	航空交通ネットワークを強化する	おおむね順調である	改善・見直し
25	都市再生・地域再生を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
26	鉄道網を充実・活性化させる	努力が必要である	改善・見直し
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する	順調である	引き続き推進
29	道路交通の円滑化を推進する	順調である	引き続き推進
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	順調である	引き続き推進
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	努力が必要である	改善・見直し
32	建設市場の整備を推進する	努力が必要である	改善・見直し
33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	おおむね順調である	引き続き推進
34	地籍の整備等の国土調査を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する	順調である	引き続き推進
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	努力が必要である	引き続き推進
37	総合的な国土形成を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
39	離島等の振興を図る	順調である	引き続き推進
40	北海道総合開発を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
41	技術研究開発を推進する	順調である	引き続き推進
42	情報化を推進する	順調である	引き続き推進
43	国際協力、連携等を推進する	順調である	引き続き推進
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	順調である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(11)参照。

(2) 「平成 25 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の 3 のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 28 日に「平成 25 年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 18-3-シ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	不動産投資市場の条件整備	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
2	人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
3	地理空間情報の整備、提供、活用	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 18-4-(12)参照。

また、以下の 4 のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成 26 年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表 18-3-ス 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
2	水資源政策
3	自転車交通
4	貨物自動車運送のあり方

(3) 平成 25 年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、5 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として 25 年 7 月 31 日に、5 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 2」として同年 8 月 23 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-セ 再評価を実施した個別公共事業（25 年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	4	事業の継続が妥当（2 件） 事業の見直し継続が妥当（2 件）	引き続き推進（2 件） 改善・見直し（2 件）
		補助事業	6	事業の継続が妥当（3 件） 事業の見直し継続が妥当（1 件） 事業の中止が妥当（2 件）	引き続き推進（3 件） 改善・見直し（1 件） 廃止、休止、中止（2 件）
計			10	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 18-4-(13) 参照。

(4) 「平成 24 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業 1 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 9 日に「個別公共事業の評価書（官庁営繕事業）」として公表。

表 18-3-ソ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分	件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	官庁営繕事業	24 年度評価：1	事業の中止が妥当（1 件）	廃止、休止、中止
計		1	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 18-4-(14) 参照。

(5) 平成 26 年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、9 事業について「平成 26 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として 25 年 8 月 27 日に、同評価書において評価手続中となった 1 事業について「平成 26 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として同年 12 月 24 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-タ 再評価を実施した個別公共事業〈26 年度予算概算要求時実施〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	3 [評価手続中：1]	事業の継続が妥当 (3件)	引き続き推進
2	空港整備事業	直轄事業等	1	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
3	官庁営繕事業		5	事業の継続が妥当 (5件)	引き続き推進
4	ダム事業	直轄事業等	1	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
計			10	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(15)参照。

- (6) 平成 26 年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 10 事業を含め、359 事業について「個別公共事業の評価書－平成 25 年度－」として 26 年 2 月 3 日に、1 事業について「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 25 年度－」として同年 3 月 20 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-チ 再評価を実施した個別公共事業〈26 年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	63	—	事業の継続が妥当 (62件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進 (62件) 廃止、休止、中止 (1件)
2	砂防事業等	直轄事業	23	—	事業の継続が妥当 (23件)	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	4	—	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	205	—	事業の継続が妥当 (205件)	引き続き推進
5	港湾整備事業	直轄事業	50	—	事業の継続が妥当 (50件)	引き続き推進
6	都市公園事業		2	—	事業の継続が妥当 (2件)	引き続き推進
7	ダム事業	直轄事業等	—	4	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
8	空港整備事業	直轄事業等	—	1	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
9	官庁営繕事業		13	5	事業の継続が妥当 (13件) 事業の中止が妥当 (5件)	引き続き推進 (13件) 廃止、休止、中止 (5件)
計			360	10	—	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(16)参照。

2 「政策評価の結果」及び「評価結果の反映状況」欄は、公表済分を含む。

- (7) 平成 26 年度予算に向けた評価として、補助事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、33 事業について、その結果を 26 年 3 月 28 日に「個別公共事業の評価書（その 3）－平成 25 年度－」として公表。

表 18-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業（26年度予算に向けた事業（補助事業等））

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	補助事業	4	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	4 [評価手続中： 20年度評価1 21年度評価1 25年度評価1]	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
3	道路・街路事業	補助事業等	14	事業の継続が妥当 (14件)	引き続き推進
4	港湾整備事業	補助事業	8 [評価手続中： 20年度評価1 23年度評価1 25年度評価1]	事業の継続が妥当 (8件)	引き続き推進
5	都市・幹線鉄道整備事業		3	事業の継続が妥当 (2件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進（2件） 廃止、休止、中止（1件）
計			33 [評価手続中：6]	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(17)参照。

- (8) 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した70事業を対象に完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成26年3月28日に「個別公共事業の評価書（その3）－平成25年度－」として公表。

表 18-3-テ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	16
2	ダム事業	直轄事業等	1
3	海岸事業	直轄事業	1
4	道路・街路事業	直轄事業等	30
		補助事業等	3
5	港湾整備事業	直轄事業等	9
		補助事業等	2
6	空港整備事業	直轄事業等	1
7	都市・幹線鉄道整備事業		3
8	都市公園事業	直轄事業	1
9	官庁営繕事業		3
計			70

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(18)参照。

- (9) 研究期間が終了した個別研究開発課題48課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成26年3月28日に「個別研究開発課題評価書－平成25年度－」として公表。

表 18-3-ト 個別研究開発課題を対象として終了時評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発
2	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発
3	ミリ波・マイクロ波を用いた住宅大壁内の非破壊診断装置の開発
4	ライフライン地中埋設管の経済的・効果的な液状化対策技術の開発
5	地下水位低下工法と排水工法を併用した既存戸建て住宅の液状化対策の開発
6	浅層盤状改良による宅地の液状化対策の合理的な設計方法の研究
7	鋼矢板囲い込み・地下水位低下併用による液状化抑止工法の開発
8	周辺道路も含めた既設宅地及び既設インフラの液状化対策として薄壁改良が可能な自由形状・大口径高圧噴射攪拌工法による効果的な改良形状および簡易設計手法の開発
9	基礎地盤不飽和化による液状化対策工法の実証的研究
10	周辺地盤影響の少ない地中拡翼型地盤改良工法のモニタリング・制御方法の開発
11	津波堆積土砂からのがれき分別と土砂の分級による良質な建設材料の有効利用
12	がれき残渣の有効活用によるアップサイクルブロックの開発
13	コンクリートがらを母材としたCSGの開発
14	戸建住宅・小規模建築用地中熱ヒートポンプシステムの開発
15	住宅の環境負荷を削減する先導的評価および普及技術の開発
16	オフィスの知的創造性を高める省エネルギーサーカディアン照明・温熱環境制御手法の開発
17	雨水利用壁面緑化による暑熱環境の改善および省エネルギーの効果を定量化する熱・水収支的評価技術の開発
18	靱性が高く、軽量で施工がしやすい断熱コンクリートの開発による基礎又は躯体断熱工法の検証と確立
19	太陽エネルギー利用と蓄電・蓄熱技術を融合した高自立循環型エネルギー供給システムに関する技術開発
20	蒸暑期にも有効な超高断熱・高气密住宅（パッシブハウス）に関する技術開発
21	個別送風ファンを用いた次世代省エネ型建築・全館空調システムに関する技術開発
22	戸建住宅における領域統合システム開発
23	二酸化炭素を利用したコンクリートスラッジの再資源化に関する技術開発
24	薄型ALCパネルのプレカットシステムに関する技術開発
25	改修工事におけるエコ生産のための3次元レーザースキャナーを用いた計測の技術開発
26	建築分野における土の高度利用と新構法の研究・開発
27	安全安心な建物建設に資する配筋検査システムに関する技術開発
28	鉄骨造建築物の安全性向上に資する新自動溶接技術の開発
29	湿式外断熱工法外壁に係る火災安全性能評価基準、及び、燃え広がりを抑制する施工技術の開発
30	既存RCフレームに合成接合される枠付き鉄骨ブレースを用いた耐震補強法に関する技術開発
31	中高層建築物の大幅な重量軽減を目的としたプレストレスト集成材床スラブシステムの技術開発
32	新型ボルトにより補強した木造軸組工法の技術開発
33	既存小規模木造住宅の基礎の耐震補強工法の開発
34	地震後の早期運転再開支援システムに関する研究
35	鋼橋・橋台・盛土一体化による老朽橋梁の再生に関する研究
36	高効率誘導電動機の開発
37	グリーンITSの研究開発
38	3次元データを用いた設計、施工、維持管理の高度化に関する研究
39	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究
40	社会資本LCAの実用化研究
41	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発
42	作用・性能の経時変化を考慮した社会資本施設の管理水準の在り方に関する研究
43	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究
44	沿岸域の統合的管理による港湾環境の保全・再生に関する研究
45	プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究
46	測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究
47	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究
48	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(19)参照。

(10) 租税特別措置等に係る23政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表18-3-ナ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

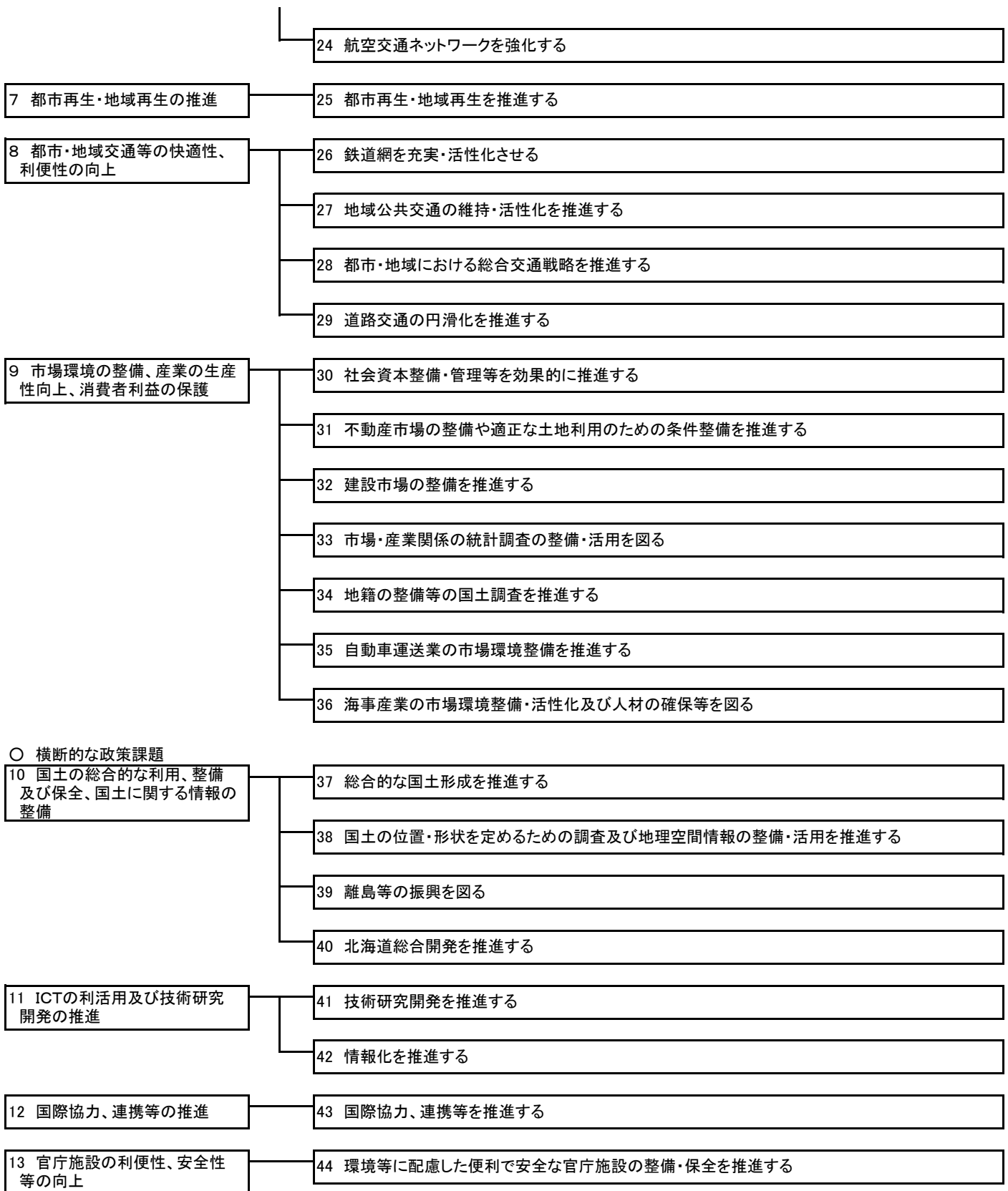
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
6	大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
7	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
8	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
10	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
13	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
14	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
15	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
17	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
18	中部国際空港整備準備金	継続が妥当	引き続き推進
19	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
20	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
21	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
22	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
23	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表18-4-(20)参照。

政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの
施策目標

政策目標	施策目標
○ 暮らし・環境	
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する
	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
	5 快適な道路環境等を創造する
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する
3 地球環境の保全	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
○ 安全	
4 水害等災害による被害の軽減	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
	11 住宅・市街地の防災性を向上する
	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	15 道路交通の安全性を確保・向上する
	16 自動車事故の被害者の救済を図る
	17 自動車の安全性を高める
	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する
○ 活力	
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	20 観光立国を推進する
	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
	23 整備新幹線の整備を推進する



(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000994242.pdf>)参照。

環境省

《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成25年度環境省政策評価実施計画（平成25年5月15日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6施策に含まれる26目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：18件 (規制) 〔表 19-3-ア〕	規制の新設は 有効	18	評価結果を踏まえ、新規規 制を実施すること等とした	18		
	事業評価方式：9件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-イ〕	平成 26 年度税 制改正(租税特 別措置)要望と して妥当	9	平成26年度税制改正(租税 特別措置)要望を行うこと とした	9		
	事業評価方式：1件 (個別公共事業) 〔表 19-3-ウ〕	事業の実施は 有効	1	評価結果を踏まえ、評価対 象事業(施策)を実施する こととした	1		
事後評価	主要な行政目的に 係る政策等として 基本計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：26件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 19-3-エ〕	目標の達成に 向けておおむ ね順調に進捗 したが、一部事 業の見直しを 行った	26	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行 った	26	
					【改善・見直し】		
					政策の重点化等	16	
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 26件 機構・定員要求に反映 10件 (うち、機構3件、定員8件)〕		
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-オ〕	今後とも引き続 き措置していく	2	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2		

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 18 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日及び 26 年 1 月 20 日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
1	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
2	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	
3	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制
4	輸入品等の検査、廃棄・消毒命令等の創設
5	立入検査・措置命令の対象者の拡充
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案	
6	広告に関する規制の強化
7	登録関係事務手続の創設
放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）	
8	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
9	南極環境保護法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	
10	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
11	指定製品の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
12	第一種特定製品の管理の適正化のための措置
13	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告
14	フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入
15	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入
16	処理完了確認のための措置の導入
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令	
17	1,4-ジオキサン等を排出する特定工場の追加
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	
18	エンドスルフェン及びヘキサブロモシクロドデカンの第一種特定化学物質への指定（2 物質の製造・輸入・使用の原則禁止）、ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている 4 つの製品の輸入禁止製品への追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(1) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置
2	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設
3	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置
4	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長
5	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置

6	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
7	研究開発法人への寄附に係る税制措置
8	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
9	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規採択を要求している公共事業 1 事業を対象として事前評価を実施し、その結果を 25 年 5 月 15 日に「平成 25 年度廃棄物処理施設設備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)」として公表。

表 19-3-ウ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(3) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 25 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 25 年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、24 年度に行った以下の 6 政策に含まれる 26 目標を対象として事後評価を実施し、25 年 12 月 12 日に「平成 24 年度環境省政策評価書(事後評価)」として公表。

表 19-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 地球温暖化対策の推進			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
2 地球環境の保全			
5	目標 2-1 オゾン層の保護・回復	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
6	目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

7	目標 2-3 地球環境保全に関する調査研究	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
3 大気・水・土壌環境等の保全			
8	目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
9	目標 3-2 大気生活環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10	目標 3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
11	目標 3-4 土壌環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
12	目標 3-5 ダイオキシン類・農薬対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
13	目標 3-6 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
14	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
15	目標 5-2 自然環境の保全・再生	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
16	目標 5-3 野生生物の保護管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
17	目標 5-4 動物の愛護及び管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
18	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
19	目標 5-6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
8 環境・経済・社会の統合的向上			
20	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
21	目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
22	目標 8-3 環境パートナーシップの形成	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
23	目標 8-4 環境教育・環境学習の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10 放射性物質による環境の汚染への対処			

24	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
25	目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
26	目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

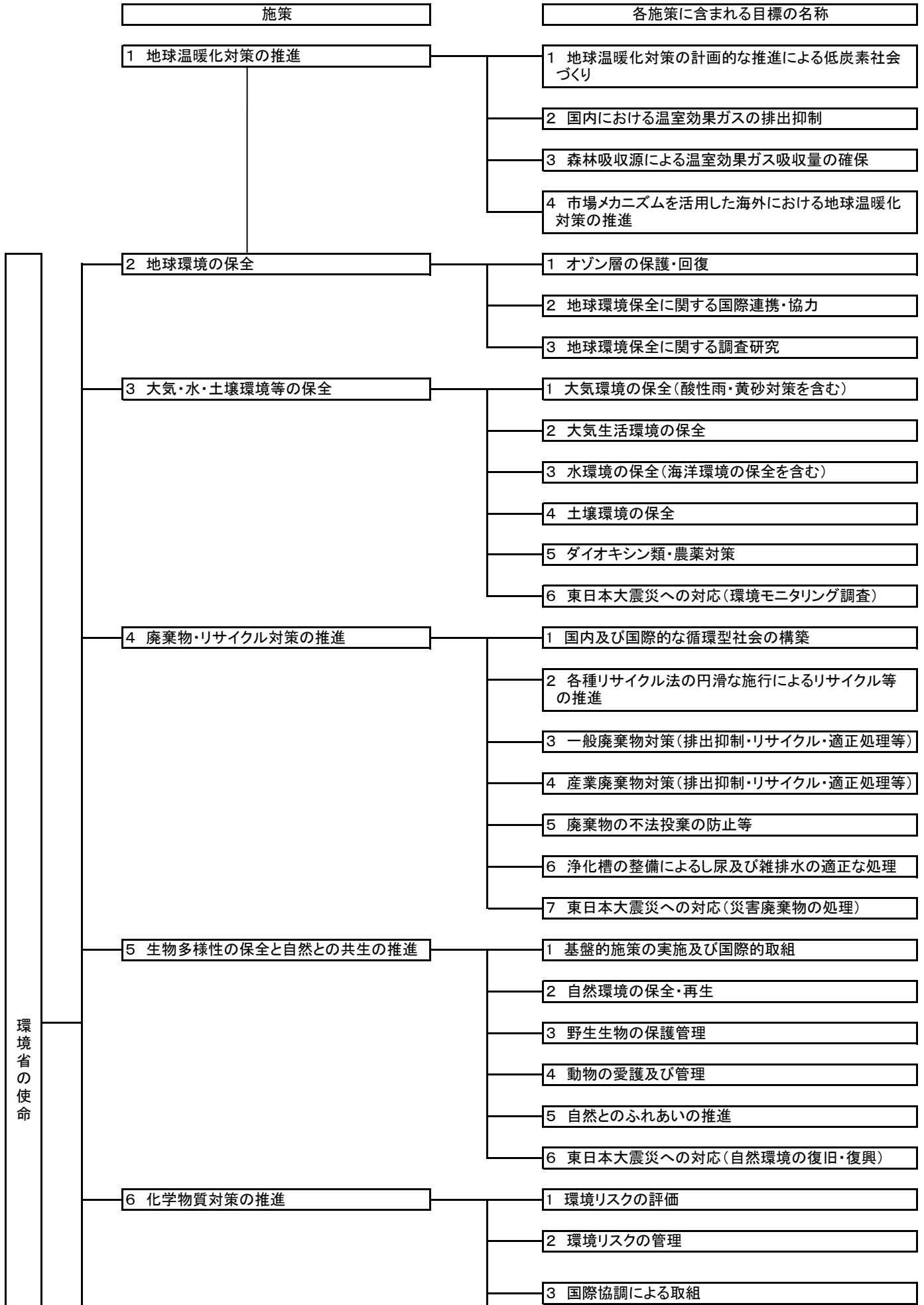
表 19-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進

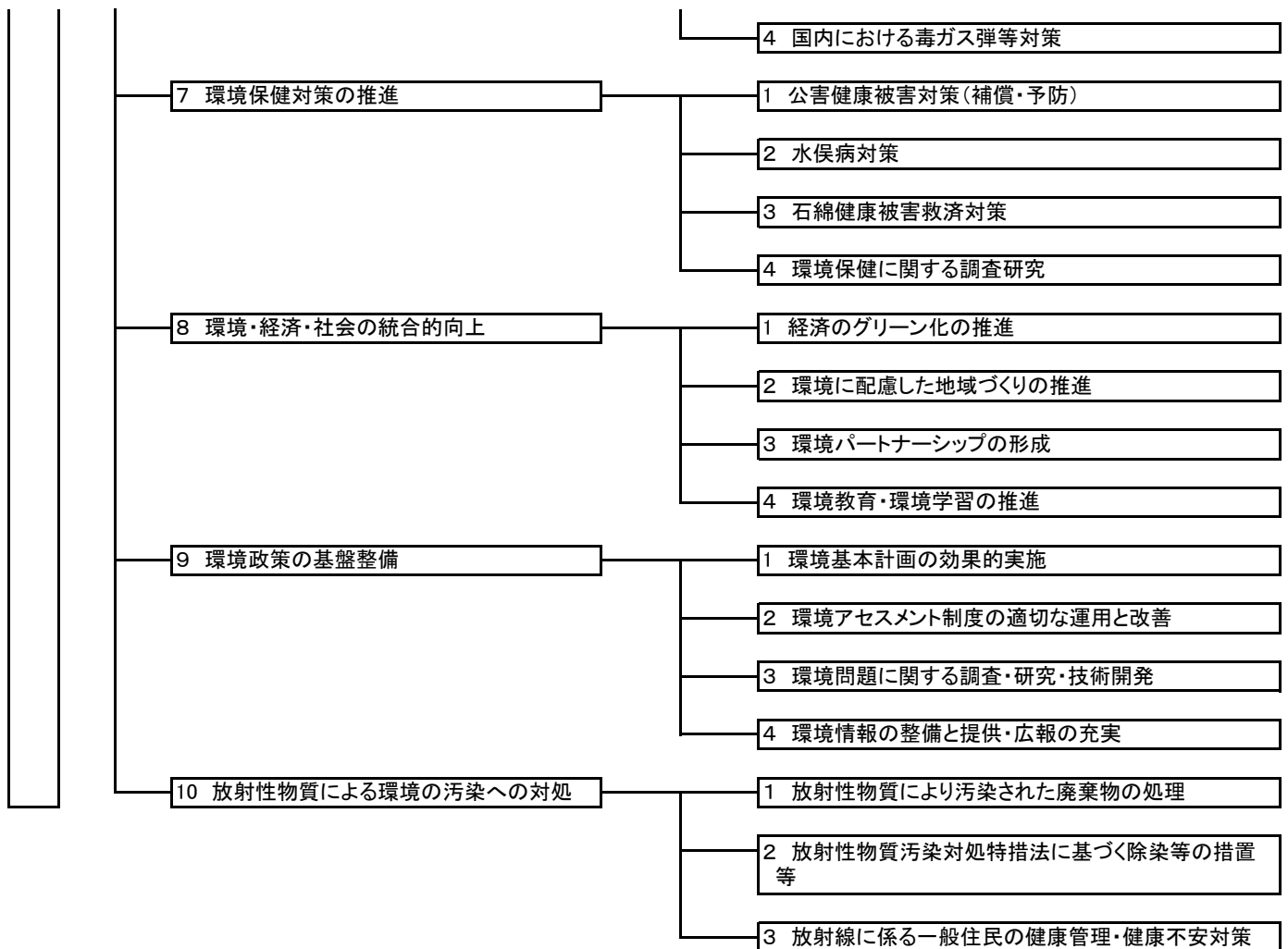
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(5) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/seisaku-taiou.pdf>) 参照。

原子力規制委員会

《原子力規制委員会》

表 20-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日制定） 平成25年3月19日改正 平成26年2月28日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年9月19日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策のすべてを対象に行う。 評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、政策評価の観点に関する事項をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。 その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画（平成25年3月27日制定） 平成26年2月28日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象。具体的には、原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 20-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) 〔表 20-3-ア〕	規制の改正は有効	1	評価結果を踏まえ、規制を実施することとした	1
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3件 (目標管理型の政策評価) 〔表 20-3-イ〕	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	3
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構3件、定員3件)	

表 20-3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年7月3日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 20-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表20-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月26日に「平成25年度事後評価書」として公表。

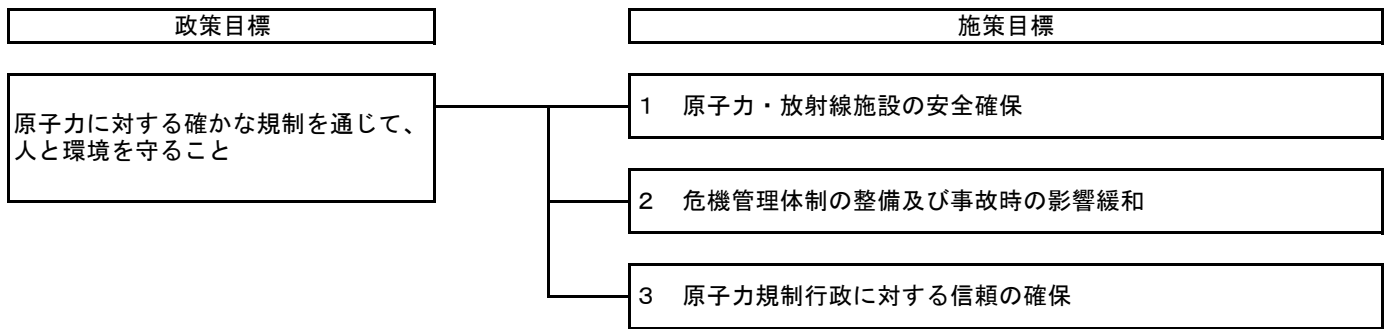
表 20-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力・放射線施設の安全確保	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	引き続き推進
2	危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	引き続き推進
3	原子力規制行政に対する信頼の確保	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表20-4-(2)参照。

政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ(http://www.nsr.go.jp/budget/data/yosan_h25.pdf)参照。

防衛省

《防衛省》

表 21-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正 平成 24 年 9 月 7 日一部改正 平成 25 年 3 月 29 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 ○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究） イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合 ○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。 ○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。
	3 事後評価の対象等	○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。 ○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から政策所管課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成 25 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 25 年 8 月 30 日策定） 平成 26 年 3 月 31 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 4 事業（期中） ○ 8 事業（完了後）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 21-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規研究開発）：11件 〔表21-3-ア〕	事業を実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業を実施することとした	11	
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 11件 機構・定員要求に反映 7件 (うち、定員7件) 〕		
	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表21-3-イ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	事業評価方式（中間段階）：4件 〔表21-3-ウ〕	継続が妥当	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1
			体制を充実・強化した上で、継続が妥当	3	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	3
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 機構・定員要求に反映 3件 (うち、定員3件) 〕				
		事業評価方式（事後）：7件 〔表21-3-エ〕	研究開発課題はおおむね達成された	1	評価結果を踏まえ、今後対策に取り組むもの	1
			研究開発課題は達成された	6	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	6
		事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表21-3-オ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、租税特別措置等を継続することとした 【引き続き推進】	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 21-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 21-3-ア 研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	装輪装甲車(改)
2	新戦術情報処理装置の研究
3	将来射撃管制技術の研究
4	将来隊員パワーアシスト技術の研究
5	野外指揮・通信システム一体化技術の研究
6	将来ベトロニクスシステムの研究
7	水中無人航走体長期運用システム技術の研究
8	適応制御型高速ネットワーク技術の研究
9	高出力マイクロ波技術に関する研究
10	赤外線画像の高解像度技術に関する研究
11	機体構造軽量化技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表 21-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 21-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表 21-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 項目について評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 26 年 3 月 31 日に「平成 25 年度政策評価書(中間段階の事業評価)」として公表。

表 21-3-ウ 事業評価方式により評価を実施した政策(中間段階)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	日豪・日米豪の防衛協力に関する体制強化	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し

2	事態対処体制の強化	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し
3	米軍機の配備・運用及び自衛隊の南西地域における防衛態勢の整備の円滑な実施	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し
4	男女共同参画の推進	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表21-4-(3)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成25年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の7項目について評価を実施し、その結果を平成26年3月31日に「平成25年度政策評価書(事後の事業評価)」として公表。

表21-3-エ 事業評価方式により評価を実施した政策(事後)

No.	評価対象政策
1	次期固定翼哨戒機
2	艦艇初期検討評価技術
3	一体型MD C技術の研究
4	将来ネットワーク型多目的誘導弾システムの研究
5	検知技術の研究
6	画像ジャイロ応用技術の研究
7	先進SAMの研究/先進SAM要素技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表21-4-(4)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、「平成25年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、租税特別措置等に係る1政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

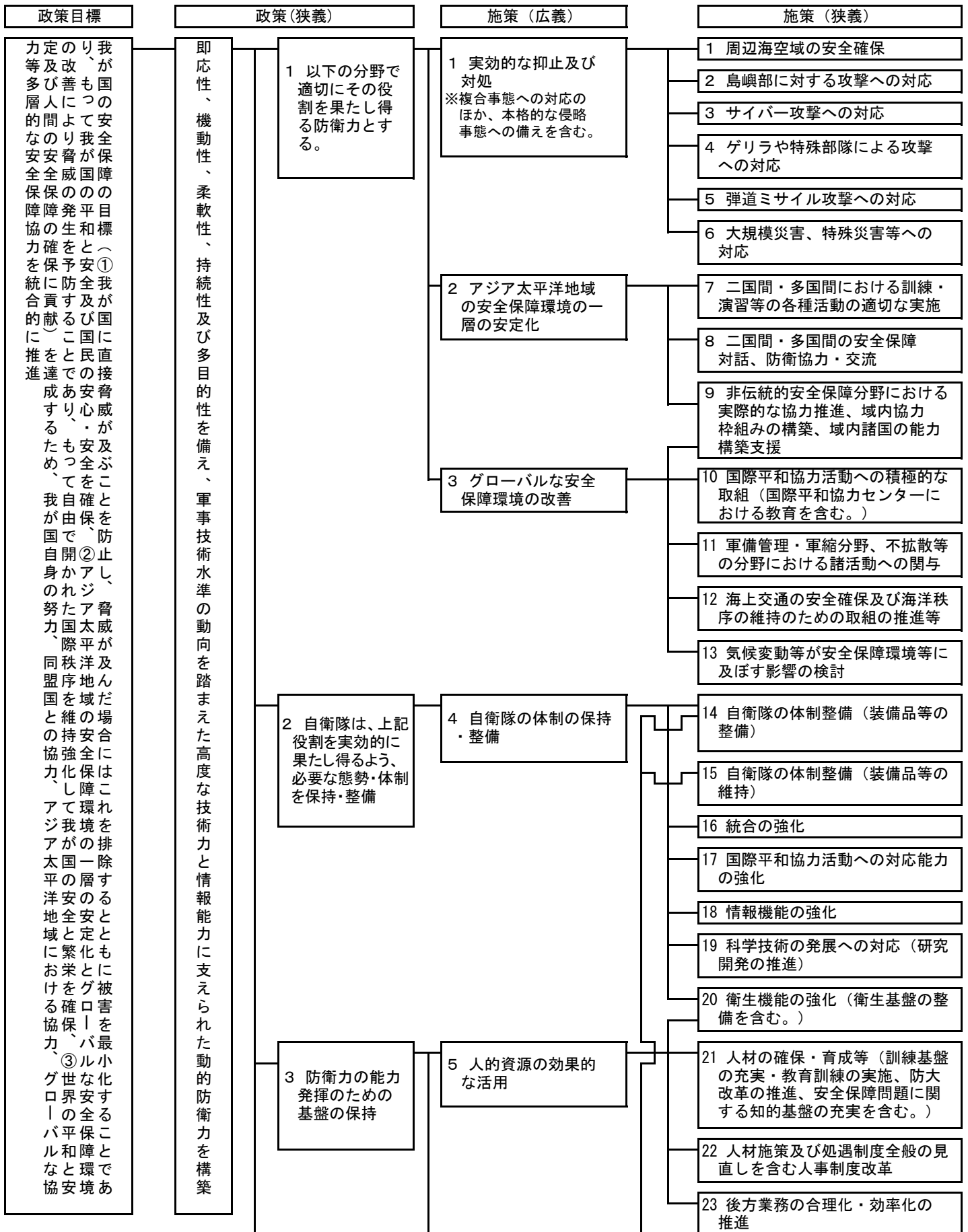
表21-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

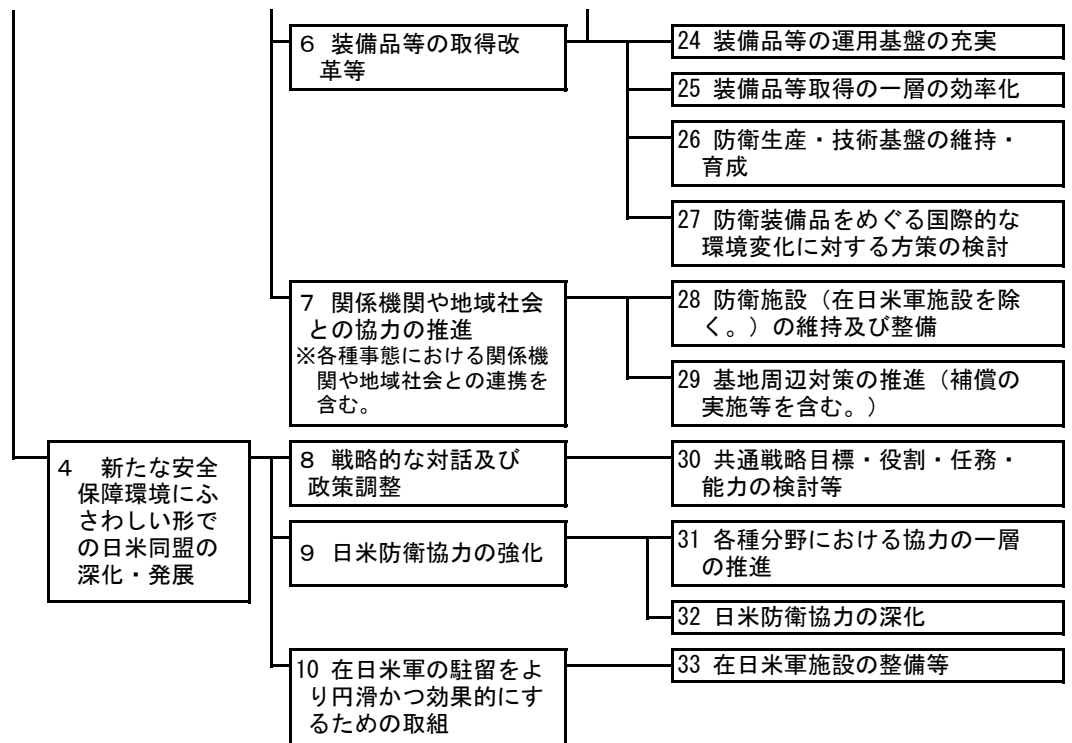
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表21-4-(5)参照。

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの





(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2013/taiou.pdf>)参照。

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第12条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第1項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第2項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成25年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、平成25年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施する。 ○ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を行う。
	② 平成25年度から27年度までの3年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進に関する政策評価 ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価 ・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価 ・ グローバル人材育成に関する政策評価
	③ 平成25年度に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進に関する政策評価 ※ 既に実施中のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 ・ 消費者取引に関する政策評価
	④ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の実施に当たっては、調査結果が予算要求や制度改正に適切に反映され、有効に活用されるよう工程管理を適切に行う等の措置を講ずる。 ○ 勧告に対する各府省の改善措置状況については、改善効果をフォローアップし、改善が不十分なものについては、閣議を通じて改善の徹底を求めるとともに、必要に応じ、フォローアップ調査や、再度の勧告を行う。 ○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。 ○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成26年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、平成26年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 25 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 3 テーマについて評価を実施した。

これらのテーマのうち、「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」については平成 25 年 6 月に、「消費者取引に関する政策評価」については 26 年 4 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。その内容等は下記のとおりである。

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 25 年 6 月 25 日)
関係行政機関	内閣府、厚生労働省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

評価結果の概要	
○	<p>評価の観点</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年 12 月 18 日策定、22 年 6 月 29 日改定。以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日策定、22 年 6 月 29 日改定。以下「行動指針」という。）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策等が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p>
○	<p>評価の結果</p> <p>(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状</p> <p>ア ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況</p> <p>憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、行動指針策定時又は改定時以降の 14 指標の動向をみると、①数値が多少とも改善しているものが 11 指標あること、②指標の数値目標の達成に向けた施策・事業として一定の有効性が認められる国の施策・事業があることなどから、本政策による一定の効果もあったものと考えられる。</p> <p>イ 国におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等</p> <p>① 内閣府では、指標に対応する国の施策・事業の位置付けを行っていないことから、各指標と国の施策・事業との関連性が明確になっておらず、数値目標の達成に向けた国の施策・事業の効果の把握・分析等を行うことは、困難なものとなっている。</p> <p>② 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「評価部会」という。）（注 1）における点検・評価は、指標の全てについて、数値目標の達成に向けた各主体（企業、働く者、国民、国及び地方公共団体）の取組による効果等の分析が行われておらず、また、点検・評価結果に基づく国の施策・事業の見直しなど政策への反映が十分図られていない。</p> <p>③ 「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）（注 2）の状況をみると、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施</p>

策・事業を効率的かつ効果的に推進するための連携推進会議を活用した連携は行われていない。

(注1)「仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について」(平成20年4月7日官民トップ会議決定。以下「評価部会開催要綱」という。)に基づき開催されている。

(注2)「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について」(平成20年4月11日関係省庁申合せ、22年8月24日一部改定。以下「連携推進会議開催要綱」という。)に基づき、関係府省を構成員として開催されている。

ウ 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

調査した地方公共団体の中には、企業や労働者の代表者と関係市町村による連携等、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進しているものがみられた。

(2) 指標及び国の施策・事業の有効性等

ア 就業率及びフリーターの数

「就業率」及び「フリーターの数」の各指標については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合や若年層の不本意非正規の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

イ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

本指標については、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現に向けた政策効果を把握するために有効なものと考えられる。

ウ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合及び年次有給休暇取得率

労働時間等設定改善推進助成金(以下「推進助成金」という。)事業については、推進助成金受給団体の傘下事業場において、平均所定外労働時間及び平均年次有給休暇取得率の改善の傾向がみられたが、厚生労働省において、傘下事業場における週労働時間60時間以上の雇用者の割合等の定量的な把握は行われていない。

「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」及び「年次有給休暇取得率」の数値目標の達成に向けて、企業における労働時間等の設定の改善を一層促進するため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き、効果が広範に及ぶ施策・事業の実施について幅広く検討することが望まれる。

エ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合

「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

メンタルヘルス対策支援センター事業(以下「支援センター事業」という。)は、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、①支援センターによる個別訪問支援の実績が委託契約書に規定された訪問件数を下回っている、②都道府県労働局と支援センターとの連携が不十分等の課題がみられた。

オ 在宅型テレワーカーの数

本指標について、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等を参考指標に設定するとともに、平成27年以降の政策効果を的確に把握・検証するため指標の見直しを行う必要があると考えられる。

カ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）
均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間正社員制度）等については、企業において短時間正社員制度が導入されるなどの効果がみられた。

キ 自己啓発を行っている労働者の割合
キャリア・コンサルティングの環境整備事業について、キャリア・コンサルティングを受ける者を増やすことは、数値目標の達成に向けて、一定の有効性が認められる。

ク 第1子出産前後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

本取組については、①努力義務のある企業における一般事業主行動計画の策定等の促進、②中小規模の事業者等への育児・介護休業法の周知及び規定整備の徹底などの課題がみられた。

ケ 保育等の子育てサービスを提供している割合

(ア) 保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））

「保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児）」の算定方法において、認可保育所の利用児童数のみが計上されていることから、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度の本格施行を見据え、算定方法の見直しを行う必要性が生じると考えられる。

家庭的保育者事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、市町村における家庭的保育事業の拡大に当たって、家庭的保育者の「なり手」の確保が困難となっているなどの課題がみられた。

(注3) 子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）をいう。以下同じ。

(イ) 保育等の子育てサービスを提供している割合（放課後児童クラブ（小学1年～3年））

放課後児童健全育成事業等については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、相当程度の有効性が認められるが、放課後児童クラブの拡充に当たって実施場所等が困難となっているなどの課題がみられた。

コ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間

男性の育児休業の取得促進事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

(3) 事業主としての国のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

ア 職員のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

国家公務員の年間超過勤務時間数は、横ばいで推移している。総務省では、国会

関係業務、法令協議等の他律的な業務が多いことが主な要因として考えられるとしている。

男性職員の育児休業取得率は、低い水準で推移している。総務省では、業務が繁忙であり他の人の迷惑になることなどが主な要因として考えられるとしている。

イ 公共調達におけるワーク・ライフ・バランスの推進方策の取組状況

各府省では、ワーク・ライフ・バランス等に関連する調査事業等において、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目を加点事由として評価項目に盛り込むこととしているが、平成 23 年度は 3 府省において 14 事業のみとなっている。

○ 勧告

(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。
(内閣府)

② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。

また、その旨を評価部会開催要綱等に明確に記載すること。
(内閣府)

③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。

また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。
(内閣府)

(2) 指標の設定等に関する見直しの実施

数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。

また、在宅型テレワーカーの数については、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。

さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））については、子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。
(内閣府)

(3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進

① 推進助成金事業については、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以

外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。
(厚生労働省)

- ② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。
- i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。
 - ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。
(厚生労働省)
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。
(厚生労働省)
- ④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。
(厚生労働省)
- ⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。
(厚生労働省及び文部科学省)

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成26年4月18日)
関係行政機関	消費者庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

評価結果の概要
<p>○ 評価の観点 消費者取引の適正化に関する各種施策が、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 複雑化かつ多様化する消費者取引に関するトラブルを低減するという課題に対し、国が講じてきた各種の取組により、これらの取組の効果の一面を表象していると考えられる、全国の消費生活相談件数は、平成16年度の約181万8,000件から24年度は約72万2,000件に減少している。 また、近年の事業者規制等に係る各法令の改正については、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、地方支分部局や都道府県等に対する実地調査及び消費生活相談員に対する意識等調査からも、それぞれ一定の効果が発現していると認められる。 これらのことから、数年来、国が講じてきた各種の消費者取引に関する政策は、総体としてみると、一定の効果が発現していると認められる。 一方、「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）における消費者取引の適正化に係る施策は、政府全体としては体系化されておらず、消費者基本法（昭和43年法律第</p>

78号)において「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」が基本理念として掲げられているのみである。加えて、いつまでにどのようなことを実現するのかといった政府全体としての目指すべき目標が明確でなく、関連する個々の施策の位置付けや相互の関連なども明らかにされていないほか、これらの施策の効果の把握のための指標の設定も不十分となっている。

(1) 事業者向け施策

ア 特定商取引法

① 平成20年の特定商取引に関する法律（昭和43年法律第78号。以下「特定商取引法」という。）改正による訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における指定商品・指定役務制の廃止等については、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する相談件数が、規制の事前評価で基準としている平成19年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

② 平成24年の特定商取引法改正による訪問購入の規制対象への追加については、「貴金属等の訪問買取り」に関する相談件数が、改正に向けた一連の措置に伴い、改正特定商取引法の施行前から減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ただし、経済産業局、都道府県等に対する実地調査では、本改正の効果の発現状況について、改正特定商取引法の施行後間もないこと等から、経済産業局及び都道府県の特定商取引法執行担当部署の51.4%が「分からない」と回答しているなど今後の相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。

③ 特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくためには、消費者庁、経済産業局及び都道府県間の積極的な情報共有や連携が特に重要である。

しかし、i) ノウハウ不足等の理由から行政処分等の実績が低調な都道府県、ii) 都道府県で執行ネットに適時適切に事案を登録していない状況、iii) 複数の都道府県で同一事業者に係る相談があった事案について、経済産業局や関係する都道府県間で情報共有されていたにもかかわらず、都道府県単独で行政処分を実施し、その後も他の都道府県では依然として相談が寄せられている例がみられるなど、特定商取引法における執行権限の機能が十分に発揮されていない。

イ 宅地建物取引業法

平成23年の宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）改正による宅地建物取引業者の勧誘に係る禁止行為の明確化については、マンションの勧誘に関する相談件数が、改正規則の施行後に大きく減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ウ 割賦販売法

① 平成20年の割賦販売法（昭和36年法律第159号）改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設等については、個別クレジットに関する相談件数が、法施行前の平成17年度と24年度を比較すると大幅に減少しており、規制の事前評価で見込まれていた高齢者被害の減少については、特に70歳以上についてその減少割合が全体の減少割合と比べても高いこと等から、効果は一定程度発現していると認められる。

② 個別信用購入あっせんについては、平成20年の割賦販売法の改正により、都道府県知事に報告徴収、立入検査、改善命令及び業務停止命令の権限が一部付与された。しかし、多くの都道府県の割賦販売法指導監督担当部署では、指導監督の実施方針の策定等の法改正への対応がなされておらず、また、法改正による権限付与を承知していない例や、どのような場合に権限を行使できるかについて誤解している例もみられ、付与された権限を行使するための基盤が十分に整備されていない。

エ 貸金業法

平成18年の貸金業法（昭和58年法律第32号）改正による貸金業の適正化のための行為規制の強化等の規制の見直し等については、貸金業者や多重債務、あるいは法改正前に問題とされた取立行為や契約内容等に関する苦情・相談件数が、最も多い年度（貸金業者は19年度、多重債務及び取立行為は20年度、契約内容は21年度）と24年度を比較するといずれも減少していること等から、当初想定されていた効果は一定程度発現しているものと認められる。

ただし、偽装質屋やクレジットカードショッピング枠の現金化業者等による消費者被害がみられること等から、これらの事業者の動向や相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。

オ 商品先物取引法

平成21年の商品先物取引法（昭和25年法律第239号）改正による商品先物取引業への横断的な許可制の導入等については、商品先物取引及び海外商品先物取引に関する相談件数が、22年度と24年度を比較すると大幅に減少していることから、効果は一定程度発現していると認められる。

カ 金融商品取引法

- ① 平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）改正によるFX業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備等については、金融先物取引業協会の協会員が行うFX取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、及びFX業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していることから、効果が一定程度発現しているものと認められる。
- ② 平成23年の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）改正による無登録業者が行った未公開株の売付けを原則無効とするなどの導入等については、未公開株に関する相談件数が、最も多い平成22年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

キ 老人福祉法

平成23年の老人福祉法（昭和38年法律第133号）改正による有料老人ホームへの入居に係る権利金等の受領の禁止及び入居後一定期間での契約解除の場合の前払金の返還に係る契約の締結の義務付けについては、有料老人ホームの契約・解約に関する相談件数は法施行後も横ばいであるものの、施設数や入居定員数当たりでみると、法施行前に比べて減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ク 法執行・指導監督における消費生活相談情報の活用

PIO-NETから得られた情報については、その活用を図っていく余地があるものと考えられ、PIO-NETの閲覧環境の整備とその利用の拡大により一層効果的な法執行・指導監督業務の実施が期待される。

一方で、PIO-NETの閲覧環境が整備されていない都道府県の法執行・指導監督担当部署に対する、消費生活相談担当部署からの個別相談事案の情報提供についての対応は、都道府県によって区々となっており、中には一切情報提供できないとしているところもみられる。

(2) 消費者向け施策

ア 地方消費者行政活性化交付金による効果の把握

- ① 地方消費者行政活性化交付金の効果について、消費者庁では消費生活相談員の増加等の状況により説明しようとしているほか、消費者被害に遭った人のうち「どこに相談すればよいのか分からなかった」又は「相談する適切な相手がいなかった」人の割合を減少させることにより消費者が安心して消費できる環境整備と公正な市場形成により消費拡大が実現する等の効果を想定しているが、本効果は検証できていない。また、調査した都道府県等では、交付金の効果として相談の質の向上や消費者意識の向上等を定量的に把握しているものはない。
- ② 最も交付額の多い消費者教育・啓発活性化に関する事業の効果については、多くの都道府県等でその効果を把握しておらず、定量的に把握しているものでは、その効果が疑わしい例もみられる。
- ③ 消費生活センターや消費生活相談窓口の設置及び機能強化に関する事業については、消費生活センターを設置した市区町村の中には相談件数やあっせんにより解決した件数が極めて少ないところが見られるなどその効果が不十分となっている。

イ 地方公共団体における消費生活相談の実施

- ① 消費生活相談の現場における基本的な用語である「あっせん」が表す行為や作用、「斡旋解決」が表す状態等が各々の消費生活センター等によって異なっている。

また、それらの用語の使われ方の違いが、P I O - N E Tに登録された「斡旋解決」件数の多寡に影響を与え、都道府県等別の総相談件数に対する「斡旋解決」件数の割合（いわゆる「あっせん率」）に差が生じる要因の一つとなっている。

- ② 全国の消費生活センター等において平成24年1月から12月までの間に受け付けた相談の「受付情報」のP I O - N E Tへの登録所要日数は平均33.1日であり、このうち、調査した90消費生活センター等におけるセンター等別の登録所要日数をみると、最も短いところで平均3.8日、最も長いところで平均156.7日となっている。また、「受付情報」の登録の遅れは、下記エのとおり、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者に対する注意喚起の遅れの要因の一つになっていると認められる。

ウ 財産被害に係る消費者事故等の消費者庁への通知

消費者安全法第12条2項に基づく通知（以下「安全法12条2項通知」という。）を行う場合の考え方について、各府省では、全ての消費者事故等の相談を通知としている府省がある一方で、単なる相談は通知しないとしている府省もあるなどその取扱いが区々となっており、各府省の通知件数には大きなばらつきがみられる。また、調査した都道府県の中には、当該制度を承知していないとするところが4割以上みられる。

エ 消費者に対する注意喚起

消費者庁が注意喚起を実施した財産事案に係る13事例に関し、消費生活センター等で受け付けた相談事案について、相談件数が最も多い月から注意喚起が実施された月までの期間が4か月以上となっているものが6事例みられる。

これは、全国の消費生活センター等における「受付情報」のP I O - N E Tへの登録が平均で1か月以上を要していることも要因と認められ、これを解消することにより、更に効果を発現させる余地がある。

オ 民事ルールの活用

消費生活相談員に対する意識等調査結果では、消費者取引の適正化に役立っている取組として、「民事ルールの策定」を挙げた消費生活相談員が60.8%と最も高くなっているなど民事ルールは、相談事案を解決するためのツールとしても有効なものとなっている。

カ 消費者に対する教育・啓発の実施

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に際し作成された「消費者教育の体系イメージマップ」においては、目標を達成するために、どのような機関がどのような役割を果たしていくのかが明確でないなど関係府省における消費者教育に係る取組が一体的に進められていない。

また、調査した都道府県等において、自ら実施する教育・啓発の効果を把握しているものは約3割にとどまっているなど、その効果把握は不十分となっている。

○ 勧告

(1) 消費者取引の適正化に関する政策全体の政策目標の設定と指標の明確化

消費者庁は、その司令塔機能を発揮して政府全体としての消費者取引の適正化を推進するため、次の措置を講ずること。

- ① 消費者取引の適正化に向けた政府全体としての具体的な政策目標を設定し、当該目標達成に向けて展開しようとする個々の施策の体系化・構造化を図り、これらを次期消費者基本計画の改定に反映すること。
- ② その際、効果把握のための指標の設定を進めること。

(2) 個々の施策について講ずべき措置

ア 事業者に対する法執行・指導監督の機能強化

（特定商取引法関係）

① 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握等

消費者庁は、特定商取引法の訪問購入に係る規制について、平成24年の改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、規制対象の物品及び規制対象外の物品に係る相談件数の推移並びに消費者被害の発生状況を定期的に把握し、その結果を特定商取引法の規定の施行状況の検討の際に活用すること。

② 特定商取引法の執行の機能強化

消費者庁は、特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくため、次の措置を講ずること。

- i) 都道府県に対し、標準的な調査手法等を提示するなど積極的な支援・助言を行うこと。
- ii) 都道府県に対し、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請すること。
- iii) 広域的な被害が疑われる事案について、都道府県等との情報共有及びその対応に係る協議を行う場を設けるなどにより、都道府県等と積極的な連携を図ること。

(割賦販売法関係)

③ 都道府県が担う指導監督業務の支援強化

経済産業省は、都道府県が割賦販売法に基づき適切な指導監督を実施できるよう、都道府県に対し、実施方針の策定を含めた立入検査等の指導監督のノウハウの習得などについての支援・助言を行うこと。

(貸金業法関係)

④ ヤミ金等による消費者被害の発生の様態等の把握等

金融庁は、貸金業法上の登録業者ではないヤミ金等について、消費生活相談情報を集計・分析することにより、消費者被害の発生の様態等を把握するとともに、消費者庁、警察庁等と連携し、消費者に対する積極的な注意喚起等を行うこと。

イ 消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進

消費生活センター等が受け付けた相談情報の活用により、一層効果的な法執行・指導監督の実施を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 国土交通省は、地方整備局のP I O-N E Tの閲覧環境の整備を進め、その活用を図ること。
また、金融庁は、本庁及び財務局のP I O-N E Tの活用の拡大を図ること。
- ii) 消費者庁は、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備方針を明らかにし、その推進を図ること。
また、都道府県等の消費生活相談担当部署によって取扱いが異なる相談情報の提供の考え方の違いについて実態を把握すること。これを踏まえ、P I O-N E Tから得られる情報の提供に関し、標準的なルールを示すとともに、都道府県等に対し、当該ルールに沿った運営や消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署への相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう要請すること。
- iii) 金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、都道府県に対し、すでにP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている場合にはその活用を図ることを要請するとともに、同環境が整備されていない場合には、①P I O-N E Tの閲覧環境の整備又は②上記ii)の仕組みの構築により法執行・指導監督担当部署におけるこれらの情報の活用を要請すること。

ウ 地方消費者行政活性化交付金事業の効果検証

消費者庁は、地方消費者行政活性化交付金事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 全体としての事業実施のねらいや期待される効果を明らかにし、効果把握のための指標を設定した上で、その効果を検証すること。
- ii) 特に、同交付金投入の割合が高い消費者教育・啓発に関する事業及び消費生活センター等の設置・機能強化に関する事業については、これらの事業類型ごとの目標を設定し、目標の達成状況を把握するための指標を設定した上でその効果を検証すること。
- iii) 都道府県等がこれらの交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証し、それを踏まえ同交付金の交付に当たって活用する仕組みを構築すること。

エ 消費生活相談の的確な実施の推進

消費者庁は、都道府県等における消費生活相談の的確な実施を推進し、その実施状況や効果を把握するための指標の一つとして「あっせん率」及び「被害回復額」を活用するため、国民生活センターと連携し、次の措置を講ずること。

- i) 消費生活相談における「あっせん」については、「消費生活相談対応マニュアル」に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O-N E Tへの相談情報の入力・

- 分類基準を策定すること。
- ii) 消費生活相談における「斡旋解決」、「被害回復額」等については、定義を明らかにするとともに、その基本的考え方や標準となる基準を示し、加えて、その考え方や基準に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O-N E Tへの相談情報の入力・分類基準を策定すること。
 - iii) 上記 i) 及び ii) に沿った消費生活相談業務の運用が行われるよう都道府県等に支援・助言・要請を行うこと。

オ P I O-N E Tへの情報登録の迅速化

消費者庁は、登録される情報の有用性にも留意しつつ、P I O-N E Tを活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、次の措置を講ずること。

- i) P I O-N E Tが消費者への注意喚起及び事業者指導等の有効な情報源となっていることを踏まえ、P I O-N E Tへの登録に長期間を要している都道府県等に対し、登録の迅速化を要請すること。
- ii) 国民生活センターの中期目標の一つである「P I O-N E T刷新後における相談受付からP I O-N E Tに登録されるまでの平均日数を 10 日以内に短縮すること」の達成に向け、消費生活相談カード記載要領の改訂等の同法人の業務運営の的確な管理を行うこと。

カ 財産被害の通知制度の運用の的確化

消費者庁は、財産被害に係る安全法 12 条 2 項通知の有効性及び効率性の確保を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 安全法 12 条 2 項通知の活用状況と効果を検証すること
- ii) その上でマニュアルの見直し、改訂を行うなど安全法 12 条 2 項に基づき通知すべき事項の一層の明確化を図ること。
- iii) 関係府省及び都道府県等に対して、上記の明確化を図った事項の周知を徹底するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を要請すること。

キ 消費者教育の的確な推進

消費者庁は、消費者教育推進法の理念の下に、消費者教育を前面に立って実施する都道府県等が、消費者教育の対象者の属性や特性に応じ、効果的に消費者に対する教育・啓発を進めるために、次の措置を講ずること。

- i) 関係府省と連携し、学校や見守り体制等の既存のネットワークも含め、関係する機関等の役割分担を明確にし、実施内容の充実や重点化を図るための方策を示すこと。
- ii) 消費者教育推進基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成状況を測るための指標を設定した上で、消費者教育推進法に基づく円滑な施策の推進が図られるよう評価・検証を行うこと。

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

次のテーマについては、平成26年度において、以下のとおり、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとされているが、近年、国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事といった食生活の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全の確保、さらには家庭における共食機会の減少等様々な課題が指摘されている。</p> <p>このような状況を受け、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき設置された食育推進会議（会長：内閣総理大臣）は、平成18年3月、「食育推進基本計画」（対象期間：平成18年度から22年度まで）を策定し、国は、同計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。しかし、同計画において設定された数値目標9項目のうち7項目の目標値が達成されていない状況であった。</p> <p>また、平成23年3月には、「第2次食育推進基本計画」（対象期間：平成23年度から27年度まで）が策定され、数値目標11項目について定量的な目標値が設定され、引き続き、国において食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。</p> <p>他方、各府省が実施する食育の推進に関する事業の中には、行政事業レビュー等において、廃止や予算要求の縮減といった評価を受けているものがみられる。</p> <p>この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p> <p>○ 主な調査項目</p> <p>① 食育の推進に関する政策の現状</p> <p>② 食育の推進に関する政策の効果の発現状況</p> <p>○ 調査等対象機関</p> <p>内閣府、消費者庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等</p>	

(注) 本概要中の「総務省」は、法第2条第1項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 23 年度において評価の結果を取りまとめた「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び平成 24 年度において評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記アのとおりである。また、平成 25 年度において評価の結果を取りまとめた「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テ ー マ 名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 1 月 20 日)
関係行政機関	文部科学省、厚生労働省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>児童虐待の防止等に関する政策については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童虐待相談対応件数（以下「虐待対応件数」という。）は増加の一途であること ② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね 50 人ないし 60 人前後で推移し、減少していないこと ③ 当省の調査結果において、児童虐待の i) 発生予防、ii) 早期発見、iii) 早期対応から保護・支援及び iv) 関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii) 早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること <p>から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。</p> <p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3 歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は 3 歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。</p> <p>当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成 23 年 7 月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況</p> <p>ア 関係機関における早期発見に係る取組</p> <p>調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1 か月以上）を要している事例がみられた。</p> <p>当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守</p>

られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況

ア 児童相談所及び市町村における対応体制等

(ア) 虐待対応件数等の報告

児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。

(イ) 児童相談所及び市町村における対応体制

児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担

全 1,750 市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが 1,253 市町村 (71.6%) となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。

イ 安全確認の実施

調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに 3 日以上要した事例も一部みられた。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成 22 年 8 月に通知を、9 月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

ウ 児童及び保護者に対する援助等

(ア) 一時保護所の整備

調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が 9 割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員 O B 等が配置されていないところがみられた。

(イ) 保護者に対する援助

保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや②アセスメント（調査）が不十分なものが多い。特に、児童相談所は、市町村に比べ、①の割合が悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。

また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。

当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携

入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。

(エ) 死亡事例等の検証

都道府県等において、過去に「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

エ 社会的養護体制の整備

(ア) 児童養護施設等の整備

「子ども・子育て応援プラン」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。

情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方が施設によって異なる状況がみられた。

(イ) 里親委託の推進

認定・登録された里親の約 6 割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聴かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都

道府県別にみると較差がみられた。

さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていない市町村がみられた。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成25年6月21日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進</p> <p>① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない、あるいは、乳児家庭全戸訪問事業が低調な原因を分析するため、平成24年2月から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して調査を実施し、平成24年12月に調査結果を取りまとめ、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した（管内市区町村に対する情報提供も依頼）。当該事務連絡において、乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった家庭に対しては、訪問できなかった理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげるよう依頼した。</p> <p>なお、各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対し、本政策評価結果を踏まえ、管内市町村において、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業をいまだ実施していない場合は、その実施について管内市町村へ働きかけるよう、「児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について」（平成24年2月23日付け雇児総発0223第1号、雇児保発0223第1号、各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、保育課長通知。以下「平成24年2月23日通知」という。）により要請した。</p> <p>さらに、全国厚生労働関係部局長会議（平成24年1月20日、25年2月20日）、全国児童福祉主管課長会議（平成24年2月27日、25年3月15日）、全国児童相談所長会議（平成24年3月14日）及び全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（以下、総称して「全国会議」という。）において、全市町村での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進するため、都道府県等に対し管内市町村への働きかけを要請した。</p> <div data-bbox="679 1682 1401 1973" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>平成23年度の乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施率はそれぞれ92.3%及び62.9%であったが、24年度にはそれぞれ94.1%及び67.3%に上昇した。平成25年度においては、引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成26年1月22日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成26年2月26日）において、全市町村での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進するため、都道府県等に対し管内市町村への働きかけを要請した。</p></div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。</p> <p>ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知（注）発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。</p> <p>（文部科学省・厚生労働省）</p> <p>（注）「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知）。</p>	<p>（文部科学省）</p> <p>文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が平成24年3月に取りまとめた報告書において、特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となっており、その発生予防に資するよう親の学びの支援や孤立防止のためのつながりづくりを一層進めることが必要であるとの認識の下、親の育ちを応援する学習プログラムの充実、親子と地域のつながりをつくる取組の推進、支援のネットワークをつくる体制づくりに関する方策もその中で提言された。</p> <p>これを踏まえ、児童虐待等家庭をめぐる問題の複雑化等を背景に社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図ることを目的に、全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者、家庭教育支援チーム、NPO、関係団体等が一堂に会する全国家庭教育支援研究協議会を平成24年11月に開催した。その中で「親の孤立化や児童虐待予防への効果的な取組方策」を分科会のテーマに、福祉行政分野の専門家も参加し、地域における親支援プログラムの実践事例や家庭教育支援チームによるアウトリーチ活動の報告を基に、児童虐待予防の観点から、これらの取組の意義等について協議を行った。協議の成果として、虐待のリスクとして、親のストレスや悩み、社会的な孤立や援助者の不在が挙げられるが、それに対応する取組として、地域人材によるアウトリーチ支援が有効であること、また、子どもの成長や発達を理解するための親支援プログラムの提供が有効であること等が改めて確認された。</p> <p>なお、本協議会の内容を広く周知するため、また、研修等で活用できるよう、本分科会の様子を収録したDVDを都道府県・指定都市教育委員会へ配布した。</p> <p>また、全国家庭教育支援研究協議会の成果も踏まえ、以下の取組 i)、 ii) の必要性を地方公共団体、学校、NPO、家庭教育関係団体等を対象とする各種会議等において説明するとともに学校と地域人材の連携による課題を抱えた家庭への対応事例についても情報提供することにより、地方公共団体による児童虐待防止に資する取組を積極的に促していく。さらに、取組 i)、 ii) について補助事業により推進していく。また、平成25年度は、家庭教育支援体制の強化を図るため、地域の身近な小学校等に保護者等への家庭教育に関する情報提供や相談対応を行う家庭教育支援員の配置を補助事業の1項目として盛り込んだ。</p> <p>i) 孤立防止のためのつながりづくりを一層進めるため、地域人材（主任児童委員や児童委員を含む。）を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を推進する。</p> <p>ii) 子どもとのコミュニケーションや保護者が抱えるストレスへの対処方法等について、気付きや学び合いを促すための体験型やワークショップ形式の学習プログラムや講座を開発し、充実させる。</p> <p>さらに、全国家庭教育支援研究協議会での成果を踏まえ、平成25年度の新規の委託事業により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する支援を、国と地方公共団体が共同により実証研究として実施し、更なる効果的な取組の開発・検証を行う予定としている。</p> <p>加えて、中高生など将来親になる世代を対象に、乳幼児</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>と触れあう機会の提供を図ったり、親になることや、子どもとの関わり方、自他の生命を大切にすることについて学べるようにするなど、児童虐待防止に資する取組を推進する。</p> <p>なお、上記検討委員会の報告書は、国のみならず地方公共団体の施策の指針ともなることから、平成 24 年 4 月に都道府県、指定都市及び中核市の教育委員会等に対して同報告書を送付するとともに、同報告書の趣旨を踏まえた家庭教育支援の取組の推進について依頼した。</p> <p>このほか、同年 5 月に開催された全国社会教育主事研究協議会において、全国の社会教育主事に対して、中学校区でスクールソーシャルワーカーを中心として子育てサポーターや専門支援員を配置し、課題を抱える家庭に対し、家庭訪問等による相談を行ったりするネットワークを児童虐待防止に資する取組として情報提供したところである。</p> <p>加えて、厚生労働省との連名による通知「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」（平成 21 年 3 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」（平成 22 年 9 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）により教育分野と福祉分野との相互連携を促し、教育分野や福祉分野の関係者を対象とした全国的な会議等において周知徹底を図っているところである。今後も厚生労働省との緊密な連携の下、児童虐待予防にも資する家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 25 年度は、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、全国で実証的調査研究を実施した。今後は、当該事業により得られた効果、地域課題解決のノウハウ等について、ホームページでの情報提供や全国的規模で関係者が集まる大会の開催等を通じ、各地域における課題解決に資する取組に対する理解が深まるよう、周知・広報を行っていくこととしている。</p> <p>また、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により、身近な地域において、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、自治体の取組を支援し、就学時健康診断や保護者会など多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供、家庭教育支援チーム等による様々な家庭の状況に応じた訪問型支援も含む情報提供や相談対応のほか、親の学びのための学習プログラムの作成や、講座の進行役となるファシリテーター等地域人材の養成などの様々な家庭教育支援の活動が実施された。</p> <p>さらに、平成 25 年 9 月に、孤立しがちな保護者や効果的な取組等を検討するため、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を設置し、平成 26 年 3 月に「審議の整理」を取りまとめた。</p> <p>この中で、「地域社会から孤立し、様々な問題を抱え、主体的な家庭教育ができなくなっているおそれのある保護者に対しては、家庭訪問等により、直接、家庭に働きかけ、個別に情報提供したり、学校のほか、保健福祉</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>部局など関係機関と連携して、困難を軽減し、学びの場や地域社会への参加を促す取組も重要である。特に、訪問型支援を行うに当たっては、全ての子供や家庭を対象とし、状況を把握している保健所や学校などと連携して行うことが望ましい。また、チーム員が自ら訪問を行うだけでなく、他の子育て・家庭教育支援団体や支援者と連携して家庭訪問等の支援のネットワークを広げることも効果的と考えられる。」との提言を受けた。</p> <p>平成 26 年度は、検討委員会の「審議の整理」を踏まえて、「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」を実施し、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する訪問型家庭教育支援の先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析して広く周知することで、全国的に家庭教育支援におけるアウトリーチ型支援を推進していくこととしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 死亡事例において、生後間もない子どもを始めた乳幼児期の子どもの多くを占めている状況にあり、特に妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防が重要である。このため、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号・雇児母発 0727 第 3 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 1 号・雇児福発 0727 第 1 号・雇児母発 0727 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知。以下「平成 23 年 7 月通知」という。)により、地方公共団体に対して取組を促しており、現在、平成 23 年 7 月通知発出後の地方公共団体における取組状況についての現状を調査している。</p> <p>今後は、同調査結果を取りまとめ、これも踏まえつつ、発生予防に係る更なる効果的な取組を検討の上、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>② 平成 23 年 7 月通知に基づく、妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備及び管内市町村や医療機関等の関係機関への周知について、都道府県等に対し改めて平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>③ 平成 23 年 7 月通知を踏まえた発生予防の取組である、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の早急な整備及び妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備を推進するほか、妊娠期から養育についての支援が必要と認められる「特定妊婦」への支援、医療機関との積極的な連携による対応を図るとともに、近い将来親となる若年者に対する広報・啓発に取り組むよう都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 8 次報告)』を踏まえた対応について」(平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成24年7月26日通知」という。)により要請した。</p> <p>④ 平成24年1月以降に開催した全国会議において、地域の実情を踏まえた児童虐待の発生予防のための相談体制及び連携体制の整備などを要請した。</p> <p>⑤ 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を发出し、虐待の発生予防のための取組を要請した。</p> <p>⑥ 児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を示した「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を发出し、虐待の発生予防のための取組を促した。</p> <p>⑦ 平成24年10月19日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁と関係団体が意見交換などを行う「児童虐待防止対策協議会(第16回)」を開催し、関係団体に対し、児童虐待防止のための取組を要請した。また、議題として「若年者などに向けた虐待予防に関する理解の促進」を特に取り上げ、若年者などに向けた啓発等の取組の推進を要請した。</p> <p>⑧ 平成24年11月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットの全国配布、インターネットテレビ(政府広報)の放映、厚生労働省広報誌への特集記事の掲載などを行い、集中的な広報・啓発を実施した。</p> <p>⑨ 近い将来親になる若者たちが児童虐待防止に係る啓発活動を行うことにより、児童虐待問題への関心を高め、虐待の予防につなげていくことを目的として、「学生によるオレンジリボン運動」の実施を大学等(7校)に呼びかけ、実際に実施してもらった(平成24年10月～11月に実施)。取組状況については、平成25年3月に厚生労働省ホームページに掲載し、紹介した。</p> <p>⑩ 市区町村等における児童虐待防止の啓発に活用してもらうため、乳児の泣きに関する理解と対処法を解説し、児童虐待の一つである「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防を図るための啓発DVDを作成し、平成25年3月に全国に配布した。</p> <p>⑪ 薬局・薬店関係団体に対し、地方自治体や関係団体が作成する妊娠検査薬を購入する人向けの妊娠等に関する相談窓口等を記したカード等の薬局・薬店で配置に協力いただくよう、平成25年3月27日付け事務連絡により要請した。</p> <p>⑫ 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>において、児童虐待の発生予防に係る取組の更なる推進を要請した。</p> <p>① 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知)発出後の地方公共団体における取組状況について調査を行い、25年3月28日に調査結果を取りまとめた(平成23年度母子保健事業の実施状況)。</p> <p>この調査結果によれば、「妊娠等について相談できる窓口の周知を行っている」(93.4%)、「妊娠期からの養育支援を必要とする家庭を把握した際には、医療機関と相互に情報共有を図っている」(90.1%)、「虐待防止体制として、児童福祉部署の担当者や医療機関等との連携体制を整備している」(93.1%)など、大半の市町村で前出の「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」に基づく取組がなされている状況であるが、全国厚生労働部局長会議(26年1月22日)において、実効性のある連携の在り方や実施方法について引き続き検討するよう都道府県等に対して要請した。</p> <p>② 都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)』を踏まえた対応について」(平成25年7月25日付け雇児総発0725第1号・雇児母発0725第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成25年7月25日通知」という。)により、引き続き従前の関係通知に基づく取組を推進するよう要請するとともに、妊婦が精神疾患を抱えている場合には、産科のみならず、精神科医療機関も要保護児童対策地域協議会の構成員に加える等により連携を図ることや、都道府県の母子保健担当部署が、管内市町村と産科医療機関との連携体制の整備や情報提供に係る基準の策定等、市町村と医療機関との連携強化を積極的に支援することなどを要請した。</p> <p>③ 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日付け厚生労働省雇児総発0611第1号・雇児母発0611第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を発出し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第1号・雇児母発1130</p>

<p>勧告</p>	<p>政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進 ア 保育所及び小・中学校における取組の推進 ① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)に基づく虐待の発生予防のための取組の徹底を要請した。</p> <p>④ 平成26年3月31日に、児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会において「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を取りまとめた。また、医療機関での児童虐待に対応する組織の立ち上げや、地域での児童虐待防止医療ネットワークの構築などに活用できるように、同日付けで、各都道府県、政令市及び特別区宛てに本手引きを送付し、関係団体等への本手引きの周知を依頼したところである。</p> <p>⑤ 平成25年10月11日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁と関係団体が意見交換などを行う「児童虐待防止対策協議会(第17回)」を開催し、関係団体に対し、児童虐待防止のための取組を要請した。また、議題として「若年者などに向けた虐待予防に関する理解の促進」を特に取り上げ、若年者などに向けた啓発等の取組の推進を要請した。</p> <p>⑥ 平成25年11月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットの全国配布、インターネットテレビ(政府広報)の放映、厚生労働省広報誌への特集記事の掲載などを行い、集中的な広報・啓発を実施した。</p> <p>⑦ 「学生によるオレンジリボン運動」について、平成25年度においては、実施校を24年度の7校から113校に拡大して本格的に実施し、その取組状況については、平成26年3月に厚生労働省ホームページに掲載し、紹介した。</p> <p>⑧ 平成25年3月に全国の市町村等に配布した、児童虐待の一つである「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防を図るための啓発DVDについて、同年11月に厚生労働省ホームページに動画を掲載し、国民一般に周知を行った。</p> <p>⑨ 引き続き、全国厚生労働関係部局長会議(平成26年1月22日)及び全国児童福祉主管課長会議(平成26年2月26日)において、関係通知・事業等に基づく児童虐待の発生予防に係る取組の更なる推進を要請した。</p> <p>(厚生労働省) 児童虐待の早期発見のため、保育所を利用している子どもの虐待が疑われる場合には、保育所において市町村又は児童相談所へ速やかな通告を徹底することを管内市町村及び保育関係者へ周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>毎年11月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットを全国配布し、保育所等の関係機関へ掲示・配布されることにより、児童虐待が疑われる場合等の通告について周知を図っている。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 平成 22 年 8 月に発出した課長通知(注)を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>(注) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について(通知)」(平成22年8月13日付け22初児生第20号、都道府県教育委員会担当課長、各指定都市教育委員会担当課長、都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く国立大学法人学長宛て、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発の充実</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。</p> <p>また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成 24 年 1 月に都道府県教育委員会教育長等に対し、本勧告の指摘事項を示し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても速やかな通告をすること等について一層の周知徹底を図るよう通知した(平成 24 年 1 月 30 日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学省生涯学習政策局長通知)。</p> <p>また、同年 3 月にも、学校現場における通告を一層推進するため、一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うこと、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等通告を行う際の留意事項を示した(平成 24 年 3 月 29 日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学副大臣通知)。</p> <p>さらに、同年 3 月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、同調査結果について取りまとめ、その内容の確認及び分析を行っているところであり、今後、同調査結果により状況を把握した結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討してまいりたい。</p> <div data-bbox="679 1021 1401 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 24 年 3 月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、同調査結果について取りまとめたところ、児童虐待の疑いがある場合の児童相談所等への通告については、1 か月以内に行われており、適切に対応されていたため、改めて速やかな通告の徹底についての通知等は行っていない。</p> <p>しかしながら、学校現場における速やかな通告を一層徹底するために、各都道府県等の生徒指導担当者が出席する平成 26 年 1 月 30 日の都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議において、児童虐待防止対策や子供虐待防止に関わる学校と教員のケア機能について厚生労働省の担当者による行政説明を行うなど、継続的な指導を行っている。</p> </div> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成 24 年 9 月に全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れた。</p> <p>また、広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知及び平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <div data-bbox="679 1827 1401 1957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、引き続き都道府県等に対し平成 25 年 7 月 25 日通知により要請した。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進 ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等 (7) 虐待対応件数の適切な把握・公表 都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないよう、記入要領等を見直すこと等によりの確な虐待対応件数等を把握・公表すること。 (厚生労働省)</p> <p>(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上 都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 平成 25 年度の福祉行政報告例の記入要領を見直し、平成 25 年 3 月に都道府県等に対して示した。</p> <p>平成 25 年度の福祉行政報告例の記入要領を見直し、平成 25 年 3 月に都道府県等に対して示した。今後、都道府県等の報告内容を集計し、平成 26 年度中に虐待対応件数等を公表する予定である。</p> <p>(厚生労働省) 児童福祉司の積極的な配置のほか、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進について、平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。 また、都道府県等に対し、新任時の研修について最低限盛り込むべき研修の内容や実施方法について示した「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成 24 年 2 月 23 日付け雇児総発 0223 第 2 号、都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を発出し、計画的な研修の実施を要請した。 加えて、児童相談所と市町村において業務量に見合った職員の配置による体制整備及び専門職の採用や外部専門家の活用の促進、経験年数を踏まえた人員配置等による専門性の確保に努めることについて、都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 また、平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、児童相談所や市区町村における適切な人材確保や研修の充実について更なる取組を要請した。</p> <p>引き続き、全国厚生労働関係部局長会議(平成 26 年 1 月 22 日)及び全国児童福祉主管課長会議(平成 26 年 2 月 26 日)において、地方交付税措置に基づく児童相談所における児童福祉司の積極的な配置や「児童虐待・DV 対策等総合支援事業」を活用した児童の安全確認等のための体制強化に努めるよう要請するとともに、都道府県等による研修の実施の推進、国の関係機関が実施する専門的な研修への積極的な受講といった更なる取組を要請した。</p> <p>(厚生労働省) 児童相談所と市町村の役割分担については、両者の認識の共有や連携体制の協議を行い、役割分担の明確化を図るよう、児童相談所へ指導するとともに管内市町村へ要請するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。 また、児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 さらに、市区町村の児童家庭相談業務、要対協の設置・</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>イ 速やかな安全確認の実施</p> <p>① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。</p>	<p>運営状況並びに乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況等に係る市町村調査の結果を取りまとめ、平成24年12月に公表し、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した(管内市区町村に対する情報提供も依頼)。本事務連絡において、市区町村と児童相談所の役割分担について、取決めがなされていない市区町村は、児童相談所と協議の上、役割分担の目安となる基準、ルールの策定するよう要請した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを引き続き都道府県、保健所設置市等に対し平成25年7月25日通知により要請した。</p> <p>また、平成26年度「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の実施事業の一つとして、新たに「市町村との連携強化事業」を創設し、児童相談所OB等が、市町村職員とチームを組んで児童虐待防止対策に取り組むなど、都道府県(児童相談所)による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図るための予算措置を講じた。</p> </div> <p>(厚生労働省)</p> <p>速やかな安全確認の実施については、平成24年1月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて適切な対応を行うよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>また、警察庁と協議の上、警察からの通告受理後の対応についての情報提供体制に関し、書面で取決めをするなどにより警察と連携した子どもの安全確認及び安全確保を徹底するよう、都道府県等に対し、「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により要請した。</p> <p>加えて、通告等があった家庭について、住民登録がなく居住者が判明しない場合や、居住実態が確認されない場合に必要な対応や児童の安全を最優先に考えて安全確認に努めるよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により改めて要請した。</p> <p>さらに、今後、児童相談所等の体制整備に関する調査において、各児童相談所における安全確認に関するルールへの対応状況について調査することを検討中である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成25年度の児童相談所等の体制整備に関する調査により、虐待通告がなされた際の安全確認に要する時間を定めた「時間ルール」の24年度中の運用状況について調査を行った。その結果、時間ルールどおりに確認できなかったケースは約8%であった。確認できなかったケースの中には、「受理が集中した」「休日・休前日の受理だった」という理由もあったことから、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」を活用した児童の安全確認等のための体制強化に努めるよう平成26年度の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において要請することとしている。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>i) 平成 24 年 1 月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等の情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 前出の「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」により、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」において示された留意点に基づく取組の推進とともに、乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭への対応といった児童虐待の発生予防に係る取組の徹底を要請した。</p> </div> <p>ii) 速やかな安全確認に向けた体制を整備するとともに、対応に苦慮した場合、児童相談所その他の関係機関と連携して対応する方法を検討することを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>iii) 乳幼児健康診査等を受けていない家庭等について、市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署が連携し、必要な場合には、児童の状況の確認や要対協を活用して支援を行うよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <p>iv) 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を发出し、市区町村の関係部署や児童相談所等の関係機関が連携して、虐待発生リスクが高いと考えられる家庭の把握や児童の安全確認・安全確保のための対応を行うよう要請した。</p> <p>v) 平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び平成 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等の情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>v) 引き続き、全国厚生労働関係部局長会議(平成 26 年 1 月 22 日)及び全国児童福祉主管課長会議(平成 26 年 2 月 26 日)において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等の情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化</p> <p>(7) 一時保護所の充実</p> <p>① 年間平均入所率が9割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。</p> <p>② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員OB等の配置の促進方策を検討すること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(イ) 保護者に対する援助の充実強化</p> <p>① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。 また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成23年度における一時保護所に関する調査結果も踏まえ、必要に応じて一時保護所の定員を増加させることや、適切な一時保護委託の実施により混合処遇の改善を図るよう都道府県等に対して要請することを予定している。 なお、平成24年度から、児童相談所から一時保護委託を受ける里親等に対し、児童入所施設等措置費で新たに一時保護委託手当を支弁することとし、一時保護所の混雑軽減と混合処遇の改善に資する措置を講じた。</p> <div data-bbox="683 607 1401 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成25年7月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、児童相談所一時保護所の改善について、基本的な考え方や具体的な改善例を示し、地域の実情に応じた必要な環境改善に積極的に努めるよう、都道府県等に対し要請した。</p> </div> <p>平成23年度における一時保護所での教員OB等の配置状況に係る調査結果も踏まえ、教員OB等の配置促進を都道府県等に対して要請することを検討している。</p> <div data-bbox="683 936 1401 1099" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成25年7月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、一時保護所における児童の学習支援のため、児童相談所における教員OB等の配置状況を周知するとともに、一層の教員OB等の活用を図るよう、都道府県等に対し要請した。</p> </div> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成24年度中に全国の児童相談所に対して保護者指導プログラムの実態等について調査を実施し、その結果を踏まえ、都道府県等及び市町村への情報提供等の必要な取組を検討する予定である。 また、保護者の特徴に応じた適切なプログラムの選択に関する研究の実施について検討しているところである。 保護者に対する援助が効果を上げる方策については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第28条の規定に基づく承認審判において、家庭裁判所から都道府県知事に対して行う保護者指導の勧告を保護者にも事実上伝達することとする運用の改善を図るため、平成24年3月に「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号、都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生省児童家庭局長通知)を改正し、家庭裁判所による保護者指導に関する勧告が保護者指導の上で効果的に行われるよう、児童相談所が家庭裁判所に対して勧告を求めるべきケースの事例、児童相談所から家庭裁判所に対して、家庭裁判所が勧告の内容を保護者に伝達するよう上申する手続の方法や留意点等について示した。</p> <div data-bbox="683 1839 1401 2033" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成24年度及び25年度の2か年にわたり厚生労働科学研究により実施した「児童虐待事例の家族再統合等に当たっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」の結果が26年5月31日までに報告される予定であり、当該結果を児童相談所等に周知することとしている。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進 都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(イ) 死亡事例等の検証結果の活用の促進 都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。 (厚生労働省)</p>	<p>援助指針・方針の決定やケース終了の際の適切なアセスメントの実施、援助指針の定期的な見直しの徹底、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表（家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト）の積極的な活用及びこれらの管内市町村への要請について都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、各自治体が作成しているアセスメントシートを含む虐待対応マニュアルを収集し、このうち参考となる事例について「子どもの虹情報研修センター」の援助機関向けサイトに掲載し、併せて、都道府県、指定都市及び児童相談所に対して情報提供を行った（平成25年3月）。</p> <div data-bbox="679 701 1394 1055" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「子ども虐待対応の手引きの改正について」（平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、アセスメント指標の種類として、①在宅での支援の必要性を判断するためのもの、②通告受理時に一時保護の適否を判断するためのもの、③施設入所措置を解除して家庭復帰する際の適否を判断するためのもの、などを例示するとともに、従来から掲載している家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト等に加えて、新たに在宅支援におけるアセスメントシートの例を掲載した。</p> </div> <p>(厚生労働省) 入所児童に関する援助指針は児童相談所から児童養護施設等へ速やかに提供するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <div data-bbox="679 1249 1394 1447" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>前出の「子ども虐待対応の手引きの改正について」において、「児童相談所は、入所・委託にあたって、各種診断を元に総合診断をして援助指針を策定するが、これらを含む子どもと家族の情報を施設や里親等に対して十分に提供し、その後の支援方針（自立支援計画）の策定に協力しなくてはならない。」という記述を追加した。</p> </div> <p>(厚生労働省) 都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知及び平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>また、平成24年1月以降に開催した全国会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し要請した。</p> <p>さらに、平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <div data-bbox="679 1995 1394 2051" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえた</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>エ 社会的養護体制の整備の推進 (7) 児童養護施設等の整備の推進</p> <p>① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。</p> <p>② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にすること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>ケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、引き続き都道府県等に対し平成 25 年 7 月 25 日通知により要請した。</p> <p>また、引き続き全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成 26 年 2 月 26 日）において、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で検証結果を積極的に活用するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>児童養護施設等の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。</p> <p>なお、その第一段階として、平成 24 年度予算においては、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにしたり、賃貸物件を活用して実施する場合には、賃借料を月額 10 万円まで措置費に算定できるようにするとともに、現行、例えば児童養護施設（小学生以上）6：1 の配置を 5.5：1 とするなど、基本的人員配置を 30 数年ぶりに引き上げた。</p> <p>児童養護施設等の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。</p> <p>なお、平成 26 年度予算においては、受入児童数の拡大等を実施するとともに、小規模グループケア「743 か所→1,059 か所」、地域小規模児童養護施設「240 か所→293 か所」と箇所数を引き上げた。</p> <p>また、政府の子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善のため、「0.7 兆円の範囲で実施する事項」として、児童養護施設の職員配置の引上げ（5.5:1→4:1）等について盛り込まれたところである。</p> <p>平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護関係施設の種別ごとに運営指針を策定することとされたことに基づき、平成 24 年 3 月に情緒障害児短期治療施設の施設運営指針を策定し、当該施設は、「心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所又は通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として数か月から 2～3 年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行いながら地域で生活していくことを支援していく。」といった運営理念とともに、96 項目の指針を示し、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にした。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(イ) 里親委託の推進</p> <p>里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。 (厚生労働省)</p> <p>(4) 関係機関の連携強化</p> <p>要対協(注)の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(注) 要保護児童対策地域協議会。</p>	<p>情緒障害児短期治療施設の在り方については、平成24年3月の施設運営指針によって明確化を行っているところである。</p> <p>なお、平成24年度から、社会的養護関係施設の運営の質の向上を図るために、施設運営の手引書編集委員会を設立し、情緒障害児短期治療施設を始めとする施設種別ごとの運営指針に基づき、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた「運営ハンドブック」を編集中である。同ハンドブックは厚生労働省ホームページ上に掲載する予定である。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>都道府県等に対する里親委託が進まない理由についてのアンケート調査や里親委託率を大きく伸ばした都道府県等の取組内容についての調査の結果等を踏まえ、平成24年3月に、児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインを改正し、里親への定期的な訪問回数の設定や、児童相談所が中心となり里親支援機関と役割を分担、連携して里親支援を行うことなど、里親支援の取組内容、体制整備について都道府県等に示し、積極的な取組を促している。</p> <p>また、里親支援機関事業についても、平成24年3月に実施要綱を改正し、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進するための里親委託等推進委員会を都道府県単位及び児童相談所単位で設置することを明確にした。</p> <p>これらのほか、平成24年度から新たに、里親支援機関である児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置するとともに、25年3月に、里親等委託率を大幅に伸ばした自治体の里親委託推進の取組をまとめた「事例集」を各自治体に周知し、活用を促したところである。</p> <p>「社会的養護の課題と将来像」においても、今後、里親などへの委託率をおおむね3分の1(平成22年度末時点:12.0%)にしていくことを示したところである。</p> <p>子ども・子育て会議における審議等を踏まえて取りまとめられた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」においても、都道府県に対し、目標とする里親などへの委託率を設定した上で、里親の開拓や里親支援の充実の取組について、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき、基本指針に即して都道府県が定めることとされている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載するよう盛り込んでいるところである。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 個別ケース検討会議及び実務者会議について、管内市町村における好事例を収集し、管内市町村に収集した好事例を情報提供するなどして、管内市町村に両会議の活性化を図ることを要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>② 要対協の機能強化のため、管内市町村に調整機関の会議運営能力やケースをアセスメントする専門性の確保及び業務量に相当する人員配置等の体制整備に努めることを要請するよう都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>③ 平成24年1月から3月までにかけて、当省アフターサービス推進室において、要対協を積極的に活用してい</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>る地方公共団体に対し、効果的に運用するための方法や工夫点の調査を実施し、同年 12 月に結果を「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」としてとりまとめ、地方自治体に対して情報提供した。</p> <p>④ 平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」を参考としつつ、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を推進するよう都道府県等に対して、管内市区町村への周知を要請した。</p> <p>引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成 26 年 2 月 26 日）において、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」を参考としつつ、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を推進するよう都道府県等に対して、管内市区町村への周知を要請した。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 4 月 20 日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>○ 評価の観点 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、「司法制度改革推進計画」（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）が決定された平成 13 年度から 23 年度までの間に法曹人口が 1.6 倍に増加している（平成 13 年度 2 万 1,864 人→23 年度 3 万 5,159 人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と、司法試験及び司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が施行されたが、これらの連携については、法務省及び最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者（注）からも 3,860 人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加など、国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備等の効果がみられた。</p> <p>(注) 法学未修者とは、法科大学院における法学既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者（法学既修者）以外の者をいう。標準修業年限は、法学未修者については 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。）第 18 条第 2 項）、法学既修者については 2 年（設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項）とされている。</p>

一方、今回の調査の結果、以下のような課題がみられる。

- i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているが、22 年の合格者数は 2,133 人、23 年は 2,069 人と目標達成率は 7 割程度となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見書で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の 2,000 人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これにより OJT が不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数の目標値についての検討はされていない。
- ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、目標値（例えば約 7～8 割）が例示されている。しかし、法科大学院修了後 5 年間の受験機会を経た後の合格率（累積合格率）は、司法試験受験者が法学既修者のみであった平成 17 年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、法学未修者も含む 18 年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても法学未修者が受験開始した 19 年は 40.2%であったものが 23 年には 23.5%に低下している。また、法学未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23 年の合格率は法学既修者が 35.4%であるのに対し法学未修者は 16.2%となっている。
- iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成 21 年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学者選抜における競争倍率 2 倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。
しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。
文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化について自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。
司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）において、3 割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成 17 年度には 45.6%であったものが、23 年度には 32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の法学未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、法学未修者のみの削減や法学未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないよう注意することが必要である。
- iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、法学未修者教育の充実を促している。
厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル（第 2 次修正案）が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、法学既修者に比べて法学未修者は質の確保の観点で課題がみられる。法学未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなる

おそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成 24 年 3 月現在、法学未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討されているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が交付されており、文部科学省は、平成 24 年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率（2 倍未満）及び司法試験合格率（3 年連続して全国平均の半分未満等）の 2 つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低いことから、法学未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2 倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われている。これについて、「規制改革推進のための 3 年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報提供が行われているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成 22 年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院修了後 5 年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成 23 年度で 4,252 人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した 38 法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約 3 割となっており、5 年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約 3 割みられる。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 25 年 6 月 21 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <input type="checkbox"/> その後の状況)
<p>1 法曹人口の拡大</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。</p>	<p>(法務省)</p> <p>政府においては、平成 23 年 5 月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹人口の在り方を含む法曹養成制度全般について検討を行っており、平成 24 年 5 月 10 日に論点整理を取りまとめた。</p> <p>その後、平成 24 年 8 月 3 日に公布・施行された裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 54 号）及びその法案審議の際の衆議院法務委員会附帯決議に基づ</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
(法務省)	<p>き、政府における検討体制をより強力なものとするため、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により、内閣に「法曹養成制度関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）が設置され、その下に「法曹養成制度検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。</p> <p>同年 8 月 28 日に開催された第 1 回検討会議では、主に法曹有資格者の活動領域の在り方についての検討が行われた。また、同年 9 月 20 日に開催された第 2 回検討会議では、今後の法曹人口の在り方について、総務省の勧告も踏まえ、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等やそれらに関する各種データを踏まえた検討が行われている。</p> <p>なお、同年 9 月 11 日、平成 24 年司法試験の結果が発表され、合格者数は、2,102 人であった。検討会議においては、この結果も踏まえて議論が行われている。</p> <p>検討会議においては、法科大学院制度、司法試験制度、法曹有資格者の活動領域の在り方等についての議論も踏まえて、第 10 回検討会議において、再度法曹人口についての検討を行ったところであり、この結果も踏まえて、今後、パブリックコメントを実施した上で、検討の結果を取りまとめる予定である。</p> <p>閣僚会議は、この検討会議の意見等を踏まえつつ、平成 25 年 8 月 2 日までに検討を加えて、一定の結論を得る予定であり、法務省としては、閣僚会議及び検討会議での議論を通じて、総務省の勧告も踏まえ、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、具体的な検討を行う予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により設置された法曹養成制度検討会議において、平成 25 年 6 月 26 日、意見が取りまとめられた。</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、同取りまとめにおいて、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはないとしつつも、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を 3,000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとされた。また、今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をなるべくその都度検討を行う必要があり、そのために、その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>2 法科大学院教育</p> <p>(1) 法科大学院教育の目標の達成状況</p> <p>司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>大学院、司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ、法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を2年以内に公表すべきであり、その後も継続的に調査を実施するべきであるとされた。</p> <p>これを踏まえ、平成25年7月16日、同取りまとめを是認する内容の法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされたことにより、司法試験の年間合格者数の数値目標は、事実上撤回された。</p> <p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、同閣僚会議決定を踏まえ、平成25年9月17日、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議を開催し、また、その下で法曹養成制度改革顧問会議を開催することとして、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について提言をするべく、同顧問会議からの意見を聴きながら、27年7月15日を期限として、司法試験合格者数に関する年間数値目標の検討に関するものも含め、必要な調査等を実施しており、司法制度等を所管している法務省としては、調査等について、必要な協力をしているところである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>平成24年7月19日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(以下「法科大学院特別委員会」という。)において、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」が取りまとめられた。</p> <p>文部科学省としては、法科大学院修了生が社会の様々な分野で活躍することや司法試験合格率の向上等を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進するため、本提言を踏まえ、平成24年7月20日に「法科大学院教育改善プラン」を策定・公表し、今後は、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実及び法科大学院教育の質の改善等の促進を図るための改善方策に取り組む。</p> <p>また、法学未修者教育の充実については、法科大学院特別委員会の下に設置された「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」(以下「未修者教育WG」という。)において、平成24年11月30日に、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられ、文部科学省では、これを受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(2) 入学者の質の確保 ア 適性試験の活用 法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。 (文部科学省)</p>	<p>法科大学院における教育の質の向上について、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定においては、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期が示されたところである。さらに、平成25年9月からは、政府における新たな検討体制として、法曹養成制度改革推進会議及び法曹養成制度改革顧問会議が設置され、上記関係閣僚会議決定で提示された検討事項について、今後2年(平成27年7月)を目途に検討し、結論を得るべく審議が進められているところである。</p> <p>このような中、文部科学省としては、上記関係閣僚会議決定等を踏まえ、法科大学院に対する公的支援の見直しの更なる強化策を公表(平成25年11月11日)した。また、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)が取りまとめられた。</p> <p>今後、これらを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院に対する連携・連合、改組転換の促進、「適格認定の厳格化」など認証評価結果に応じた組織見直しの促進、今後の法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方の整理による法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示や、共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化等の法学未修者教育の充実などによる法科大学院教育の質の向上に関する取組を進める。</p> <p>(文部科学省) 法科大学院全国統一適性試験を共同で実施するために関係団体で組織した適性試験管理委員会と協力しつつ、適性試験の成績と司法試験の可否との関連性の検証等を行い、平成24年12月6日の法科大学院特別委員会において、その結果が適性試験管理委員会から報告された。同報告においては、適性試験の成績と司法試験の可否について一定の関連性があること等が報告された。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等を検討する。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等について引き続き検討を続ける。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>イ 競争性の確保</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」(以下「改善状況調査WG」という。)による調査において、平成24年度の調査では、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院等に対するヒアリングの実施及び調査結果の公表により、総務省の勧告を踏まえた更なる改善を促した。</p> <p>また、新たに、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「競争倍率2倍の確保」については、特に状況が悪い場合は競争倍率の指標にのみ該当する場合であっても公的支援の更なる見直しの対象とすることや、新たに追加された入学定員充足率の指標よりも競争倍率の指標がより重視されるよう、削減額に傾斜をつけるなど、入学者選抜における競争性の確保について、各法科大学院の更なる取組を促した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「競争倍率2倍の確保」については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)に基づき、各法科大学院が競争倍率2倍の確保に取り組み、競争倍率2倍未満の法科大学院は、平成24年度の13大学から25年度の7大学に減少している。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)において、課題が深刻な法科大学院の抜本的組織見直しを早急に促す観点から、現行の公的支援の見直しの更なる強化を図ることとし、その中で、前年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合は公的支援に係る加算率を減ずることとするなどの措置を平成27年度予算から実施することを予定しており、入学者選抜における競争性の確保について各法科大学院の取組を促している。</p> </div>
<p>ウ 入学定員の削減</p> <p>法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。</p> <p>その際、定員規模が小さい法科大</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、平成24年度の調査から新たに入学定員充足率が5割に満たない法科大学院や入学者が1桁であった法科大学院等に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を進める</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。</p> <p>また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>ことを促した。</p> <p>また、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「入学定員の充足率」を公的支援の見直しのための指標として新たに追加し、各法科大学院が入学定員の削減を含めた更なる自主的・自律的な組織見直しに取り組むことを促した。</p> <p>法科大学院の統廃合等の組織見直しに関しては、閣僚会議の下に設置された検討会議において、議論がなされているところである。</p> <p>また、個々の法科大学院における自主的・自律的な組織見直しに関し、当該法科大学院に対し、在籍学生の教育への配慮や、入学者のうち非法学部出身者や社会人経験者が3割以上となるよう、適切な対応を促しているところである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、引き続き定員充足率等に課題を抱える法科大学院に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を促進している。この結果、平成26年度の入学定員は、ピーク時の19年度の5,825人から3,809人となっている。</p> <p>このような中、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)に基づき、入学定員と実入学者数との差を縮小させるため、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定することとし、平成27年度予算から実施する予定である。また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)において、公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図り、法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理することとされた。なお、平成26年3月末時点で、組織見直し(統合、募集停止、廃止)を公表した法科大学院は15校となっている。</p> <p>さらに、未修者の確保については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)を通じ周知された法学系以外の課程の出身者、社会人等の多様な人材確</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>エ 多様性の確保</p> <p>多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。 (文部科学省)</p> <p>(3) 修了者の質の確保</p> <p>ア 厳格な成績評価</p> <p>法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。</p> <p>また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していること</p>	<p>保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、未修者の確保に配慮することとし、平成27年度予算から実施することを予定している。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>非法学部出身者や社会人を始めとする法学未修者への教育をより充実させるための方策について、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中では、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指す環境整備を目指すこととされ、夜間開講コースの充実などを含む、法学未修者教育に関する充実方策が報告された。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成24年12月15日開催）において周知を図り、多様な人材が安心して法科大学院で学べるよう、各法科大学院に対して、法学未修者教育の充実を要請した。</p> <p>多様な人材の受入れについては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日）において、法科大学院に対する公的支援の基礎額及び加算額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合などの多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、多様な人材を受け入れることに配慮することとした。</p> <p>また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月31日）を踏まえ、法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より良い教育課程の在り方等について、平成26年7月の実施に向けて検討し、順次、実施する。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行う。</p> <p>これに加え、特に、法学未修者において標準修業年限修了率や司法試験合格率の低迷が見られること等を踏まえ、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>から、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>イ 共通的な到達目標</p> <p>法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>この中で、法学未修者教育に係る現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図った。</p> <div data-bbox="679 555 1401 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行った結果、課題が深刻な法科大学院において、改善の取組を進めていることは確認できたものの、諸課題を改善し、成果を挙げることができているとまでは言い難く、依然、厳しい状況にある法科大学院が存在することが報告された。</p> <p>このような状況も踏まえ、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）を踏まえ、法科大学院に対する認証評価の見直しを通じた法科大学院における成績評価の厳格化を促進する措置や、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとしての共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行等を平成 27 年 3 月を目途に進める。</p> </div> <p>(文部科学省)</p> <p>平成 24 年 7 月 19 日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進が示されている。本提言を各法科大学院及び認証評価機関に対して周知徹底することにより、各法科大学院が共通的な到達目標を踏まえた到達目標を設定することや、認証評価機関が共通的な到達目標を踏まえた到達目標の設定状況に関する評価を一層厳格に行うことを促している。</p> <div data-bbox="679 1641 1401 2051" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>修了者の質の一定水準を確保するための共通的な到達目標については、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルに基づき、平成 25 年 4 月時点で、全法科大学院 73 校のうち、69 校が到達目標を策定、又は策定予定となっており、未策定校に対して、策定を働きかけている。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日）を受け、文部科学省は、中教審の審議を踏まえ、5 年以内（平成 30 年 7 月）に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行うこと</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ウ 未修者対策</p> <p>未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。 (文部科学省)</p> <p>(4) 公的支援の見直し</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要</p>	<p>とされたところである。</p> <p>文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日)を踏まえ、共通的な到達目標モデルを踏まえた共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行等の検討や、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底、法科大学院に対する認証評価を通じた法科大学院として求められる成果を挙げているかの厳格な評価についての検討を、平成 27 年 3 月を目途に進める。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法学未修者教育については、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法律基本科目の量的充実の効果を含めた法学未修者教育の現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会(平成 24 年 12 月 15 日開催)において周知を図り、各法科大学院における法学未修者対策の強化を要請した。</p> <p>さらに、文部科学省では、同報告を受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>法学未修者教育について、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日)では、文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を 1 年以内(平成 26 年 7 月)に検討し、実施準備を行うこととされたところである。これを受け、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日)を踏まえ、共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行を平成 27 年 3 月を目途に行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底や法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より効果的な教育課程などの検討を 26 年 7 月までに進める。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成 24 年 9 月 7 日)を公表した。</p> <p>具体的には、平成 26 年度予算から、</p> <p>① 現行の「司法試験合格率」及び「競争倍率」の指標に</p>

<p style="text-align: center;">勧告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>な改善措置を講ずること。</p> <p>また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。 (文部科学省)</p> <p>3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携</p> <p>司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるもの</p>	<p>加え、新たに「入学定員充足率」を指標に追加し、これら3つの指標のうち、複数の指標に該当した場合に、公的支援の見直しの対象とする、</p> <p>② 単独の指標のみでも、特に深刻な課題を抱える場合は、公的支援の見直しの対象とする、</p> <p>③ 「入学定員充足率」の指標が追加されたことで、「競争倍率」の指標が軽視されることのないよう、ある年度の競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとするといった改善方策を実施することとした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、平成26年度予算から対応し、入学者選抜の公的支援の見直し対象となった法科大学院が計18校となったところである。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、課題が深刻な法科大学院の抜本的な組織見直しを早急に促す観点から、公的支援の見直しの更なる強化を図るため、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)を公表した。</p> <p>具体的には、司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき全ての法科大学院を3つの類型に分類する。さらに、各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定する。その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設した。公的支援の見直しの更なる強化は、平成27年度予算から実施することを予定しており、全ての法科大学院を対象に、入学定員の見直しや抜本的な組織見直しを更に促進している。</p> </div> <p>(法務省)</p> <p>司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、総務省の勧告で「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成25年1月4日、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどした平成24年司法試験の採点実感等に関する意見を公表し、情報提供をより充実させた。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>を盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。</p> <p>各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。 (法務省)</p> <p>4 修了者等への支援策</p> <p>法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時の把握はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。</p> <p>修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。 (文部科学省)</p>	<p>また、同勧告で「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供する」とされている点については、平成24年10月9日、法科大学院1校から該当する要請があったことから、同月11日、同法科大学院に同情報を提供するとともに、以降も該当する要請があったときは、同様の情報提供を行うこととした。</p> <div data-bbox="679 667 1401 1155" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成25年司法試験においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p> <p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供する」とされている点については、平成25年司法試験においては、要請のあった法科大学院5校に対し、同情報を提供している。</p> </div> <p>(文部科学省)</p> <p>平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、各法科大学院において率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進めることが期待される旨を明記するとともに、平成24年7月20日に文部科学省として策定・公表した「法科大学院教育改善プラン」においては、平成24年度から各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促すこととしている。</p> <p>これに併せ、文部科学省が、平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査（過去5年度分）について、継続的な調査の実施により各法科大学院における修了者の進路の把握を促進するため、24年度も調査を実施した。</p> <div data-bbox="679 1865 1401 2051" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>修了者の進路の把握については、平成23年度より、法科大学院修了者の進路に関する調査を継続して実施し、各法科大学院において総合的な集積・管理を行わせることにより、修了者等への就職支援等の充実を図っている。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	また、これらを踏まえ、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)を受けて、進路指導体制の充実等を始め、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応に向けた検討を進める。

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成25年6月25日)
関係行政機関	内閣府、厚生労働省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果については221～225ページを参照。

下表は、平成26年2月19日に文部科学省、同年2月20日に内閣府及び厚生労働省がそれぞれ回答したものについて、平成26年3月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実</p> <p>① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。</p>	<p>(内閣府)</p> <p>① 数値目標に対応する国の主な施策・事業(平成25年度分)については、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を明確にした一覧を作成し、平成25年11月13日に開催された第27回評価部会において報告を行った。今後、評価部会では、目標数値に向けて各指標の改善を図るため、各主体において対応策を検討し、取組を加速していく際に、当該一覧を検討材料の一つとして活用する。</p> <p>(内閣府)</p> <p>② 平成25年は数値目標設定時(平成19年)と数値目標の達成年(平成32年)までのほぼ中間年に当たるため、評価部会において、数値目標のフォローアップを実施し、「順調ではないものの進捗している」指標や「進捗していない」指標について、その要因を分析した上で、課題と今後取り組むべき方向性について検討を行った。</p> <p>また、その検討結果を踏まえ、「今後、2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援</p>

勧告	政策への反映状況
<p>また、その旨を評価部会開催要綱等に明確に記載すること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。</p> <p>また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>(2) 指標の設定等に関する見直しの実施</p> <p>数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。</p> <p>また、在宅型テレワーカーの数については、平成27年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。</p> <p>さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保</p>	<p>する国や地方公共団体においても、本レポートで明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2013(平成25年12月26日公表)」)こととした。</p> <p>なお、評価部会の年度計画等の資料においても、取組の加速化について上記と同様の旨を明記する予定である。</p> <p>(内閣府)</p> <p>③ 連携推進会議は、評価部会の議論を関係省庁における施策展開に有機的に反映させるため、評価部会と合同で開催されてきた。しかし、勧告を踏まえ、関係省庁間の更なる連携強化のため、連携推進会議の単独開催(平成26年4月頃の見込み)等による各施策・事業に関する情報共有及び必要な連携も含め、連携推進会議の活用を図ることとする。</p> <p>また、開催要綱等に「関係省庁連携推進会議においては、評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行う」旨を明記する予定である。</p> <p>(内閣府)</p> <p>数値目標が設定された指標については毎年の進捗状況を把握・分析し、評価部会に報告し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」として公表している。当該把握・分析を行う際、数値目標が設定された指標に関連する指標についても、併せて分析を行うこととした。</p> <p>具体的には、平成25年度から、「フリーターの数」に関連して「フリーターの割合」及び「若年層の不本意非正規の割合」、「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」に関連して「メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合」を参考として分析を行った。</p> <p>「在宅型テレワーカーの数」については、関連する指標として平成26年度以降、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数」の動向を把握・分析し、今後の取組に役立てる予定である。このため、現在、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカー数」の定義・算定方法について、「在宅型テレワーカーの数」等を算定するため現在国土交通省が実施している「テレワーク人口実態調査」において検討を行っている。</p> <p>在宅型テレワーカーの数に係る指標の見直しについては、目標年である2020年に向けて、他の指標の達成状況等も踏まえ、検討する予定である。</p> <p>「保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))」については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施に伴い、平成27年度以降、指標の算定方法に、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の利用児童数も含めることとし、</p>

勧告	政策への反映状況
<p>育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。 (内閣府)</p> <p>(3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進</p> <p>① 推進助成金事業については、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。 また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。 (厚生労働省)</p> <p>② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。</p> <p>ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。 (厚生労働省)</p>	<p>今後の取組に役立てる。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 平成 25 年度から、推進助成金事業終了後に週労働時間 60 時間以上の雇用者が存在する事業場に対して働き方・休み方改善コンサルタントによる指導を行うこととした。 さらに、平成 26 年度は、推進助成金を受給した中小企業事業主団体の傘下事業場における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が推進助成金受給前より増加した事業主に対して、推進助成金事業終了後に、働き方・休み方改善コンサルタントによる指導に加え、中小事業主団体による指導が行われるよう、都道府県労働局が同団体に対し働きかけを行うこととしている。 また、平成 26 年 3 月に、週労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合が高い業種である情報通信業や、年次有給休暇の取得率が低調な宿泊業に係る働き方の改善方法等を盛り込んだハンドブックを作成したところであり、平成 26 年度においても他の新たな職種に係るハンドブックを作成することとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>② ① についての措置状況は次のとおりである。</p> <p>i) 支援センター事業を含む産業保健支援に関する三事業については、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合した法人において一元的に実施することとされたことから、一元化のメリットをいかしたより効果的な事業場への支援が図られるよう事業内容の見直しを行うこととした。これに伴い、支援センター事業を平成 25 年度限りとし、他の産業保健支援事業も一元化した産業保健活動総合支援事業を新たに統合した法人に実施させ、当該新規事業の中で事業場のメンタルヘルス対策に係る個別のニーズに応じた訪問支援等の適切な実施を図ることとしている。</p> <p>ii) 勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、これまで以上に、支援が必要な事業場に係る情報を支援センターに提供すること、支援センターを周知することを内容とする「平成 25 年度メンタルヘルス対策支援事業の積極的な活用について」（平成 25 年 9 月 6 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長事務連絡）を発出した。 また、平成 26 年度の新規事業においても、新規事業実施者と上記情報を共有することなどにより、連携を図ることとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p>

勧告	政策への反映状況
<p>③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。 (厚生労働省)</p> <p>④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。 (厚生労働省)</p> <p>⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。 (厚生労働省及び文部科学省)</p>	<p>③ 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）及び育児・介護休業法の周知・啓発、指導等については、「平成 25 年度地方労働行政運営方針」（平成 25 年 5 月 16 日付け地発 0516 第 4 号、基発 0516 第 3 号、職発 0516 第 21 号、能発 0516 第 1 号、雇発 0516 第 2 号）においてその実施を定めており、中小規模の事業者等も含めて、引き続き取り組んでいる。 また、各都道府県労働局長宛てに毎月発出する「当面の重点的施策・業務」においても、 i) 10 月は次世代法に基づく認定マーク（くるみん）の取得促進、 ii) 7 月は中小企業に対し、育児休業制度の規定整備等の指導のほか、中小企業両立支援助成金や、両立支援推進のための好事例の普及等を重点的に実施するよう指示した。 なお、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰を支援するため、「中小企業における育休復帰支援プログラム事業」を平成 26 年度予算に盛り込んだ。 (厚生労働省)</p> <p>④ 平成 25 年 9 月から 12 月まで、厚生労働省アフターサービス推進室において、家庭的保育に関する調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、26 年 3 月 31 日に家庭的保育者の確保を効果的に行っている事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供した。 (厚生労働省)</p> <p>⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。 これらの取組状況も踏まえながら、省令基準制定後を目途に、文部科学省とも連携し、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。 (文部科学省)</p> <p>⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、厚生労働省において、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。 これらの取組状況も踏まえながら、今後厚生労働省の省令基準制定後を目途に、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成26年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、12行政機関に係る225件であり、税制改正要望時に送付を受けた224件を平成25年10月25日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。また、別に送付を受けた1件の政策評価について、平成25年11月20日に点検結果を通知し、公表した。

点検当初、221件の評価に課題を指摘し、各行政機関に補足説明等を求めた。補足説明等の結果、40件の評価について課題が解消された。指摘した課題のその主な内容は、下記(ア)から(ウ)のとおりである。

「有効性」、「合理性」及び「相当性」の観点別に見ると、今般、各行政機関からの補足説明によって、相当数の課題が改善されているところである。しかし、補足説明されたような内容は、本来あらかじめ評価書に盛り込まれるべきものであり、政府全体として評価書に記載する内容の一層の充実を図る取組が必要である。また、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘しているものについて、各行政機関が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達しているものについても、必要に応じた更なる分析・説明に努めることが期待される。特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について、平成25年度からは、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号。）に基づき把握される適用実態等に関する情報を活用する取組が行われたが、23年度の情報のみ活用が可能であったため活用に至らなかった事例も一部にみられた。今後は、更なる情報の蓄積が見込まれることから、当該情報を活用すること等、分析・説明の更なる充実を図ることが必要である。

(ア) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<費用対効果の説明が不十分>

- 費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であるが、大半の評価書では、分析・説明が不十分である。

例1 費用対効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明している。

例2 費用対効果は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明している。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。

<適用実態・見込みの説明が不十分>

- 租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分である。

- 租税特別措置等が適用され得る対象の所期の想定数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けてい

ると考えられるが、そのことに関する説明が不十分である。

- 租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報が分析された上で把握・予測されていない。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

＜政策目的の根拠が不明＞

- 租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）について明らかにされていない。

＜租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分＞

- 租税特別措置等で達成しようとした当初の目的が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

(ウ) 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

＜他の政策手段と比較した説明が不十分＞

- 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

＜他の政策手段との役割分担の説明が不十分＞

- 補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、13行政機関に係る117件であり、平成25年7月26日に38件、8月30日に43件、12月6日に23件、平成26年2月28日に13件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。その際、参考情報として規制の影響が及ぶ範囲を示す情報や、指摘した課題に対する補足説明を求め、点検結果と併せて掲載している。

点検当初、54件の評価に課題を指摘し、各行政機関に補足説明等を求めた。補足説明等の結果、52件の評価について課題が解消された。指摘した課題のその主な内容は、以下のとおりである。

- 当該規制の対象となる要件を設定する際の根拠の説明が不十分な評価については、具体的に説明する必要がある。
- 費用の要素について、評価書に記載されているもの以外に発生又は増減することが見込まれる場合には、可能な限り具体的に列挙し、説明する必要がある。
また、定性的記述により分析されている評価については、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。
- 費用及び便益を説明するにとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示して

いない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

- 代替案としてベースラインの内容が記載されている評価については、ベースラインと異なる適切な代替案を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件が、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

ウ 公共事業に係る政策評価の点検

(ア) 平成25年度の点検の概況

各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、複数年で全事業分野の政策評価を確認する観点から、4行政機関に係る13事業区分133件を対象に点検を実施し、点検が終了した9事業区分114件の点検結果を平成26年4月30日に関係行政機関に通知し、公表した。

点検が終了した9事業区分のうち、11件の評価に20件の個別の指摘を行った。また、水源林造成事業及びダム事業については、費用対効果分析マニュアルの内容等事業区分ごとに共通する6件の課題を指摘した。

指摘の主な内容は以下のとおりである。

- 個別の評価に係る指摘については、便益の算出に当たって、現実的には想定されない前提を置いている。また、誤った単価、係数等を用いて算出している。
- 事業区分ごとに共通する指摘については、マニュアル等の内容について、実態を十分に考慮して便益を算出できるようなものとなっていない。また、複数の評価において単価、数式等の同じ誤りがある。

各行政機関においては、個別の評価に係る指摘に対しては、評価書の修正等を行う方針を示している。また、事業区分ごとに共通する指摘に対しては、i) 費用対効果分析マニュアル等の内容そのものに原因がある場合には改定する、ii) 費用対効果分析マニュアル等の運用に原因がある場合には、再発防止に取り組むなど、運用を徹底することとしている。

その他の4事業区分19件の政策評価については、引き続き点検することとしており、点検が終わり次第、通知し公表することとしている。

図表1 平成25年度の点検結果（一覧）

	行政機関名	事業区分名	点検対象とした評価件数	個別の評価に係る指摘		事業区分ごとに共通する指摘	
				評価件数	類型別件数(延べ数)	指摘の有無	類型別件数(延べ数)
点検終了	厚生労働省	簡易水道等施設整備事業	33	5	①：6 ②：2	—	—
	農林水産省	国営かんがい排水事業	14	—	—	—	—
		国営総合農地防災事業	1	—	—	—	—
		農業水利施設保全合理化事業	9	2	①：2	—	—
		地すべり対策事業	3	3	①：3 ②：3	—	—
		水源林造成事業	30	—	—	○	③：1 ④：4
	国土	ダム事業	19	—	—	○	③：1

	交通省	砂防事業等	4	—	—	—	—
	環境省	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	1	1	①：2 ②：2	—	—
	小計	9事業区分	114	11	20 ①：13 ②：7	2事業区分	6 ③：2 ④：4
点検中	農林水産省	国有林直轄治山事業	3	点検が終わり次第、通知し公表する予定			
		民有林直轄治山事業	3				
		直轄地すべり防止事業	2				
	国土交通省	道路・街路事業	11				
	小計	4事業区分	19				
合計	13事業区分	133					

- (注) 1 「類型別件数」欄の①～④は、次のとおり。
 ①便益に関するもの、②費用に関するもの、③費用対効果分析マニュアル等の内容、④費用対効果分析マニュアル等の運用
 2 個別の評価に係る類型別の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価があることから、評価 11 件に対して延べ 20 件となっている。
 3 点検の結果、指摘がなかった欄は「—」としている。

(イ) 平成24年度の点検における指摘に対する各省の対応状況

平成24年度の点検（平成25年4月公表）において指摘した課題（個別13件、共通4事業区分）に対する各省の対応状況は、図表2のとおりである。

個別の評価に係る指摘については、指摘に基づき評価書の修正が行われた。また、事業区分ごとに共通する指摘については、既に運用の徹底のための措置は講じられているほか、費用対効果分析マニュアル等の改定に向けて検討の場を設ける等、必要な取組が進められている。

図表2 平成24年度の点検における指摘に対する各省の対応状況 (単位：件)

行政機関名	事業区分名	点検対象とした評価件数	個別の指摘を行った評価件数	各省の対応		事業区分ごとに共通する指摘の有無	各省の対応	
				評価書の修正	関係機関への周知等		マニュアル等の改定等	運用の徹底
厚生労働省	水道水源開発等施設整備事業	34	10	修正済み10	措置済み	○	—	措置済み
農林水産省	農地防災事業（震災対策農業水利施設整備事業）	1	—	—	—	—	—	—
	森林環境保全整備事業	16	—	—	—	○	作業中	措置済み
	水産物供給基盤整備事業	14	2	修正済み2	—	○	措置済み	措置済み
	海岸保全施設整備事業	2	—	—	—	—	—	—
国土交通省	海岸事業	4	—	—	—	—	—	—
	道路・街路事業	14	—	—	—	—	—	—
	空港整備事業	1	—	—	—	—	—	—
	都市・幹線鉄道整備事業（都市鉄道利便増進事業）	2	—	—	—	—	—	—
	整備新幹線整備事業	5	—	—	—	—	—	—
環境省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1	1	修正済み1	—	○	措置済み	—
合計	11事業区分	94	13	—	—	4事業区分	—	—